

ワイドエリアバーチャルスイッチサービス 契約約款

平成31年1月1日

KDDI株式会社

目 次

第1章 総則

- 第1条 約款の適用
- 第2条 約款の変更
- 第3条 用語の定義

第2章 ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの区分等

- 第4条 ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの区分
- 第5条 ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの品目等

第3章 ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの提供区域

- 第6条 ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの提供区域

第4章 契約

- 第7条 契約の単位
- 第8条 共同契約
- 第9条 收容区域及び加入区域
- 第10条 当社契約者回線の終端
- 第11条 ワイドエリアバーチャルスイッチ契約申込の方法
- 第12条 ワイドエリアバーチャルスイッチ契約申込の承諾
- 第13条 最低利用期間
- 第14条 区分の変更
- 第15条 品目等の変更
- 第16条 加入契約回線等の移転
- 第17条 異経路
- 第18条 契約者の数の変更
- 第19条 その他の契約内容の変更
- 第20条 利用の一時中断
- 第21条 利用権の譲渡の禁止
- 第22条 契約者が行うワイドエリアバーチャルスイッチ契約の解除
- 第23条 当社が行うワイドエリアバーチャルスイッチ契約の解除
- 第24条 その他の提供条件

第5章 契約者回線群の設定等

- 第25条 契約者回線群の設定
- 第26条 契約者回線群の変更等
- 第27条 契約者回線群の廃止

第6章 付加機能

- 第28条 付加機能の提供
- 第29条 付加機能の変更
- 第30条 付加機能の廃止

第7章 端末設備の提供等

- 第31条 端末設備の提供
- 第32条 端末設備の移転
- 第33条 端末設備の利用の一時中断

第8章 回線相互接続

- 第34条 当社又は他社の電気通信回線の接続
- 第35条 他社接続回線との相互接続
- 第36条 他社接続回線接続変更
- 第37条 接続休止
- 第38条 削除

第9章 利用中止等

- 第39条 利用中止
- 第40条 利用停止

第10章 通信等

- 第40条の2 通信の条件
- 第41条 通信利用の制限等
- 第41条の2 同上
- 第41条の3 同上
- 第41条の4 同上
- 第42条 協定事業者の契約約款等による制約

第11章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

- 第43条 料金及び工事に関する費用

第2節 料金等の支払義務

- 第44条 料金の支払義務
- 第45条 工事費の支払義務
- 第46条 線路設置費の支払義務
- 第47条 設備費の支払義務

- 第47条の2 特定ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係る料金等の取扱い

第3節 料金の計算等

- 第48条 料金の計算方法等
- 第49条 料金等支払いの連帯責任

第4節 保証金

- 第50条 保証金

第5節 割増金及び遅延損害金

- 第51条 割増金
- 第52条 遅延損害金

第6節 他社接続回線に係る料金等

- 第53条 他社接続回線に係る料金等

第12章 保守

- 第54条 契約者の維持責任
- 第55条 契約者の切分責任
- 第56条 修理又は復旧の順位

第13章 損害賠償

- 第57条 責任の制限
- 第58条 免責

第14章 雑則

- 第59条 承諾の限界
- 第60条 利用に係る契約者の義務
- 第61条 他人に使用させる場合の契約者の義務
- 第62条 契約者からの当社契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等
- 第63条 技術的事項及び技術資料の閲覧
- 第64条 契約者からの通知
- 第65条 契約者の氏名等の通知
- 第66条 協定事業者からの通知
- 第66条の2 注意喚起
- 第66条の3 送信型対電気通信設備サイバー攻撃への対処
- 第67条 協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行
- 第68条 法令に規定する事項
- 第69条 契約者情報の取扱い
- 第70条 閲覧

第15章 附帯サービス

- 第71条 附帯サービス

別記

- 1 ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの提供区域等
- 2 加入契約回線と接続ができる他社接続回線
- 3 利用契約回線と接続ができる当社の電気通信サービスに係る電気通信回線
- 4 契約者の地位の承継
- 5 契約者の氏名等の変更
- 6 協定事業者
- 7 契約者からの当社契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等
- 8 自営端末設備の接続
- 9 自営端末設備に異常がある場合等の検査
- 10 自営電気通信設備の接続
- 11 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査
- 11の2 モバイル機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い
- 12 当社の維持責任
- 13 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行
- 14 新聞社等の基準

- 15 技術資料の項目
- 16 支払証明書の発行
- 17 セキュリティ監視サービス
- 18 カスタマコントロール提供サービス
- 19 削除
- 20 宅内配線接続等工事の施工
- 21 契約者の禁止行為

料金表

通則

第1表 ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金

- 1 適用
- 2 回線使用料
- 3 加算額
- 4 付加機能利用料

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

- 1 適用
- 2 工事費の額

第2 線路設置費

- 1 適用
- 2 線路設置費の額

第3 設備費

- 1 適用
- 2 設備費の額

第3表 附帯サービスに関する料金等

- 1 適用
- 2 料金額又は工事に関する費用の額

料金表別表

- (1) 削除
- (2) イーサネット方式の品目に係る伝送速度
- (3) 仮想チャネルの品目に係る伝送速度
- (4) インターネット接続機能Ⅲの品目に係る伝送速度

別表 基本的な技術的事項

附則

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、このワイドエリアバーチャルスイッチサービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これによりワイドエリアバーチャルスイッチサービス（当社がこの約款以外の契約約款等を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

(注) 本条のほか、当社は、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、事業法施行規則第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページにその内容を掲示します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 ワイドエリアバーチャルスイッチ網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてイーサネットフレーム又はインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 ワイドエリアバーチャルスイッチサービス	ワイドエリアバーチャルスイッチ網を使用して行う電気通信サービス
4の2 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2	第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスであって、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2のもの
4の3 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3	第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスであって、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3のもの
4の4 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2	第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスであって、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2のもの
4の5 第2類ワイドエ	第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスであって

リアバーチャルスイッチサービスL3	、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3のもの
5 ワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱局	電気通信設備を設置し、それによりワイドエリアバーチャルスイッチサービスを提供する当社の事業所
6 ワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱所	ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに関する業務を行う当社の事務所
7 収容局設備	電気通信回線を収容するためにワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱局に設置される電気通信設備
8 ワイドエリアバーチャルスイッチ契約	当社からワイドエリアバーチャルスイッチサービスの提供を受けるための契約
9 契約者	当社とワイドエリアバーチャルスイッチ契約を締結している者
10 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（事業法第33条第9項若しくは同条第10項又は第34条第4項の規定に基づき当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点
11 協定事業者	当社とワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係る相互接続協定を締結している電気通信事業者
12 他社接続回線	相互接続点において、当社の電気通信回線と相互に接続する電気通信回線であって、協定事業者の電気通信サービスに係る契約に基づいて相互接続点と当該契約の申込者が指定する場所との間に設置されるもの
13 加入契約回線	相互接続点（料金表第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）4（付加機能利用料）4-2（契約者回線群に係るもの）（12）欄に規定するAWS設備接続機能I（タイプIのものに限ります。）に定める協定事業者の電気通信回線設備とワイドエリアバーチャルスイッチ網との間のものを除きます。）を介して他社接続回線と収容局設備とを相互に接続するための電気通信回線
14 当社契約者回線	当社がワイドエリアバーチャルスイッチ契約に基づいて収容局設備とワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込者が指定する場所との間に設置し、又は設定する電気通信回線
15 無線基地局設備	無線機器（アンテナ設備及び無線送受信装置を有する23に定める端末設備又は25に定める自営電気通信設備をいいます。以下同じとします。）との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備

15の2 回線終端装置	当社契約者回線又は18の6に定めるモバイル回線の終端の場所に当社が設置する装置（端末設備を除きます。）	
16 WiMAX基地局設備	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号。以下同じとします。）第49条の28に定める条件に適合する無線基地局設備	
16の2 LTE基地局設備	無線設備規則第49条の6の9に定める条件に適合する無線基地局設備	
16の3 WiMAX2+基地局設備	無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備	
17 WiMAX機器	WiMAX基地局設備と通信する機能を有する無線機器（回線終端装置を構成するものに限りません。以下同じとします。）	
17の2 LTE機器	LTE基地局設備と通信する機能を有する無線機器	
17の3 ハイブリッド機器	LTE基地局設備及びWiMAX2+基地局設備と通信する機能を有する無線機器	
18 WiMAX回線	WiMAX基地局設備と契約者が指定するWiMAX機器との間にUQコミュニケーションズ株式会社により設定される電気通信回線	
18の2 インターネット接続回線	相互接続点を介してインターネットと収容局設備とを相互に接続するための電気通信回線	
18の3 LTE回線	LTE基地局設備と契約者が指定するLTE機器との間に当社又は沖縄セルラー電話株式会社により設定される電気通信回線（当社又は沖縄セルラー電話株式会社のau(LTE)通信サービス契約約款に定める契約者回線となるものを除きます。）	
18の4 WiMAX2+回線	WiMAX2+基地局設備と契約者が指定するハイブリッド機器との間にUQコミュニケーションズ株式会社により設定される電気通信回線	
18の5 ハイブリッド回線	LTE基地局設備及びWiMAX2+基地局設備と契約者が指定するハイブリッド機器との間に当社、沖縄セルラー電話株式会社又はUQコミュニケーションズ株式会社（以下あわせて「当社等」といいます。）により設定される電気通信回線（当社又は沖縄セルラー電話株式会社のau(LTE)通信サービス契約約款に定める契約者回線となるものを除きます。）	
18の6 モバイル回線	WiMAX回線、LTE回線又はハイブリッド回線	
18の7 その他回線	料金表第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）4（付加機能利用料）4-2（契約者回線群に係るもの）、4-3（仮想チャネル群に係るもの）又は4-4（契約者回線群又はL3仮想チャネル群に係るもの）に定める次の付加機能に係る次の電気通信回線	
	付加機能	電気通信回線
	プラットフォームゲートウェイ機能I又	特定設備（当社が別に定める約款又は規約により提供する電気

	<p>はプラットフォーム ゲートウェイ機能Ⅱ</p>	<p>通信設備をいいます。以下同じとします。)とその最寄の收容局設備(最寄以外の收容局設備を用いるときはその最寄以外の收容局設備を含みます。以下同じとします。)との間の電気通信回線</p>
	<p>AWS 設備接続機能Ⅰ(タイプ2のものに限ります。)</p>	<p>AWS 設備接続装置(AWS 設備(当社の「AWS with KDDI」利用規約に定めるAWS社の設備をいいます。以下同じとします。)の終端と当社が別に定める電気通信事業者が設置する電気通信回線設備の終端とを接続するため当社が設置する端末設備をいいます。以下同じとします。)とその最寄の收容局設備との間の電気通信回線(ワイドエリアバーチャルスイッチ網を構成するものに限ります。)</p>
	<p>AWS 設備接続機能Ⅰ(タイプ1のものに限ります。)</p>	<p>協定事業者の電気通信回線設備(その終端において、AWS 設備接続装置を介してAWS 設備の終端と接続するものに限ります。)の一端(AWS 設備接続装置を介してAWS 設備と接続する終端を除きます。)とワイドエリアバーチャルスイッチ網との相互接続点とその最寄の收容局設備との間の電気通信回線</p>
	<p>クラウド設備接続機能</p>	<p>クラウド設備(電気通信回線設備を利用して接続することができるサーバ(入力された要求に応じてコンピュータプログラムの実行、情報の保存等の機能を提供する電子計算機をいいます。)の集合体をいいます。以下同じとします。)とワイドエリアバーチャルスイッチ網の終端との接続点からその最寄の收容局設備までの間の電気通信回線</p>
<p>18の8 IPsec 通信路</p>	<p>インターネットセキュリティプロトコルを利用して設定された論理的通信路</p>	

19 アクセスポイント	<p>ア ワイドエリアバーチャルスイッチ契約に基づいて設置される電気通信回線と、ワイドエリアバーチャルスイッチサービス以外の当社の電気通信サービスに係る電気通信回線との接続点</p> <p>イ 18の5欄の表の右欄に定める電気通信回線の一端（相互接続点となるもの及び收容局設備と接続するものを除きます。）</p>
20 利用契約回線	<p>アクセスポイントを介してワイドエリアバーチャルスイッチサービス以外の当社の電気通信サービスに係る電気通信回線と收容局設備とを相互に接続するための電気通信回線（料金表第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）4（付加機能利用料）4-2（契約者回線群に係るもの）(3)（リモートアクセス着信機能1）に定める特定利用契約回線（以下「特定利用契約回線」といいます。）を除きます。）</p>
20の2 利用契約回線等	利用契約回線又は特定利用契約回線
21 加入契約回線等	<p>加入契約回線、当社契約者回線、インターネット接続回線（料金表第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）1（適用）（2）に定めるインターネットを利用する方式のもの（以下「インターネットを利用する方式のもの」といいます。）に係るものに限ります。）、利用契約回線又はモバイル回線</p>
21の2 トラフィックフリー機能	<p>次のいずれかのもの。</p> <p>(1) 契約者が当社所定の方法によりあらかじめ指定した加入契約回線等（料金表に定めるクラス1-2又はクラス2-2のイーサネット方式のもの（その品目がバーストタイプ（1Mb/s（バーストタイプ）及び10Mb/s（バーストタイプ））のものをいいます。以下同じとします。）に係るものを除きます。）に限ります。以下「プラットフォーム回線」といいます。）と他の加入契約者回線等との間の通信について、当該他の加入契約回線等の品目に係る伝送速度を超える符号伝送速度（プラットフォーム回線の品目に係る符号伝送速度以下のものに限ります。）による通信を可能とする取扱い</p> <p>(2) 料金表第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）4（付加機能利用料）4-2（契約者回線群に係るもの）(11)に規定するプラットフォームゲートウェイ機能Iにより行われる通信（加入契約回線等（プラットフォーム回線を除きます。以下この欄において同じとします。）から特定設備宛に行うもの）に限ります。）について、その加入契約回線等の品目に係る伝送速度を超える当社が別に定める符号伝送速度による通信を可能にする取扱い</p>

		<p>(3) 料金表第1表4の4-2(12)に規定するAWS設備接続機能Iにより行われる通信(加入契約回線等とAWS設備接続装置(同(12)に規定するタイプ1にあつては、相互接続点)との間の通信に限ります。)について、その加入契約回線等の品目に係る伝送速度を超える当社が別に定める符号伝送速度による通信を可能とする取扱い</p> <p>(4) 料金表第1表4の4-4(1)に規定するクラウド設備接続機能により行われる通信(加入契約回線等(特定利用契約回線を含みます。))又は仮想チャネル(L3仮想チャネル又は料金表第1表4の4-3(1)に規定する仮想チャネル接続機能の提供を受けているL2仮想チャネル群に所属するL2仮想チャネルに限ります。)とクラウド設備との間の通信に限ります。)について、その加入契約回線等の品目に係る伝送速度を超える当社が別に定める符号伝送速度による通信を可能とする取扱い</p>
22	契約者回線群	ワイドエリアバーチャルスイッチ網を使用して相互に通信を行うことのできる1以上の加入契約回線等により構成される回線群(1以上の特定利用契約回線が含まれるものを含みます。)
22の2	L2契約者回線群	その契約者回線群を構成する加入契約回線等がワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るものであるもの
22の3	L3契約者回線群	その契約者回線群を構成する加入契約回線等がワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3に係るものであるもの
22の4	契約者回線群所属回線	契約者回線群に所属する加入契約回線等及びその契約者回線群に係る付加機能(18の5欄に定めるものに限ります。)におけるその他回線
23	L2仮想チャネル	仮想チャネルであつて、イーサネットフレームにより符号の伝送交換を行うもの
23の2	L3仮想チャネル	仮想チャネルであつて、インターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うもの
23の3	L2仮想チャネル群	その仮想チャネル群を構成する仮想チャネルがL2仮想チャネルであるもの
23の4	L3仮想チャネル群	その仮想チャネル群を構成する仮想チャネルがL3仮想チャネルであるもの
23	端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であつて、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
24	自営端末設備	契約者が設置する端末設備
25	自営電気通信設備	電気通信事業者(電気通信回線設備を設置する者に限りません。)以外の者が設置する電気通信設備であつて、端末設備以外のもの

26 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端末設備等の接続の接続の技術的条件
27 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの区分等

（ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの区分）

第4条 ワイドエリアバーチャルスイッチサービスには、次の区分があります。

区 分	内 容
第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービス	第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービス以外のワイドエリアバーチャルスイッチサービス
第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービス	料金表第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）4（付加機能利用料）に定める仮想チャネル提供機能又はインターネット接続機能Ⅲを利用することのできるワイドエリアバーチャルスイッチサービス

2 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービス及び第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスには、それぞれ次の区分があります。

区 分	内 容
ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2	イーサネットフレームにより符号の伝送交換を行うワイドエリアバーチャルスイッチサービス
ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3	インターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うワイドエリアバーチャルスイッチサービス

（ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの品目等）

第5条 ワイドエリアバーチャルスイッチサービスには、料金表に規定する品目及び通信又は保守の態様による細目等があります。

第3章 ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの提供区域

(ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの提供区域)

第6条 当社のワイドエリアバーチャルスイッチサービスは、別記1に定める提供区域において提供します。

2 当社は、当社が指定するワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱所において、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスのサービス提供地域を閲覧に供します。

第4章 契約

(契約の単位)

第7条 当社は、1の加入契約回線等ごとに1のワイドエリアバーチャルスイッチ契約を締結します。

(共同契約)

第8条 当社は、1の加入契約回線等について、契約者が2人以上となるワイドエリアバーチャルスイッチ契約（以下「共同契約」といいます。）を締結します。

2 前項の場合、契約者のうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

(收容区域及び加入区域)

第9条 当社は、料金表第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）に定めるところにより收容区域及び加入区域を設定します。

2 当社は、当社が指定するワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱所においてその收容区域及び加入区域を閲覧に供します。

(当社契約者回線の終端)

第10条 当社は、契約者が指定した場所（料金表に規定する收容区域内に限ります。）内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に保安器若しくは配線盤（これらに準じるものとして当社が指定するものを含みます。）又は回線終端装置を設置し、これを当社契約者回線の終端とします。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、契約者と協議します。

(ワイドエリアバーチャルスイッチ契約申込の方法)

第11条 ワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を、契約事務を行うワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱所に提出していただきます。

- (1) ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの区分、品目及び通信又は保守の態様による細目等（カスタマコントロール提供サービスで別途指定することとなる場合を除きます。）
- (2) エクステンディーサネット方式（料金表第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）1（適用）（4）に定めるものをいいます。以下同じとします。）以外のワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込みにあつては、所属する契約者回線群
- (3) 加入契約回線に係るワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込みにあつては、相互に接続する他社接続回線に係るサービスの品目、通信又は保守の態様による細目、区間及び協定事業者の氏名又は名称
- (4) 当社契約者回線に係るワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込みにあつては、当社契約者回線の終端の設置場所
- (5) 利用契約回線に係るワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込みにあつては、アクセスポイントを介して接続する当社の電気通信回線に係る区間、サービスの品目等
- (6) モバイル回線に係るワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込みにあつては、モ

バイル回線の種別（WiMAX回線、LTE回線又はハイブリッド回線の別をいいます。以下同じとします。）

- (7) 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係るワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込みをする場合であって、その料金を設定する電気通信事業者として、その他接続回線に係る協定事業者を指定するときは、その協定事業者
- (8) 仮想チャンネル専用方式（料金表第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）1（適用）（1）の2に定めるものをいいます。以下同じとします。）に係るワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込みにあつては、料金表第1表4（付加機能利用料）に定める仮想チャンネル提供機能の提供の請求
- (9) その他ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの内容を特定するために必要な事項

（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約申込の承諾）

第12条 当社は、ワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込みがあつたときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合（エクステンディーサネット方式に係るワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込みにあつては、（6）から（8）を除きます。）には、そのワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 加入契約回線等若しくは契約者回線群を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) ワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込みをした者がワイドエリアバーチャルスイッチサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) ワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込みをした者が第40条（ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの利用停止）の規定によりワイドエリアバーチャルスイッチサービスの利用を停止されているとき、又は当社が行うワイドエリアバーチャルスイッチ契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) ワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込みをした者がその申込みにあたり虚偽の申告をしたとき。
- (5) 第60条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (6) ワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込時に指定する契約者回線群が存在しないとき。
- (7) ワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込時に指定する契約者回線群について、第25条（契約者回線群の設定）に規定する回線群代表者の承諾が得られないとき。
- (8) 申込みをしたワイドエリアバーチャルスイッチサービスの区分が、所属する契約者回線群を構成する加入契約者回線等に係るワイドエリアバーチャルスイッチサービスの区分と異なるとき。
- (9) 当社の電気通信サービスに係る電気通信回線と接続するワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込みにあつては、利用契約回線と相互に接続する当社の電気通信サービスに係る電気通信回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (10) 他社接続回線と接続するワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込みにあつては、そのワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込みをした者が、他社接続回線について協定事業者と契約を締結している者とならないとき、その他社接続

回線との相互接続に関してその他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、又はその他その申込内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

- (11) その申込みを承諾することにより、この約款の規定に反することとなるとき、又はそのおそれがあるとき。
- (12) 削除
- (13) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第13条 ワイドエリアバーチャルスイッチサービス（第11条（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約申込の方法）第3号に基づき、その加入契約回線に係るワイドエリアバーチャルスイッチサービスの料金を設定する電気通信事業者としてその他社接続回線に係る協定事業者の指定があったワイドエリアバーチャルスイッチサービス（以下「特定ワイドエリアバーチャルスイッチサービス」といいます。）を除きます。）については、料金表第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 契約者は、前項の最低利用期間内にワイドエリアバーチャルスイッチ契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）に規定する額を支払っていただきます。

(区分の変更)

第14条 契約者は、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの区分の変更の請求をすることができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第12条（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約申込の承諾）（第2項（12）を除きます。）の規定に準じて取り扱います。

(品目等の変更)

第15条 契約者は、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの品目及び通信又は保守の態様等による細目並びに料金表第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）に定めるタイプ及びプランの変更の請求をすることができます。

ただし、料金表に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第12条（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約申込の承諾）（第2項（12）を除きます。）の規定に準じて取り扱います。

(加入契約回線等の移転)

第16条 契約者は、加入契約回線等の移転の請求をすることができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第12条（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約申込の承諾）（第2項（12）を除きます。）の規定に準じて取り扱います。

(異経路)

第17条 当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、契約者の請求に基づき、その当社契約者回線その他の電気通信回線を通常の経路以外の当社が指定する経路（以下「異経路」といいます。）により設置します。

(契約者の数の変更)

第18条 契約者は、契約者の数を増減する申込みをすることができます。この場合、新たに契約者となる者又は契約者でなくなる者と連署した当社所定の契約申込書（第11条（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約申込の方法）の契約申込書に準拠したものとします。）を契約事務を行うワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の申込みがあったときは、第12条（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約申込の承諾）（第2項（12）を除きます。）の規定に準じて取り扱います。

（その他の契約内容の変更）

第19条 当社は、契約者から請求があったときは、第11条（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約申込の方法）第5号又は第6号に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第12条（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約申込の承諾）（第2項（12）を除きます。）の規定に準じて取り扱います。

3 特定ワイドエリアバーチャルスイッチサービスから特定ワイドエリアバーチャルスイッチサービス以外のワイドエリアバーチャルスイッチサービスへの変更又は特定ワイドエリアバーチャルスイッチサービス以外のワイドエリアバーチャルスイッチサービスから特定ワイドエリアバーチャルスイッチサービスへの変更は行うことができません。

（利用の一時中断）

第20条 当社は、契約者から請求があったときは、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの利用の一時中断（そのワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係る電気通信設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（利用権の譲渡の禁止）

第21条 利用権（契約者がワイドエリアバーチャルスイッチ契約に基づいてワイドエリアバーチャルスイッチサービスの提供を受ける権利をいいます。）は、譲渡することができません。

（契約者が行うワイドエリアバーチャルスイッチ契約の解除）

第22条 契約者は、ワイドエリアバーチャルスイッチ契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱所に書面により通知して頂きます。

（当社が行うワイドエリアバーチャルスイッチ契約の解除）

第23条 当社は、次の場合には、そのワイドエリアバーチャルスイッチ契約を解除することがあります。

- （1）第40条（利用停止）の規定によりワイドエリアバーチャルスイッチサービスの利用停止をされた契約者がなおその事実を解消しないとき。
- （2）相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは協定事業者の電気通信事業の休止又は他社接続回線に係る相互接続点の所在場所の変更若しくは廃止により、契約者が他社接続回線を利用することができなくなった場合であって、利用の一時中断又は第36条（他社接続回線接続変更）に規定する他社接続回線接続変更の請求を行わないとき。

- (3) そのワイドエリアバーチャルスイッチ契約に係る契約者回線群について、第27条（契約者回線群の廃止）に規定する契約者回線群の廃止があった場合であって、第26条（契約者回線群の変更等）に規定する所属する契約者回線群の変更の請求を行わないとき。
- 2 当社は、契約者が第40条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項第1号の規定にかかわらず、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの利用停止をしないでそのワイドエリアバーチャルスイッチ契約を解除することがあります。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当社は、契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにそのワイドエリアバーチャルスイッチ契約を解除することがあります。
- 4 当社は、第1項又は第2項の規定により、そのワイドエリアバーチャルスイッチ契約を解除しようとするときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。

（その他の提供条件）

第24条 ワイドエリアバーチャルスイッチ契約に関するその他の提供条件については、別記4及び5に定める他、当社が別に定めるところによります。

第5章 契約者回線群の設定等

(契約者回線群の設定)

第25条 契約者回線群は、次の場合に新設することができます。

- (1) ワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込みをするとき。
 - (2) 現に利用している契約者回線群を分割するとき。
- 2 前項の場合において、その契約者回線群に所属する加入契約回線等に係る契約者のうち1人を回線群代表者（その契約者回線群に所属する加入契約回線等に係る契約者であって、契約者回線群の設定、変更又は廃止の手続き等を代表する者をいいます。以下同じとします。）と定めて、ワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱所に届け出ていただきます。
- 3 回線群代表者となる者から契約者回線群の新設の請求があったときは、当社は、第12条（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約申込の承諾）（第2項（12）を除きます。）の規定に準じて取り扱います。
- 4 当社は、1の契約者回線群ごとに、契約者回線群識別番号（契約者回線群を識別するために当社が定める番号をいいます。以下同じとします。）を付与します。
- 5 前4項で定めるほか、契約者回線群の取扱いについて、料金表第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

(契約者回線群の変更等)

第26条 契約者（回線群代表者を除きます。）は、加入契約回線等について現に所属する契約者回線群から他の契約者回線群へ、所属する契約者回線群の変更の請求を行うことができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第12条（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約申込の承諾）（第2項（12）を除きます。）の規定に準じて取り扱います。この場合における契約者回線群識別番号は、変更後の契約者回線群に対応するものとします。
- 3 契約者は、その契約者回線群に所属する他の加入契約回線等に係る契約者の承認が得られない場合を除いて、回線群代表者を変更することができます。
この場合、回線群代表者を変更しようとする契約者は、その契約者回線群に所属する加入契約回線等に係る契約者のうち1人をあらたな回線群代表者と定めてワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱所に届け出ていただきます。

(契約者回線群の廃止)

第27条 当社は、次の場合には、契約者回線群を廃止します。

- (1) 回線群代表者から、その契約者回線群の廃止の請求があったとき。
- (2) 回線群代表者に係る加入契約回線等について、契約の解除があった場合であって、第26条（契約者回線群の変更等）第3項に規定する回線群代表者の変更の届出がないとき。
- (3) その契約者回線群に所属する加入契約回線等がなくなったとき。

第6章 付加機能

(付加機能の提供)

第28条 当社は、契約者から請求があったときは、そのワイドエリアバーチャルスイッチ契約について、次の場合を除き、料金表第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）に定めるところにより付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求した契約者が、付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。
- (3) この約款に特段の定めがあるとき。

(付加機能の変更)

第29条 契約者は、付加機能の品目及び設備の態様による細目の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第28条（付加機能の提供）の規定に準じて取り扱います。

(付加機能の廃止)

第30条 当社は、次の場合には付加機能を廃止します。

- (1) その付加機能の提供を受けている契約者から、ワイドエリアバーチャルスイッチ契約の解除又は付加機能の廃止の申出があったとき。
- (2) 当社は、料金表第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）に別の定めがあるときは、その付加機能の利用の廃止を行うことがあります。

第7章 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

第31条 当社は、契約者から請求があったときは、その加入契約回線等について料金表第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）に定めるところにより端末設備を提供します。

(端末設備の移転)

第32条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

(端末設備の利用の一時中断)

第33条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第8章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線の接続)

第34条 契約者は、その当社契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その当社契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面をワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

(他社接続回線との相互接続)

第35条 当社は、他社接続回線と接続するワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込みを承諾したときは、その他社接続回線と接続する相互接続点において、指定のあった他社接続回線との接続を行います。

(他社接続回線接続変更)

第36条 当社は、契約者から請求があったときは、その他社接続回線に係る相互接続点の現在の所在場所において、現在接続されている他社接続回線以外の他社接続回線への接続の変更(以下「他社接続回線接続変更」といいます。)を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第12条(ワイドエリアバーチャルスイッチ契約申込の承諾)(第2項(12)を除きます。)の規定に準じて取り扱います。

(接続休止)

第37条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は協定事業者における電気通信事業の休止により、契約者が加入契約回線と接続する他社接続回線を全く利用できなくなったときは、その加入契約回線について接続休止とします。

ただし、その加入契約回線について、契約者から加入契約回線等の移転、利用の一時中断若しくは他社接続回線接続変更の請求又は契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

2 当社は、前項の規定により、接続休止をしようとするときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。

3 第1項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、そのワイドエリアバーチャルスイッチ契約は解除されたものとして取り扱います。この場合には、当社は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

第38条 削除

第9章 利用中止等

(利用中止)

第39条 当社は、次の場合には、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社又はUQコミュニケーションズ株式会社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第41条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。
- (3) 相互接続協定に基づき、相互接続点の所在場所を変更するとき。

2 当社は、前項の規定によりワイドエリアバーチャルスイッチサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第40条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間（そのワイドエリアバーチャルスイッチサービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったワイドエリアバーチャルスイッチサービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのワイドエリアバーチャルスイッチサービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第60条（利用に係る契約者の義務）又は第61条（他人に使用させる場合の契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (3) 当社の承諾を得ずに、当社契約者回線に自営端末設備、自営電気通信設備、当社が別に定める電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (4) 当社契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を当社契約者回線から取りはずさなかったとき。
- (5) 契約者が、別記11の2の規定に違反したとき。
- (6) 前各号のほか、この約款の規定に反する行為であって、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。

2 当社は、複数のワイドエリアバーチャルスイッチ契約を締結している契約者が、そのいずれかのワイドエリアバーチャルスイッチ契約において、第60条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したときは、6ヶ月以内で当社が定める期間、その全てのワイドエリアバーチャルスイッチ契約に係るワイドエリアバーチャルスイッチサービスの利用を停止することがあります。

3 当社は、前2項の規定によりワイドエリアバーチャルスイッチサービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第10章 通信等

(通信の条件)

第40条の2 通信（モバイル回線を使用して行うものに限ります。以下この条において同じとします。）は、そのモバイル機器が当社の指定するホームページ上に掲載されているサービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。

ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところによる通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態（通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。）となる場合があります。

2 当社及びUQコミュニケーションズ株式会社は、技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。

3 通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとしします。

ただし、その通信プロトコルに係る伝送速度を保証するものではありません。

4 モバイル回線を使用して行う通信に係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとしします。

5 当社は、1のモバイル機器において、一定時間内に基準値を超える大量の符号を送受信しようとしたときは、その伝送速度を一時的に制限し、又はその超過した符号の全部若しくは一部を破棄します。

6 電波状況等により、ワイドエリアバーチャルスイッチサービス（モバイル回線を使用して行うものに限ります。）を利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとしします。

(通信利用の制限等)

第41条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている加入契約回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給に直接関係がある機関
水道の供給に直接関係がある機関

ガスの供給に直接関係がある機関

選挙管理機関

別記14に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関

預貯金業務を行う金融機関

その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しくふくそうしたとき、又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 インターネット接続機能（料金表第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）4（付加機能利用料）に定めるインターネット接続機能Ⅰ又はインターネット接続機能Ⅲをいいます。以下同じとします。）に係る利用者が、一定時間内に基準値を超える大量の符号を送受信しようとしたときは、その伝送速度を一時的に制限し、又はその超過した符号の全部若しくは一部を破棄します。

第41条の2 前条の規定による場合のほか、当社は、モバイル回線に関して、次の通信利用の制限を行うことがあります。

- (1) 通信が著しくふくそうする場合に、通信時間又は特定地域のモバイル回線への通信の利用を制限すること。
 - (2) モバイル回線を当社が別に定める一定時間以上継続して保留し当社等の電気通信設備を占有する等、その通信が当社等の電気通信サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。
 - (3) 当社等の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる通信を発生させる等、そのモバイル回線を用いて行われた通信が当社の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は当社等の電気通信サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、そのモバイル回線に係る通信の帯域を制限すること。
- 2 当社は、前項の規定による場合のほか、当社が別に定める形式のデータについて、圧縮その他ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの円滑な提供に必要な措置を行うことがあります。
 - 3 前2項に定めるほか、当社は、LTE回線及びハイブリッド回線について、別記11の3に定める通信利用の制限を行います。
 - 4 当社は、ワイドエリアバーチャルスイッチ網の通信帯域が逼迫する等して、当社の電気通信サービスの円滑な提供に支障が生じ、及びひいてはワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係る利用者のワイドエリアバーチャルスイッチサービスの利用に支障が生じることを防止するため、ワイドエリアバーチャルスイッチ網で取り扱う通信について、大量に受信させる等によってワイドエリアバーチャルスイッチ網その他の当社の電気通信サービスに係る電気通信設備の通信帯域を不当に逼迫させる等の目的で送信されるIPパケット（以下「特定目的通信」といいます。）の検知を行うとともに、ワイドエリアバーチャルスイッチ網で取り扱う通信が特定目的通信であると判断したときは、その通信を破棄することがあります。

第41条の3 当社は、前2条の規定によるほか、当社が、窃盗、詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断し、又は代金債務（立替払等に係る債務を含みます。）の履行が為されていないと判断して、当社の電気通信設備に所定の

登録を行った端末設備がモバイル回線に接続された場合、そのモバイル回線からの通信の利用を制限する措置をとることがあります。

第41条の4 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との通信を制限することがあります。

（協定事業者の契約約款等による制約）

第42条 契約者は、当社又は協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款（料金表を含みます。）等の規定により、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係る加入契約回線等又は特定利用契約回線と接続する他社接続回線その他、当社又はその協定事業者に係る電気通信設備を使用することができない場合においては、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスサービスを利用することはできません。

第11章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第43条 当社が提供するワイドエリアバーチャルスイッチサービスの料金は、料金表第1表(ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金)に定めるところによります。

2 当社が提供するワイドエリアバーチャルスイッチサービスの工事に関する費用は、工事費、線路設置費及び設備費とし、料金表第2表(工事に関する費用)に定めるところによります。

(注) 本条第1項に規定する料金は、当社が提供するワイドエリアバーチャルスイッチサービスの態様に応じて、回線使用料、加算額及び付加機能利用料を合算したものとします。

第2節 料金等の支払義務

(料金の支払義務)

第44条 契約者は、次表に定める課金開始日(以下「課金開始日」といいます。)から起算して次表に定める課金終了日(以下「課金終了日」といいます。)までの期間(課金開始日と課金終了日が同一の日である場合は、その日)について、料金表第1表(ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金)に規定する料金の支払いを要します。

区 分	内 容
課金開始日	そのワイドエリアバーチャルスイッチ契約に基づいて当社がワイドエリアバーチャルスイッチサービスの提供を開始した日(付加機能又は端末設備の提供についてはその提供を開始した日)
課金終了日	ア イ以外の場合 契約の解除があった日(付加機能又は端末設備についてはその廃止があった日)の前日 イ カスタマコントロール提供サービスにより付加機能又は端末設備の廃止について指定する場合 付加機能又は端末設備の廃止があった日

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりワイドエリアバーチャルスイッチサービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 次の場合が生じたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

ア 利用の一時中断をしたとき。

イ 利用停止があったとき。

ウ サービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを契約者に通知したとき。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除いて、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのワイドエリアバーチャルスイッチサービ	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(この表の左欄に

<p>スを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（2欄から4欄までに該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、1時間（通信又は保守の態様による細目について、料金表第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）に別段の定めがある場合はその時間とします。）以上その状態が連続したとき。</p>	<p>規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応するそのワイドエリアバーチャルスイッチサービス（そのワイドエリアバーチャルスイッチサービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）についての料金</p>
<p>2 当社の故意又は重大な過失によりそのワイドエリアバーチャルスイッチサービスを全く利用できない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのワイドエリアバーチャルスイッチサービス（そのワイドエリアバーチャルスイッチサービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）についての料金</p>
<p>3 加入契約回線等の移転若しくは端末設備の移転、他社接続回線接続変更、相互接続点又はアクセスポイントの所在地の変更に伴って、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスを利用できなくなった期間が生じたとき（契約者の都合によりワイドエリアバーチャルスイッチサービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）。</p>	<p>利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのワイドエリアバーチャルスイッチサービス（そのワイドエリアバーチャルスイッチサービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）についての料金</p>
<p>4 ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの接続休止をしたとき。</p>	<p>接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの期間に対応するそのワイドエリアバーチャルスイッチサービス（そのワイドエリアバーチャルスイッチサービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）についての料金</p>

3 第1項の期間において、契約者が加入契約回線と相互に接続する他社接続回線又は利用契約回線等と相互に接続する当社の電気通信回線（以下、「他社接続回線等」といいます。）を利用することができない状態が生じたときのワイドエリアバーチャルスイッチサービスの料金の支払いは、次によります。

(1) 他社接続回線等の利用の一時中断、利用停止又は契約の解除その他その他社接続回線等の契約者に帰する事由により、契約者がその他社接続回線等を利用することができなくなった場合であっても、契約者は、そのワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係る料金の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除いて、ワイドエリア

バーチャルスイッチサービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
<p>1 契約者の責めによらない理由により、加入契約回線又は利用契約回線等と相互に接続する他社接続回線等を全く利用できない状態（その他社接続回線等による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたため、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスを全く利用できなくなった場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、前項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（前項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応するそのワイドエリアバーチャルスイッチサービスについての料金</p>
<p>2 加入契約回線又は利用契約回線等と相互に接続する他社接続回線等に係る協定事業者又は当社の故意又は重大な過失により、そのワイドエリアバーチャルスイッチサービスを全く利用できない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのワイドエリアバーチャルスイッチサービス（そのワイドエリアバーチャルスイッチサービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）についての料金</p>

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（工事費の支払義務）

第45条 契約者は、ワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第1（工事費）に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（線路設置費の支払義務）

第46条 契約者は、次の場合には、料金表第2表第2（線路設置費）に規定する線路設置費を支払っていただきます。

ただし、当社契約者回線の設置等の工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既に線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費を返還します。

（1）当社契約者回線の終端が区域外（收容区域のうち加入区域以外のものをいいます。以下同じとします。）となるワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込みをし、そ

の承諾を受けたとき。

- (2) その終端が区域外にある当社契約者回線について、品目等の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。
 - (3) 移転後の当社契約者回線の終端が区域外となる加入契約回線等の移転（移転後の当社契約者回線の終端が移転前の当社契約者回線の終端と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内となるものを除きます。）の請求をし、その承諾を受けたとき。
- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（区域外における当社契約者回線の新設の工事に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（設備費の支払義務）

第47条 契約者は、特別な電気通信設備の新設等を要するワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第3（設備費）に規定する設備費を支払っていただきます。

ただし、その設備等の工事の着手前に解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（解除等を行う前に設備費の支払いを要することとなっている部分に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（特定ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係る料金等の取扱い）

第47条の2 特定ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに関する料金等は、この約款の規定にかかわらず、その他社接続回線に係る協定事業者（以下「料金設定事業者」といいます。）が定めるものとし、その料金等の取扱いについては、料金設定事業者の契約約款等に定めるところによります。

第3節 料金の計算等

（料金の計算方法等）

第48条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払い方法は、料金表通則に定めるところによります。

（料金等支払いの連帯責任）

第49条 共同契約を締結している各契約者は、契約者が支払うべき料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務の支払いについて、連帯して責任を負っていただきます。

第4節 保証金

(保証金)

第50条 当社は、契約者(新たに契約者となる者を含みます。以下この条において同じとします。)が次のいずれかに該当する場合に、料金表第1表(ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金)に規定する月額料金の3ヶ月分に相当する額を超えない範囲で当社が別に定める条件に従って保証金を預けていただくことがあります。

- (1) 契約者が現に利用している当社の電気通信サービスの料金について、支払期日を経過してもなお支払わなかった場合
- (2) 契約者が、当社の電気通信サービスの料金について支払期日を経過してもなお料金を支払わないことが予想される場合

2 当社は、ワイドエリアバーチャルスイッチ契約を解除した場合には、保証金を契約者が支払うべき料金に充当し、その残額を返還します。

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める条件は、保証金に利息を付さないことを条件として預けていただくこととします。

第5節 割増金及び遅延損害金

(割増金)

第51条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(遅延損害金)

第52条 契約者は、料金その他の債務(遅延損害金を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から計算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第6節 他社接続回線に係る料金等

(他社接続回線に係る料金等)

第53条 加入契約回線(特定ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係るものを除きます。)と相互に接続する他社接続回線又は利用契約回線と相互に接続する当社の電気通信サービスに係る電気通信回線に係る料金又は工事に関する費用は、料金表に定めるところによります。

第12章 保守

(契約者の維持責任)

第54条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

- 2 前項の規定のほか、契約者（そのワイドエリアバーチャルスイッチ契約に係る加入契約回線等が料金表第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）に定めるモバイル回線を利用する方式である者又は料金表第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）に定めるモバイルバックアップ機能の提供を受ける者に限ります。）は、無線機器を無線設備規則に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第55条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が当社契約者回線に接続されている場合であって、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、ワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱局において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験により当社の電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第56条 当社は、当社の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第41条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの

	選挙管理機関に設置されるもの 別記 14 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機 関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置される もの（第 1 順位となるものを除きます。）
3	第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社の電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的にそのワイドエ
 リアバーチャルスイッチサービスに係る電気通信設備を変更することがあります。

第13章 損害賠償

(責任の制限)

第57条 当社は、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスを提供すべき場合において、当社又は協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのワイドエリアバーチャルスイッチサービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、第44条（料金の支払義務）第2項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者が協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款及び料金表等に定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

- 2 前項の場合において、当社は、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（第44条第2項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限り、以下この条において同じとします。）に対応するそのワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係る料金額（この約款の規定により当社が定める料金額（そのワイドエリアバーチャルスイッチサービスの一部を全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額）に限り、）を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。
- 3 当社の故意又は重大な過失によりワイドエリアバーチャルスイッチサービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

(注) 本条第2項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第58条 当社は、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合又はその電気通信設備に記憶されている内容が変化又は消失したことにより損害が生じた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものでないときは、その責任を負わないものとします。

- 2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備（その自営端末設備又は自営電気通信設備を結合又は装着等することにより一体的に使用される電子機器その他の器具を含みます。）の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（ワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱局に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に当社契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第14章 雑則

(承諾の限界)

第59条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした契約者に通知します。

ただし、この約款に別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第60条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) ワイドエリアバーチャルスイッチ契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは破損し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備（当社が指定する端末設備を含みます。）若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、ワイドエリアバーチャルスイッチ契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(4) ワイドエリアバーチャルスイッチ契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

(5) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、若しくは他人の利益を害する態様でワイドエリアバーチャルスイッチサービスを利用し、又は他人に利用させないこと。

2 当社は、契約者の行為が別記21に規定する禁止行為のいずれかに該当すると判断した場合は、前項第5号の義務に違反したものとみなします。

3 契約者は、前2項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

4 契約者は、第1項各号の規定に違反して他人に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

(注1) そのモバイル回線について、当社又はUQコミュニケーションズ株式会社が通信のふくそうを生じさせるおそれがある等として禁止する態様で利用されていると当社が認めたときは、本条第1項第2号の規定に違反したものとして取り扱います。

(注2) ワイドエリアバーチャルスイッチ契約に基づき設置した電気通信設備に係るソフトウェアについて、その消去、改変等を行ったときは、本条第1項第1号又は第4号の規定に違反したものとして取り扱います。

(他人に使用させる場合の契約者の義務)

第61条 契約者は、ワイドエリアバーチャルスイッチ契約に基づき設置した電気通信設備を契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

- (1) 契約者は、前条の規定の適用については、善良な管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、ワイドエリアバーチャルスイッチ契約に基づき設置した電気通信設備を使用する者の行為についても、当社に対し責任を負っていただきます。
- (2) 契約者は、ワイドエリアバーチャルスイッチ契約に基づき設置した電気通信設備に関する料金又は工事に関する費用のうち、その設備を使用する者の使用によるものについても、当社に対して支払いの責任を負っていただきます。
- (3) 契約者は、当社が別に定める事項について、その当社契約者回線に接続する自営端末設備又は自営電気通信設備のうち、その当社契約者回線を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負っていただきます。

(注) 本条第3号に規定する当社が別に定める事項は、次に掲げるこの約款の規定の適用とします。

- ア 第54条（契約者の維持責任）
- イ 第55条（契約者の切分責任）
- ウ 別記8（自営端末設備の接続）
- エ 別記9（自営端末設備に異常がある場合等の検査）
- オ 別記10（自営電気通信設備の接続）
- カ 別記11（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）

（契約者からの当社契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等）

第62条 契約者からの当社契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等については、別記7に定めるところによります。

（技術的事項及び技術資料の閲覧）

第63条 ワイドエリアバーチャルスイッチサービスにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

- 2 当社は、当社が指定するワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱所において、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスを利用するうえで参考となる別記15の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

（契約者からの通知）

第64条 契約者は、他社接続回線について、第11条（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約申込の方法）に規定する事項その他当社が別に定める異動があったときは、その内容について速やかに当社に通知していただきます。

（契約者の氏名等の通知）

第65条 当社は、協定事業者から請求があったときは、契約者（その協定事業者とワイドエリアバーチャルスイッチサービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。）の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

（協定事業者からの通知）

第66条 契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは

、協定事業者からその料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(注意喚起)

第66条の2 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号。以下「機構法」といいます。）に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」といいます。）が行う特定アクセス行為（機構法の平成13年1月6日付附則第8条第4項第1号に定めるものをいいます。以下同じとします。）に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、同機構が行う、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法第116条の2第1項第1号に定めるものをいいます。以下同じとします。）のおそれへの対処を求める通知に基づき、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、当社が必要と認める限度で、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備のIPアドレス及び当該電気通信の通信時刻から、当該電気通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。

(送信型対電気通信設備サイバー攻撃への対処)

第66条の3 当社は、当社又は契約者の電気通信設備が、送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信先であることが特定された場合において、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信元の電気通信設備からの通信に関して、当該送信元の電気通信設備の電気通信事業者当該電気通信設備からの送信型対電気通信設備サイバー攻撃又はそのおそれへの対処を求めるために、当社設備で必要な範囲において検知した通信の送信元IPアドレス、ポート番号及び通信時刻を当該電気通信事業者提供することを事業法第116条の2第2項に定める認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会（以下この条において「認定協会」といいます。）に委託することがあります。

- 2 当社は、当社又は契約者の電気通信設備が送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信先となった場合、認定協会が送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信元の電気通信設備を特定するための調査及び研究を行う目的で、当社設備で必要な範囲において通信の送信元IPアドレス、ポート番号及び通信時刻を検知し、これを認定協会に提供することがあります。
- 3 前2項の規定は、当社が別に定めるサービスにおいて、契約者から個別具体的かつ明確な同意を得られた場合に限り実施するものとします。

(協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行)

第67条 当社は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）の電気通信サービスに係る契約約款及び料金表等の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがないとき。
- (2) その契約者の申出について、協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者

が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社は、その契約者に係る前項の取扱いを廃止します。

(法令に規定する事項)

第68条 ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定める事項については、別記8から12に定めるところによります。

(契約者情報の取扱い)

第69条 当社は、契約者に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社又は協定事業者の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の約款又は協定事業者の約款の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

なお、本サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(閲覧)

第70条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

第15章 附帯サービス

(附帯サービス)

第71条 ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに関する附帯サービスの取り扱いについては、別記13及び16から20に定めるところによります。

別記

1 ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの提供区域等

- (1) 当社のワイドエリアバーチャルスイッチサービスは、当社契約者回線の終端相互間、当社契約者回線の終端とモバイル回線の終端、相互接続点又はアクセスポイントとの間、モバイル回線の終端相互間、モバイル回線の終端と相互接続点又はアクセスポイントとの間、相互接続点相互間、アクセスポイント相互間及び相互接続点とアクセスポイントとの間において提供します。
- (2) 1の契約者回線群を構成することが可能である加入契約回線等（料金表に定めるプラン2に係るものに限り、）について、加入契約回線等の終端（加入契約回線と相互に接続する他社接続回線の終端（相互接続点となるものを除きます。）、当社契約者回線の終端又はモバイル回線の終端をいいます。以下同じとします。）の場所は、次表に定める地域の都道府県（第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）1（適用）（2）のウに定める2Gb/sから1Gb/sごとに10Gb/sまでの品目については、関東、中部及び関西の一部に限り、）の区域内に限り、

地域	都道府県の区域
北海道	北海道
東北	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県
関東	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）
中部	愛知県、三重県、岐阜県、長野県、静岡県（富士川以西）
北陸	石川県、富山県、福井県（一部を除く）
関西	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福井県の一部
中国	広島県、岡山県、山口県、鳥取県、島根県
四国	香川県、徳島県、高知県、愛媛県
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	沖縄県

2 加入契約回線と接続ができる他社接続回線

- (1) 高速デジタル伝送方式のもの
協定事業者の高速デジタル伝送サービス（Yインタフェースのもの及び多重アクセスを利用するものを除きます。）に係るもの
- (2) 削除
- (3) イーサネット方式のもの
下表の協定事業者が提供するイーサネット方式の電気通信サービスに係るもの

協定事業者の名称
北海道総合通信網株式会社
東北インテリジェント通信株式会社
中部テレコミュニケーション株式会社
北陸通信ネットワーク株式会社
株式会社ケイ・オプティコム
株式会社エネルギー・コミュニケーションズ
株式会社STNet
株式会社QNet

- 3 利用契約回線と接続することができる当社の電気通信サービスに係る電気通信回線
 (1) イーサネット方式のもの（(3)及び(4)に係るものを除きます。）

イーサネット通信サービス契約約款に規定する加入契約回線又はイーサネットアクセス回線

- (2) 総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの

総合オープン通信網サービス契約約款に規定する第5種総合オープン通信網サービス（下表に該当するタイプ等に係るものに限ります。）に係る利用回線又は端末回線

タイプ	プラン	コース
タイプⅡ	プランⅠ（特定通信限定利用型に係るものに限ります。）	コースⅠ
タイプⅣ	プランⅠ（特定通信限定利用型に係るものに限ります。）	コースⅠ
タイプⅤ	プランⅠ（特定通信限定利用型に係るものに限ります。）	コースⅠ
タイプⅦ	プランⅠ（特定通信限定利用型に係るものに限ります。）	コースⅠ
タイプⅡ	プランⅠ（特定通信限定利用型に係るものに限ります。）	コースⅡ
タイプⅣ	プランⅠ（特定通信限定利用型に係るものに限ります。）	コースⅡ
タイプⅦ	プランⅠ（特定通信限定利用型に係るものに限ります。）	コースⅡ

- (3) IPアクセスサービスを利用する方式のもの

IPアクセスサービス契約約款に規定するIPアクセス回線

- (4) 料金表第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）4（付加機能利用料）に定める第3種IPVPNサービス利用機能のもの

デジタルデータサービス契約約款に規定する利用契約回線（第3種IPVPNサービスに係るものに限ります。）

- (5) 料金表第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）4（付加機能利用料）に定めるリモートアクセス着信機能1のもの

リモートアクセスサービス契約約款に規定する利用契約回線（タイプⅡ、タイプⅣ、タイプⅦ若しくはタイプⅧ又は平成28年12月28日付附則第3項に定める旧CPA（旧コースⅠのものを除きます。以下「旧CPA（旧コースⅠ以外）」といいます。）に係るものに限ります。）

4 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えてワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱所に通知していただきます。

- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。

- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

5 契約者の氏名等の変更

- (1) 契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行うワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱所に届け出ていただきます。

- (2) 当社は、(1)の通知があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (3) 契約者が(1)の届出を怠ったとき又は事実と異なる届出を行ったときは、当社がこの約款に規定する通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

6 協定事業者

北海道総合通信網株式会社 東北インテリジェント通信株式会社 中部テレコミュニケーション株式会社 北陸通信ネットワーク株式会社 株式会社ケイ・オプティコム 株式会社エネルギア・コミュニケーションズ 株式会社STNet 株式会社QNet 沖縄通信ネットワーク株式会社 東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社

7 契約者からの当社契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等

- (1) 加入契約回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社契約者回線及び端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) ワイドエリアバーチャルスイッチ契約に基づいて設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、加入契約回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

8 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、その当社契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その当社契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器又は事業法第63条第2項に規定する技術基準適合自己確認を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、事業法第71条の規定により、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させる必要があります。
ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その当社契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

9 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、当社契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等の規定等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を当社契約者回線から取りはずしていただきます。

10 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、その当社契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その当社契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第70条第1項第2号による総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、事業法第71条の規定により、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させる必要があります。
ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その当社契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

11 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

当社契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記9（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

11の2 モバイル機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

契約者は、モバイル機器について、電波法（昭和25年法律第131号。以下同じとします。）の規定に基づき、当社等が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたとき又はモバイル機器の検査が必要となるときは、そのモバイル機器の使用を停止して、当社等が必要な措置を講ずることに応じていただきます。

11の3 LTE回線又はハイブリッド回線に係る通信利用の制限

当社は、LTE回線又はハイブリッド回線に係る通信について、データ通信総量速度規制（そのLTE回線又はハイブリッド回線に係る通信の1月間の総情報量が次表に定める総量速度規制データ量を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む月の末日までの間、そのLTE回線又はハイブリッド回線との間のデータ通信の伝送速度を最高128kbit/sに制限することをいいます。）を行います。

総量速度規制データ量
7,516,192,768 バイト（7ギガバイト）

12 当社の維持責任

当社等は、当社等の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

13 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、ワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込みをする者又は契約者から要請があったときは、協定事業者の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出、その他電気通信サービスに係る事項について、手続きの代行を行います。

14 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 （1）政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 （2）発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

15 技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件

物理的条件 電気的条件及び光学的条件 論理的条件

(注) 品目によっては、閲覧に供することができない項目があります。

16 支払証明書の発行

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者に係るワイドエリアバーチャルスイッチサービスの支払証明書を発行します。
- (2) 契約者は、前号の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表（附帯サービスに関する料金等）に規定する手数料の支払いを要します。

17 セキュリティ監視サービス

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、セキュリティ監視サービス（アプライアンス設備（料金表第1表4に定めるインターネットファイアウォール機能、IDS／IPS機能、メールアンチウイルス機能、Webアンチウイルス機能、URLフィルタリング機能、UTM機能、NAT機能等の付加機能の提供のため、当社がワイドエリアバーチャルスイッチ網の一部として設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします。）を使用して行う通信について、インターネットファイアウォール機能及びIDS／IPS機能、又はUTM機能によって検知された情報セキュリティ上の危険な兆候（以下「セキュリティインシデント」といいます。）を、その検知の都度通知し、及び月ごとに集計したセキュリティインシデントの情報を報告するサービスをいいます。以下同じとします。）を提供します。
- (2) 契約者は、前号の請求をし、そのセキュリティ監視サービスの提供を受けたときは、料金表第3表（附帯サービスに関する料金等）に定めるセキュリティ監視サービスに係る料金（以下「セキュリティ監視サービス利用料」といいます。）を支払っていただきます。
- (3) 当社は、セキュリティ監視サービスの内容及び実施結果について、何ら保証等しないものとし、セキュリティ監視サービスの利用により生じた結果に対する損害賠償その他何らの責任も負いません。
- (4) セキュリティ監視サービスに係る提供条件は、この約款に定めるほか、当社が別に定めるところによります。

18 カスタマコントロール提供サービス

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その契約者の設備を使用して次表左欄に定めるものについて、次表右欄に定める設定等（当社が別に定めるものに限り。）を行うことができるサービス（以下「カスタマコントロール提供サービス」といいます。）を提供します。
 ただし、アクセス制御機能、DHCPリレー機能又はダイナミックルーティング機能の利用に係る契約者（仮想チャネル選択方式に係る者に限り。）については、この限りではありません。

ア 加入契約回線等（仮想チャネル専用方式のものに限り。）	品目の変更
イ 仮想チャネル提供機能（料金表第1	仮想チャネル（ワイドエリアバーチャル

表 (ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金) 4 (付加機能利用料) に定めるものをいいます。以下この表において同じとします。)	スイッチ網内において、契約者が指定した料金表別表 (3) に定める品目に係る伝送速度を利用して行う通信 (イーサネットフレーム又はインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うものに限ります。) の通信帯域をいいます。以下同じとします。) に関する設定
ウ アクセス制御機能 (料金表第 1 表 (ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金) 4 (付加機能利用料) に定めるものをいいます。以下この表において同じとします。)	アクセス制御機能を用いて通信を制限することとなる発信元又は着信先の IP アドレス、制限する通信の種類を特定するための情報等
エ アプライアンス機能 (アプライアンス設備を用いて提供する付加機能 (料金表第 1 表 (ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金) 4 (付加機能利用料) に定めるインターネットファイアウォール機能、IDS/IPS 機能、メールアンチウイルス機能、Web アンチウイルス機能、URL フィルタリング機能、UTM 機能及び NAT 機能をいいます。) をいいます。以下同じとします。)	アプライアンス機能に関する設定
オ DHCP リレー機能 (料金表第 1 表 (ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金) 4 (付加機能利用料) に定めるものをいいます。以下この表において同じとします。)	ブロードキャスト信号 (料金表第 1 表 (ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金) 4 (付加機能利用料) に定めるものをいいます。) を送信する宛先の IP アドレス
カ ダイナミックルーティング機能 (料金表第 1 表 (ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金) 4 (付加機能利用料) に定めるものをいいます。以下この表において同じとします。)	ダイナミックルーティング機能を用いて符号の伝送交換の経路を自動的に決定するために必要となる仮想チャネル群の特定に供する情報

(2) 削除

(3) カスタマコントロール提供サービスを利用した設定等は、実施までに時間を要することがあります。

(4) 上記のほか、カスタマコントロール提供サービスの細目事項等は、当社が別に定めるところによります。

19 削除

20 宅内配線接続等工事の施工

(1) 当社は、契約者 (そのワイドエリアバーチャルスイッチ契約に係る加入契約回線等が料金表第 1 表 (ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金) に定める総合オー

プ通信網サービスを利用する方式（タイプ2のものに限ります。）、IPアクセスサービスを利用する方式、モバイル回線を利用する方式に係る者に限ります。以下この20において同じとします。）から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その契約者が指定する宅内配線接続等工事を施工します。

(2) 契約者は、前号の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表（附帯サービスに関する料金等）に規定する工事に関する費用の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下（3）までにおいて「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

(3) 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

21 契約者の禁止行為

契約者は、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

(1) 通信の伝送交換に妨害を与える行為、その他自己以外の者の電気通信設備等の利用又は運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為

(2) 自己以外の者の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為

(3) 自己以外の者の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為

(4) 自己以外の者を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為

(5) 犯罪行為又は犯罪行為を誘発し、若しくは扇動する行為

(6) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為

(7) 連鎖販売取引（マルチ商法）に関して法令に違反する行為

(8) 猥褻若しくは児童ポルノ又は児童虐待等、児童又は青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字、文書等を送信、記載又は掲載する行為

(9) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為

(10) ワイドエリアバーチャルスイッチサービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は不当に消去する行為

(11) 自己以外の者になりすましてワイドエリアバーチャルスイッチサービスを利用する行為

(12) 本人の同意を得ずに広告、宣伝又は勧誘の文書等を送信し、記載し、又は掲載する行為

(13) 自己以外の者が嫌悪感を抱き、又はそのおそれのある文書等を送信し、記載し、又は掲載する行為

(14) 売春行為、暴力行為、残虐な行為等、公序良俗に違反し、又は自己以外の者に不利益を与える行為

(15) その他法令又はこの約款等に違反する行為

(16) (1) から (15) までのいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

料金表 通則

(料金の設定)

- 1 加入契約回線（特定ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係るものを除きます。）と相互に接続する他社接続回線、又は利用契約回線と接続することができる当社の電気通信サービスに係る電気通信回線（当社が別に定めるものに限り、）の料金又は工事に関する費用（協定事業者の専用サービスに係る契約約款等の規定により、協定事業者又は当社の他の契約約款に基づき設定する料金又は工事に関する費用を除きます。）は、当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを併せて当社が設定します。

(注) 通則第1項に定める当社が別に定めるものは、次表に定めるとおりとします。

当社が別に定める電気通信回線
イーサネット通信サービス契約約款に定めるイーサネットアクセス回線（当社が指定するものに限り、）
IPアクセスサービス契約約款に定めるIPアクセス回線

- 2 当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める第5種総合オープン通信網サービス（特定通信限定利用型のもの（その特定装置がこの契約約款に定める総合オープン通信網サービスを利用する方式のものに係る收容局設備であるものに限り、）に限り、）に係る利用回線又は端末設備の終端に接続する端末設備の工事費については、この約款に定めるところによります。

(料金の計算方法等)

- 3 当社は、契約者がそのワイドエリアバーチャルスイッチ契約に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。
- 4 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められる料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
ただし料金表第3表（附帯サービスに関する料金等）2（料金額又は工事に関する費用の額）に定めるセキュリティ監視サービスに係る料金については、当社の帰責事由に基づき次の場合が生じたときを除いて、この限りではありません。
 - (1) 暦月の初日以外の日によりワイドエリアバーチャルスイッチサービスの提供の開始（端末設備又は付加機能についてはその提供の開始）があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日によりワイドエリアバーチャルスイッチ契約の解除（端末設備又は付加機能についてはその廃止）があったとき。
 - (3) 暦月の初日にワイドエリアバーチャルスイッチサービスの提供の開始（端末設備又は付加機能についてはその提供の開始）を行い、その日にそのワイドエリアバーチャルスイッチ契約の解除（端末設備又は付加機能についてはその廃止）があったとき。
 - (4) 暦月の初日以外の日によりワイドエリアバーチャルスイッチサービスの品目等の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第44条（料金の支払義務）第2項第2号の表の規定に該当するとき。

5 4の規定による月額料金の日割は暦日数により行います。

この場合において、カスタマコントロールによる変更等を行ったことにより、その変更日において異なる料金額が適用されるべき時間帯が生じたときは、その日の料金額は、その最も高額の時間帯に係るものを適用します。

(端数処理)

6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

7 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定するワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

8 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金等の一括後払い)

9 当社は、当社に特別の事情がある場合は、7及び8の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

10 当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 10に規定する当社が別に定める条件は、前受金に利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

11 第44条(料金の支払義務)から第47条(設備費の支払義務)までの規定その他この約款の規定により、支払を要するものとされている料金又は工事に関する費用の額は、この約款に定める税抜価格(消費税相当額を含まない価格をいいます。以下同じとします。)に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金等の臨時減免)

12 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

(料金等の請求)

13 ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係る料金その他の債務の請求については

、この約款、当社の「WEB de 請求書ご利用規約」又は当社の「KDDIまとめて請求に係る取扱い規約」のほか、当社が別に定めるところによります。

第1表 ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金

1 適用

料金の適用については、第44条（料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容																		
(1) 收容区域及び加入区域の設定	<p>ア 当社は、ワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱局に加入契約回線等を收容する区域（以下「收容区域」といいます。）及びその收容区域のうち、特別な料金（線路設置費及び線路に関する加算額）の支払いを必要としないでワイドエリアバーチャルスイッチサービスを提供する区域（以下「加入区域」といいます。）を定めます。</p> <p>イ 收容区域及び加入区域は、行政区画、その地域の社会的、経済的、地理的条件、需要動向及び当社の電気通信設備の状況等を考慮して設定します。</p> <p>ウ 契約者は、当社契約者回線の終端が、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの加入区域外にある場合に、(13)に定める加算額の支払いを要します。</p>																		
(2) 品目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次のアからクに規定するとおり方式及び品目を定めます。</p> <p>ア 高速デジタル伝送方式のもの</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>128kb/s</td> <td>128kbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>512kb/s</td> <td>512kbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1.5Mb/s</td> <td>1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 高速デジタル方式のものについては、第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに限り提供します。</p> <p>イ 削除</p> <p>ウ イーサネット方式のもの</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.5Mb/s</td> <td>0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1Mb/sから1Mb/sごとに10Mb/sまでの品目</td> <td>料金表別表の(2)に規定する伝送速度（その品目に応じて定まるものに限ります。）での符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>20Mb/sから10Mb/sごとに100Mb/sまでの品目</td> <td>料金表別表の(2)に規定する伝送速度（その品目に応じて定まるものに限ります。）での符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>200Mb/sから100Mb/sごとに900Mb/sまでの品目</td> <td>料金表別表の(2)に規定する伝送速度（その品目に応じて定まるものに限ります。）での符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	128kb/s	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	512kb/s	512kbit/sの符号伝送が可能なもの	1.5Mb/s	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	品 目	内 容	0.5Mb/s	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1Mb/sから1Mb/sごとに10Mb/sまでの品目	料金表別表の(2)に規定する伝送速度（その品目に応じて定まるものに限ります。）での符号伝送が可能なもの	20Mb/sから10Mb/sごとに100Mb/sまでの品目	料金表別表の(2)に規定する伝送速度（その品目に応じて定まるものに限ります。）での符号伝送が可能なもの	200Mb/sから100Mb/sごとに900Mb/sまでの品目	料金表別表の(2)に規定する伝送速度（その品目に応じて定まるものに限ります。）での符号伝送が可能なもの
品 目	内 容																		
128kb/s	128kbit/sの符号伝送が可能なもの																		
512kb/s	512kbit/sの符号伝送が可能なもの																		
1.5Mb/s	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの																		
品 目	内 容																		
0.5Mb/s	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの																		
1Mb/sから1Mb/sごとに10Mb/sまでの品目	料金表別表の(2)に規定する伝送速度（その品目に応じて定まるものに限ります。）での符号伝送が可能なもの																		
20Mb/sから10Mb/sごとに100Mb/sまでの品目	料金表別表の(2)に規定する伝送速度（その品目に応じて定まるものに限ります。）での符号伝送が可能なもの																		
200Mb/sから100Mb/sごとに900Mb/sまでの品目	料金表別表の(2)に規定する伝送速度（その品目に応じて定まるものに限ります。）での符号伝送が可能なもの																		

1Gb/s	1Gbit/sの符号伝送が可能なもの
2Gb/sから1Gb/sごとに10Gb/sまでの品目	料金表別表の(2)に規定する伝送速度(その品目に応じて定まるもの)に限ります。)での符号伝送が可能なもの
1Mb/s(バーストタイプ)	1Mb/sの符号伝送が可能なものであって、ワイドエリアバーチャルスイッチ網の状態により最大10Mb/sまでの符号伝送が可能なもの
10Mb/s(バーストタイプ)	10Mb/sの符号伝送が可能なものであって、ワイドエリアバーチャルスイッチ網の状態により最大100Mb/sまでの符号伝送が可能なもの
10Mb/s(ベストエフォート)	ワイドエリアバーチャルスイッチ網の状態により最大10Mb/sまでの符号伝送が可能なもの
100Mb/s(ベストエフォート)	ワイドエリアバーチャルスイッチ網の状態により最大100Mb/sまでの符号伝送が可能なもの
備考 1 プラットフォーム回線は、イーサネット方式のもの(1Mb/s(バーストタイプ)又は10Mb/s(バーストタイプ)以外のもの)に限ります。)に限り、提供します。 2 2Gb/sから1Gb/sごとに10Gb/sまでの品目については、第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に限り提供します。	
エ 総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの	
品目	内 容
ベストエフォート	符号伝送速度を規定しないもの
備考 総合オープン通信網サービスを利用する方式のものについては、第44条(料金の支払義務)第2項第2号の表の1欄中「1時間」とあるのは、「24時間」と読み替えて適用するものとします。	
オ IPアクセスサービスを利用する方式のもの	
品目	内 容
ベストエフォート	符号伝送速度を規定しないもの
備考 IPアクセスサービスを利用する方式のものについては、第44条(料金の支払義務)第2項第2号の表の1欄中「1時間」とあるのは、「24時間」と読み替えて適用するものとします。	
カ インターネットを利用する方式のもの	
品目	内 容
ベストエフォート	符号伝送速度を規定しないもの
備考	

インターネットを利用する方式のものについては、第44条（料金の支払義務）第2項第2号の表の1欄中「1時間」とあるのは、「24時間」と、「2欄から4欄までに該当する場合」とあるのは「2欄から4欄までに該当する場合又はインターネット接続回線の終端（取扱所交換設備との接続に係るものを除きます。）よりインターネット側における障害である場合」と読み替えて適用するものとし
ます。

キ モバイル回線を利用する方式のもの

品 目	内 容
ベストエフォート	符号伝送速度を規定しないもの
備考	
1 モバイル回線を利用する方式のもの（WiMAX回線に係るものに限ります。以下「WiMAX回線を利用する方式のもの」といいます。）については、第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに限り提供します。	
2 モバイル回線を利用する方式のものについては、第44条（料金の支払義務）第2項第2号の表の1欄中「1時間」とあるのは、「24時間」と読み替えて適用するものとし ます。	

ク 第15条（品目等の変更）の規定にかかわらず、方式の変更を伴う品目の変更は行えません。

(1) の2 通
信方式に係
る料金の適
用

当社は、第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービス（イーサネット方式のもの、総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの、IPアクセスサービスを利用する方式のもの、インターネットを利用する方式のもの及びモバイル回線を利用する方式のものに限ります。）の料金額を適用するにあたって、次に規定するとおり通信方式を
定めます。

区 分	内 容
1 仮想チャネル選択方式のもの	ア イ以外の場合 1の加入契約回線等を単位として通信することができるもの イ その加入契約回線等において、4（付加機能利用料）4-1（加入契約回線等に係るもの）に定める仮想チャネル提供機能を利用して仮想チャネルを設定した場合 1の加入契約回線等及びその加入契約回線等に係るそれぞれの仮想チャネルを単位として通信することができるもの
2 仮想チャネル専用方式のもの	それぞれの仮想チャネルを単位として通信することができるもの
備考	

	<p>1 仮想チャネル専用方式のものについてはL3契約者回線に係るものに限り提供します。</p> <p>2 仮想チャネル選択方式のもの（この表の第1欄のイのものに限りません。）については、仮想チャネルを利用して行う通信は、仮想チャネルを利用しないで行う通信による通信帯域がその加入契約回線等に係る通信帯域の全部を占有していない場合に限り行うことができます。</p> <p>この場合において、当社は、仮想チャネルを利用して行う通信のための通信帯域として、その仮想チャネルを利用しないで行う通信による通信帯域以外の通信帯域をその全ての仮想チャネルに均等に割り当てます。</p> <p>3 仮想チャネル選択方式のもの（この表の第1欄のイのものに限りません。）及び仮想チャネル専用方式のものについては、料金表別表2に定める品目を提供します。</p> <p>4 その加入契約回線等に設定される全ての仮想チャネルに係る符号伝送速度の合計が、その加入契約回線等に係る符号伝送速度を超えた場合、第4（付加機能利用料）4-1（加入契約回線等に係るもの）（11）欄の規定にかかわらず、それぞれの仮想チャネルに係る品目に応じて定める通信速度による通信ができないことがあります。</p>
--	---

<p>(3) 細目に係る料金の適用</p>	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信又は保守の態様等による細目を定めます。</p> <p>ア 高速デジタル伝送方式のものに係る加入契約回線には、次の保守の態様による細目があります。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常クラス</td> <td>エコノミークラス以外のもの</td> </tr> <tr> <td>エコノミークラス</td> <td>協定事業者による他社接続回線に係る故障の監視を回線単位で行わないもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 エコノミークラスは、128kb/s、1.5Mb/sの品目に限り提供します。</p> <p>2 エコノミークラスのものについては、第44条（料金の支払義務）第2項第2号の表の1欄中「1時間」とあるのは、「12時間」と読み替えて適用するものとします。</p> <p>イ 削除</p> <p>ウ イーサネット方式のものに係る加入契約回線等には、次の細目があります。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ク ラ ス 1</td> <td>加入契約回線又は当社契約者回線を利用するものであって、クラス1-2以外のもの</td> </tr> <tr> <td>1-2</td> <td>加入契約回線又は当社契約者回線を利用するものであって、加入契約回線と相互に接続する他社接続回線の終端（相互接続点となるものを除きます。）又は当社契約者回線の終端（収容局設備との接続点と</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	通常クラス	エコノミークラス以外のもの	エコノミークラス	協定事業者による他社接続回線に係る故障の監視を回線単位で行わないもの	区 別	内 容	ク ラ ス 1	加入契約回線又は当社契約者回線を利用するものであって、クラス1-2以外のもの	1-2	加入契約回線又は当社契約者回線を利用するものであって、加入契約回線と相互に接続する他社接続回線の終端（相互接続点となるものを除きます。）又は当社契約者回線の終端（収容局設備との接続点と
区 別	内 容												
通常クラス	エコノミークラス以外のもの												
エコノミークラス	協定事業者による他社接続回線に係る故障の監視を回線単位で行わないもの												
区 別	内 容												
ク ラ ス 1	加入契約回線又は当社契約者回線を利用するものであって、クラス1-2以外のもの												
1-2	加入契約回線又は当社契約者回線を利用するものであって、加入契約回線と相互に接続する他社接続回線の終端（相互接続点となるものを除きます。）又は当社契約者回線の終端（収容局設備との接続点と												

		なるものを除きます。)が、ワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱局又は当社が別に定める場所であるもの
	クラス 1-3	当社契約者回線(その一部にNTTコミュニケーションズ株式会社のUniversal Oneサービス契約約款に定めるUniversal Oneサービスを利用して設定する区間を含むものに限ります。以下「特定当社契約者回線」といいます。)によって提供するもの
クラス 2	クラス 2-1	利用契約回線(イーサネット通信サービス契約約款に規定する加入契約回線と相互に接続するものに限ります。以下この表のクラス2-2欄までにおいて同じとします。)を利用するものであって、クラス2-2以外のもの
	クラス 2-2	利用契約回線を利用するものであって、利用契約回線との接続に係るイーサネット通信サービス契約約款に定める他社接続回線の終端(相互接続点となるものを除きます。)が、ワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱局又は当社が別に定める場所であるもの
備考		
<p>1 クラス2については、第44条(料金の支払義務)第2項第2号の表の1欄中「1時間」とあるのは、「12時間」と読み替えて適用するものとします。</p> <p>2 クラス1-2のものについては、その通信方式が仮想チャネル専用方式の場合は提供しません。</p> <p>3 クラス1-3のものについては、1Mbps / 2Mbps / 3Mbps / 5Mbps / 7Mbps / 10Mbps / 20Mbps / 30Mbps / 50Mbps / 70Mbps / 100Mbpsの品目に限り提供します。</p>		
エ 総合オープン通信網サービスを利用する方式のものに係る利用契約回線には、その利用契約回線と相互に接続する当社の電気通信サービスに係る電気通信回線のタイプによる細目があります。		
	区 別	内 容
	クラス1	利用契約回線と相互に接続する当社の電気通信サービスに係る電気通信回線が、第5種総合オープン通信網サービスのタイプII、タイプV又はタイプVIIに係るものであるもの
	クラス2	利用契約回線と相互に接続する当社の電気通信サービスに係る電気通信回線が、第5種総合オープン通信網サービスのタイプIVに係るものであるもの
オ IPアクセスサービスを利用する方式のものに係る利用契約回線には、その利用契約回線と相互に接続する別記3に定める電気通信回線に応じて定まる次表に定める区分があります。		

区 別	内 容								
クラス 1	利用契約回線と相互に接続する I P アクセス回線が、当社の I P アクセスサービス契約約款に定める I P アクセスサービスのクラス 1 に係るものであるもの								
クラス 2	利用契約回線と相互に接続する I P アクセス回線が、当社の I P アクセスサービス契約約款に定める I P アクセスサービスのクラス 2 に係るものであるもの								
クラス 3	利用契約回線と相互に接続する I P アクセス回線が、当社の I P アクセスサービス契約約款に定める旧 I P アクセスサービスの旧クラス 1 に係るものであるもの								
クラス 4	利用契約回線と相互に接続する I P アクセス回線が、当社の I P アクセスサービス契約約款に定める旧 I P アクセスサービスの旧クラス 2 に係るものであるもの								
<p>カ インターネットを利用する方式のものには、通信方法の違いによる細目があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クラス 1</td> <td>当社が提供する回線接続装置を利用して提供するもの</td> </tr> <tr> <td>クラス 2 (商品名 : I P s e c 方式)</td> <td>クラス 1 以外のもの</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td> 1 クラス 2 のものについては、第 2 類ワイドエリアバーチャルスイッチサービス L 3 に限り提供します。 2 クラス 2 のものについては、仮想チャネル専用方式は提供しません。 </td> </tr> </tbody> </table>		区 分	内 容	クラス 1	当社が提供する回線接続装置を利用して提供するもの	クラス 2 (商品名 : I P s e c 方式)	クラス 1 以外のもの	備考	1 クラス 2 のものについては、第 2 類ワイドエリアバーチャルスイッチサービス L 3 に限り提供します。 2 クラス 2 のものについては、仮想チャネル専用方式は提供しません。
区 分	内 容								
クラス 1	当社が提供する回線接続装置を利用して提供するもの								
クラス 2 (商品名 : I P s e c 方式)	クラス 1 以外のもの								
備考	1 クラス 2 のものについては、第 2 類ワイドエリアバーチャルスイッチサービス L 3 に限り提供します。 2 クラス 2 のものについては、仮想チャネル専用方式は提供しません。								
(4) タイプに係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおりタイプを定めま</p> <p>す。</p> <p>ア イーサネット方式のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アクセス回線タイプ</td> <td>加入契約回線等（プラットフォーム回線を除きます。）により提供するワイドエリアバーチャルスイッチサービス</td> </tr> <tr> <td>プラットフォーム回線タイプ</td> <td>プラットフォーム回線により提供するワイドエリアバーチャルスイッチサービス</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	アクセス回線タイプ	加入契約回線等（プラットフォーム回線を除きます。）により提供するワイドエリアバーチャルスイッチサービス	プラットフォーム回線タイプ	プラットフォーム回線により提供するワイドエリアバーチャルスイッチサービス	備考	
区 別	内 容								
アクセス回線タイプ	加入契約回線等（プラットフォーム回線を除きます。）により提供するワイドエリアバーチャルスイッチサービス								
プラットフォーム回線タイプ	プラットフォーム回線により提供するワイドエリアバーチャルスイッチサービス								
備考									

1 アクセス回線タイプの加入契約回線等については、次の区分があります。

区 分	内 容
トラフィックフリー許容型	その加入契約回線等において、TF指定登録（ワイドエリアバーチャルスイッチ網において行う、トラフィックフリー機能の利用を可能にするための登録をいいます。以下同じとします。）を行うことによりトラフィックフリー機能が利用できるもの
トラフィックフリー非許容型	その加入契約回線等においてトラフィックフリー機能が利用できないもの

備考

1 そのアクセス回線タイプの加入契約回線等（トラフィックフリー許容型のものに限りません。）とプラットフォーム回線又はその他回線との間の通信については、そのアクセス回線タイプの加入契約回線等の品目に係る符号伝送速度を超えて次表に定める符号伝送速度（そのプラットフォーム回線又はその他回線の品目に係る符号伝送速度が次表に定めるもの以下である場合は、そのプラットフォーム回線又はその他回線の品目に係る符号伝送速度）を上限とする通信を可能とします。

アクセス回線タイプの加入契約回線等の品目		符号伝送速度
0.5Mb/sから9Mb/s		10Mb/s
10Mb/sから90Mb/s		100Mb/s
100Mb/s	ア イ 以外 のもの	100Mb/s
	イ 仮想 チャネル専用 方式のもの	300Mb/s

2 トラフィックフリー非許容型（第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係る加入契約回線等により提供するもの（バーストタイプのもので除きます。）に限りません。）については、クラス1-3のものに限り提供します。

3 トラフィックフリー許容型（第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係る加入契約回線等により提供するものに限りません。）については、クラス1-3のものには、提供しません。

4 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係るアクセス回線タイプの加入契約回線等（トラフィックフリー非許容型（仮想チャネル専用方式のものに限りません。）

により提供するものに限り。以下、「エクステンドイーサネット方式」といいます。)については、0.5Mb/s、1Mb/s、2Mb/s、5Mb/s、10Mb/s、20Mb/s、50Mb/s、100Mb/s、1Mb/s (バーストタイプ) 又は10Mb/s (バーストタイプ) の品目に限り提供します。

5 エクステンドイーサネット方式に係るワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込みに際して契約者からその加入契約回線等に係る品目の指定がなされなかったときは、当社がその加入契約回線等の利用を可能にした日から起算して1ヶ月が経過することとなる日までに、その加入契約回線等に係る品目の指定を行っていただきます。

6 第44条(料金の支払義務)の規定にかかわらず、そのワイドエリアバーチャルスイッチ契約(エクステンドイーサネット方式に係るものに限り。以下、「通常イーサ方式Ⅱ」といいます。)に基づいて当社がワイドエリアバーチャルスイッチサービスの提供を開始した日が属する料金月において、その加入契約回線等に係る品目の指定が無い場合、そのワイドエリアバーチャルスイッチ契約者は当該料金月において提供するそのワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係る回線使用料の支払いを要しません。

7 当社は、3に定める1ヶ月が経過することとなる日までに、その加入契約回線等に係る品目の指定がなされなかったときは、その1ヶ月が経過することとなる日をもってその加入契約回線等に0.5Mb/sの品目を設定する指定があったとみなして取り扱います。

ただし、当社は、その加入契約回線等の利用を可能にした日から起算して1ヶ月が経過することとなる日までの期間において、その品目の指定を困難にする特段の事情(契約者の責めに帰すべきものを除きます。)が生じたときは、これを斟酌するものとします。

8 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係るアクセス回線タイプの加入契約回線等(トラフィックフリー許容型(仮想チャネル専用方式のものに限り。以下、「通常イーサ方式Ⅱ」といいます。))については、L3契約者回線に係るものに限り提供します。

9 通常イーサ方式Ⅱに係るワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込みに際して契約者からその加入契約回線等に係る品目の指定がなされなかったときは、その加入契約回線等のインターフェースに応じて、次に定める品目を設定する指定があったとみなして取り扱います。

インターフェース	符号伝送速度
100Mインターフェースのもの	0.5Mb/s

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="555 192 978 237">1Gインターフェースのもの</td> <td data-bbox="978 192 1380 237">100Mb/s</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="531 237 1369 365">10 トラフィックフリー許容型については、1Mb/s（バーストタイプ）及び10Mb/s（バーストタイプ）のものは提供しません。</td> </tr> </table>	1Gインターフェースのもの	100Mb/s	10 トラフィックフリー許容型については、1Mb/s（バーストタイプ）及び10Mb/s（バーストタイプ）のものは提供しません。							
1Gインターフェースのもの	100Mb/s										
10 トラフィックフリー許容型については、1Mb/s（バーストタイプ）及び10Mb/s（バーストタイプ）のものは提供しません。											
	<p>2 当社が別に定める条件に適合しない利用又は設定が行われた場合、契約者に利用又は設定の変更措置を依頼させていただく場合があります。当社からの変更依頼に対して変更措置を実施いただけない場合、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの利用停止措置を行う場合があります。</p> <p>3 当社の業務の遂行上支障があるときは、アクセス回線タイプ（TF指定登録を行ったものに限り。以下「TF登録型」といいます。）に係る加入契約回線等の提供を行わないことがあります。</p> <p>4 通常イーサ方式Ⅰ（アクセス回線タイプの加入契約回線等（トラフィックフリー許容型のもの（通常イーサ方式Ⅱのものを除きます。）に限り。）により提供するものをいいます。以下同じとします。）に係る加入契約回線等については、トラフィックフリー機能（その加入契約回線等からプラットフォーム回線宛の通信に係るものに限り。）を利用した通信（インターネットプロトコルバージョン6によるものに限り。）を行うことができません。</p>										
	<p>イ 総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="427 1193 635 1238">区 別</th> <th data-bbox="635 1193 1396 1238">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="427 1238 635 1283">タイプ1</td> <td data-bbox="635 1238 1396 1283">タイプ2以外のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1283 635 1451">タイプ2</td> <td data-bbox="635 1283 1396 1451">料金表第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）4（付加機能利用料）に定めるモバイルバックアップ機能の提供を受けることができるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="427 1451 1396 1570"> <p>備考 タイプ1については、第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに限り提供します。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	タイプ1	タイプ2以外のもの	タイプ2	料金表第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）4（付加機能利用料）に定めるモバイルバックアップ機能の提供を受けることができるもの	<p>備考 タイプ1については、第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに限り提供します。</p>			
区 別	内 容										
タイプ1	タイプ2以外のもの										
タイプ2	料金表第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）4（付加機能利用料）に定めるモバイルバックアップ機能の提供を受けることができるもの										
<p>備考 タイプ1については、第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに限り提供します。</p>											
	<p>ウ インターネットを利用する方式のもの（クラス2のものに限り。す。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="427 1653 635 1697">区 別</th> <th data-bbox="635 1653 1396 1697">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="427 1697 635 1787">タイプ1</td> <td data-bbox="635 1697 1396 1787">IPsec通信路を最大10まで接続することが可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1787 635 1877">タイプ2</td> <td data-bbox="635 1787 1396 1877">IPsec通信路を最大20まで接続することが可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1877 635 1966">タイプ3</td> <td data-bbox="635 1877 1396 1966">IPsec通信路を最大30まで接続することが可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1966 635 2029">タイプ4</td> <td data-bbox="635 1966 1396 2029">IPsec通信路を最大40まで接続することが可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	タイプ1	IPsec通信路を最大10まで接続することが可能なもの	タイプ2	IPsec通信路を最大20まで接続することが可能なもの	タイプ3	IPsec通信路を最大30まで接続することが可能なもの	タイプ4	IPsec通信路を最大40まで接続することが可能なもの
区 別	内 容										
タイプ1	IPsec通信路を最大10まで接続することが可能なもの										
タイプ2	IPsec通信路を最大20まで接続することが可能なもの										
タイプ3	IPsec通信路を最大30まで接続することが可能なもの										
タイプ4	IPsec通信路を最大40まで接続することが可能なもの										

	<table border="1"> <tr> <td>タイプ5</td> <td>IPsec通信路を最大50まで接続することが可能なもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ6</td> <td>IPsec通信路を最大60まで接続することが可能なもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ7</td> <td>IPsec通信路を最大70まで接続することが可能なもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ8</td> <td>IPsec通信路を最大80まで接続することが可能なもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ9</td> <td>IPsec通信路を最大90まで接続することが可能なもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ10</td> <td>IPsec通信路を最大100まで接続することが可能なもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 クラス1のものについては、タイプを定めません。</td> </tr> </table> <p>エ 第15条（品目等の変更）の規定にかかわらず、タイプ（総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの又はインターネットを利用する方式のもの（クラス2のものに限ります。）に係るものに限ります。）の変更は行えません。</p>	タイプ5	IPsec通信路を最大50まで接続することが可能なもの	タイプ6	IPsec通信路を最大60まで接続することが可能なもの	タイプ7	IPsec通信路を最大70まで接続することが可能なもの	タイプ8	IPsec通信路を最大80まで接続することが可能なもの	タイプ9	IPsec通信路を最大90まで接続することが可能なもの	タイプ10	IPsec通信路を最大100まで接続することが可能なもの	備考 クラス1のものについては、タイプを定めません。	
タイプ5	IPsec通信路を最大50まで接続することが可能なもの														
タイプ6	IPsec通信路を最大60まで接続することが可能なもの														
タイプ7	IPsec通信路を最大70まで接続することが可能なもの														
タイプ8	IPsec通信路を最大80まで接続することが可能なもの														
タイプ9	IPsec通信路を最大90まで接続することが可能なもの														
タイプ10	IPsec通信路を最大100まで接続することが可能なもの														
備考 クラス1のものについては、タイプを定めません。															
(5) プランに係る料金の適用	<p>当社は、第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの料金額を適用するにあたって、次表のとおりプランを定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン1</td> <td>1の契約者回線群に所属する加入契約回線等の終端が全て同一の都道府県内にあるもの</td> </tr> <tr> <td>プラン2</td> <td>1の契約者回線群に所属する加入契約回線等の終端が全て同一の別記1に定める地域内にあるものであって、プラン1以外のもの</td> </tr> <tr> <td>プラン3</td> <td>ア 1の契約者回線群に所属する加入契約回線等の終端について、設置場所の制限を設けないもの イ 4（付加機能利用料）に規定するエクストラネット機能の提供を受ける契約者回線群に所属するもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	プラン1	1の契約者回線群に所属する加入契約回線等の終端が全て同一の都道府県内にあるもの	プラン2	1の契約者回線群に所属する加入契約回線等の終端が全て同一の別記1に定める地域内にあるものであって、プラン1以外のもの	プラン3	ア 1の契約者回線群に所属する加入契約回線等の終端について、設置場所の制限を設けないもの イ 4（付加機能利用料）に規定するエクストラネット機能の提供を受ける契約者回線群に所属するもの						
区 別	内 容														
プラン1	1の契約者回線群に所属する加入契約回線等の終端が全て同一の都道府県内にあるもの														
プラン2	1の契約者回線群に所属する加入契約回線等の終端が全て同一の別記1に定める地域内にあるものであって、プラン1以外のもの														
プラン3	ア 1の契約者回線群に所属する加入契約回線等の終端について、設置場所の制限を設けないもの イ 4（付加機能利用料）に規定するエクストラネット機能の提供を受ける契約者回線群に所属するもの														
(6) エリアに係る料金の適用	<p>当社は、第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの料金額を適用するにあたって、次表のとおりエリアを定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エリア1</td> <td>加入契約回線等の終端が、別記1に定める関東地域であるもの</td> </tr> <tr> <td>エリア2</td> <td>加入契約回線等の終端が、別記1に定める中部地域又は関西地域であるもの</td> </tr> <tr> <td>エリア3</td> <td>エリア1又はエリア2以外のもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	エリア1	加入契約回線等の終端が、別記1に定める関東地域であるもの	エリア2	加入契約回線等の終端が、別記1に定める中部地域又は関西地域であるもの	エリア3	エリア1又はエリア2以外のもの						
区 別	内 容														
エリア1	加入契約回線等の終端が、別記1に定める関東地域であるもの														
エリア2	加入契約回線等の終端が、別記1に定める中部地域又は関西地域であるもの														
エリア3	エリア1又はエリア2以外のもの														
(7) 最低利用期間内に契約の解除が	<p>ア ワイドエリアバーチャルスイッチサービスには、下表の最低利用期間があります。</p>														

あった場合 の料金の適 用	品 目		最低利用期間
	高速デジタル伝送方式のもの及びイーサネット方式のもの		1年
	総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの		1月
	IPアクセスサービスを利用する方式のもの		1年
	インターネットを利用する方式のもの（クラス1のものに限ります。）		1月
	モバイル回線を利用する方式のもの		—
イ 契約者は、最低利用期間内にワイドエリアバーチャルスイッチ契約の解除があった場合は、第44条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、次表に定める額を一括して支払っていただきます。			
区 分			内 容
(ア) (イ) 以外のもの			残余の期間に対応する回線使用料に相当する額に消費税相当額を加算した額
(イ) イーサネット方式のもの（仮想チャネル専用方式のものに限ります。）	① エクステンディーサネット方式のもの		0.5Mb/sの品目に係る回線使用料に残余の期間に対応する月数を乗じ消費税相当額を加算した額
	② 通常イーサ方式Ⅱのもの	100M インターフェースのもの	0.5Mb/sの品目に係る回線使用料に残余の期間に対応する月数を乗じ消費税相当額を加算した額
		1Gインターフェースのもの	100Mb/sの品目に係る回線使用料に残余の期間に対応する月数を乗じ消費税相当額を加算した額
(8) サービス品質（遅延時間）に係る料金の適用	ア 当社は、当社が別に定める提供区域において当社が別に定める方法により測定した遅延時間（当社が別に定める複数のワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱局相互間におけるIPパケットの往復に要する平均時間をいいます。）の暦月単位での平均時間が35ミリ秒（インターネット接続機能にあっては25ミリ秒）を超えた場合は、1の月におけるその加入契約回線等の回線使用料又はその付加機能利用料（この表の(1)欄から(7)欄までの適用又は料金表通則の4の規定（第44条（料金の支払義務）第2項第2号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の回線使用料又は付加機能利用料の額とします。以下「返還基準額」といいます。）に		

	<p>1/30を乗じて得た額（以下「遅延時間返還額」といいます。）をその契約者に返還します。</p> <p>ただし、そのワイドエリアバーチャルスイッチサービスについて、利用中止又は利用停止があったときは、この限りではありません。</p> <p>イ この欄の規定、(9)欄の規定、(10)欄の規定、(11)欄の規定若しくは(12)欄の規定による料金の返還又は約款第44条（料金の支払義務）第2項第2号の表の規定若しくは同条第3項第2号の表の規定による取扱いを同月内に複数行う場合の遅延時間返還額の取扱いについては、(11)欄の規定に定めるところによります。</p>												
<p>(9) 網稼働率に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、当社が別に定める提供区間の全ての提供区間において、当社が別に定める方法により測定したワイドエリアバーチャルスイッチ網（加入契約回線等が高速デジタル伝送方式（エコノミークラスのものに限ります。）のもの及び総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの、IPアクセスサービスを利用する方式のもの、インターネットを利用する方式のもの及びモバイル回線を利用する方式のものを除きます。）の稼働率（契約者の責めによらない理由により、そのワイドエリアバーチャルスイッチサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合の時間（そのことを当社が知った時刻から起算して、その状態が連続した時間をいいます。）を1の月ごとに合算した時間を、その月における利用日数に24を乗じて得た時間から減じて得た時間を、その月における利用日数に24を乗じて得た時間で除した割合をいいます。以下同じとします。）について、その稼働率が99.99%を下回った場合は、返還基準額に下表の料金返還率を乗じて得た額（以下「網稼働率返還額」といいます。）をその契約者（そのワイドエリアバーチャルスイッチ契約に係る加入契約回線等が高速デジタル伝送方式（エコノミークラスのものに限ります。）である者及び総合オープン通信網サービスを利用する方式である者、IPアクセスサービスを利用する方式である者及びモバイル回線を利用する方式である者を除きます。）に返還します。</p> <p>ただし、そのワイドエリアバーチャルスイッチサービスについて、利用中止又は利用停止があったときは、この限りではありません。</p> <table border="1" data-bbox="427 1601 1437 1859"> <thead> <tr> <th>網稼働率</th> <th>料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>99.80%以上99.99%未満</td> <td>1/90</td> </tr> <tr> <td>98.00%以上99.80%未満</td> <td>1/30</td> </tr> <tr> <td>95.00%以上98.00%未満</td> <td>1/10</td> </tr> <tr> <td>90.00%以上95.00%未満</td> <td>1/5</td> </tr> <tr> <td>90.00%未満のとき</td> <td>1/1</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ この欄の規定、(8)欄の規定、(10)欄の規定、(11)欄の規定若しくは(12)欄の規定による料金の返還又は約款第44条（料金の支払義務）第2項第2号の表の規定若しくは同条第3項第2号の表の規定による取扱いを同月内に複数行う場合の遅延時間返還額の取扱い</p>	網稼働率	料金返還率	99.80%以上99.99%未満	1/90	98.00%以上99.80%未満	1/30	95.00%以上98.00%未満	1/10	90.00%以上95.00%未満	1/5	90.00%未満のとき	1/1
網稼働率	料金返還率												
99.80%以上99.99%未満	1/90												
98.00%以上99.80%未満	1/30												
95.00%以上98.00%未満	1/10												
90.00%以上95.00%未満	1/5												
90.00%未満のとき	1/1												

	<p>については、(11)欄の規定に定めるところによります。</p>												
<p>(10) 回線稼働率に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、当社が別に定める区間において、当社が別に定める方法により測定した加入契約回線等（高速デジタル伝送方式（エコノミークラスのものに限ります。）のもの及び総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの、IPアクセスサービスを利用する方式のもの、インターネットを利用する方式のもの及びモバイル回線を利用する方式のものを除きます。）の稼働率（契約者の責めによらない理由により、そのワイドエリアバーチャルスイッチサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合の時間（そのことを当社が知った時刻から起算して、その状態が連続した時間をいいます。）を1の月ごとに合算した時間を、その月における利用日数に24を乗じて得た時間から減じて得た時間を、その月における利用日数に24を乗じて得た時間で除した割合をいいます。以下同じとします。）について、その稼働率が99.9%を下回った場合は、返還基準額に下表の料金返還率を乗じて得た額（以下「回線稼働率返還額」といいます。）をその契約者に返還します。</p> <p>ただし、そのワイドエリアバーチャルスイッチサービスについて、利用中止又は利用停止があったときは、この限りではありません。</p> <table border="1" data-bbox="427 1019 1439 1281"> <thead> <tr> <th>回線稼働率</th> <th>料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>99.80%以上99.90%未満</td> <td>1/90</td> </tr> <tr> <td>98.00%以上99.80%未満</td> <td>1/30</td> </tr> <tr> <td>95.00%以上98.00%未満</td> <td>1/20</td> </tr> <tr> <td>90.00%以上95.00%未満</td> <td>1/10</td> </tr> <tr> <td>90.00%未満のとき</td> <td>1/5</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 その加入契約回線等がイーサネット方式（クラス2のものに限ります。）である場合は、回線稼働率が90%未満であるときの料金返還率を1/10とします。</p> <p>イ この欄の規定、(8)欄の規定、(9)欄の規定、(11)欄の規定若しくは(12)欄の規定による料金の返還又は約款第44条（料金の支払義務）第2項第2号の表の規定若しくは同条第3項第2号の表の規定による取扱いを同月内に複数行う場合の遅延時間返還額の取扱いについては、(11)欄の規定に定めるところによります。</p>	回線稼働率	料金返還率	99.80%以上99.90%未満	1/90	98.00%以上99.80%未満	1/30	95.00%以上98.00%未満	1/20	90.00%以上95.00%未満	1/10	90.00%未満のとき	1/5
回線稼働率	料金返還率												
99.80%以上99.90%未満	1/90												
98.00%以上99.80%未満	1/30												
95.00%以上98.00%未満	1/20												
90.00%以上95.00%未満	1/10												
90.00%未満のとき	1/5												
<p>(11) サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、当社が別に定める提供区間において、契約者の責めによらない理由により、その加入契約回線等に係るワイドエリアバーチャルスイッチサービス（高速デジタル伝送方式（エコノミークラスのものに限ります。）のもの、総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの、IPアクセスサービスを利用する方式のもの、インターネットを利用する方式のもの及びモバイル回線を利用する方式のものを除きます。）又はアプライアンス機能のいずれかを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態とな</p>												

る場合を含みます。)が生じた場合の時間(そのことを当社が知った時刻から起算して、その状態が連続した時間をいいます。)が1時間以上連続したときに限り、返還基準額に下表の料金返還率を乗じて得た額(以下「故障回復時間返還額」といいます。)をその契約者に返還します。

ただし、そのワイドエリアバーチャルスイッチサービスについて、利用中止又は利用停止があったときは、この限りではありません。

上記の状態が連続した時間	料 金 返 還 率
1時間以上2時間未満	10%
2時間以上4時間未満	20%
4時間以上6時間未満	30%
6時間以上8時間未満	40%
8時間以上48時間未満	50%
48時間以上	100%

備考

その加入契約回線等がイーサネット方式(クラス2のものに限ります。)である場合は、上記の状態が連続した時間が2時間以上であっても、料金返還率は10%とします。

イ アの場合において、そのワイドエリアバーチャルスイッチサービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が複数回発生した場合、それぞれの故障回復時間返還額の合計額を返還します。

ウ アの規定により故障回復時間返還額を返還する場合は、約款第44条(料金の支払義務)第2項第2号の表の規定は適用しません。ただし、その加入契約回線等がイーサネット方式(クラス2のものに限ります。)のものであって、約款第44条第2項第2号の表の規定により支払いを要しないとされる料金がアの規定により返還する料金を超える場合、約款第44条第2項第2号の表の規定を適用し、この欄の規定は適用しません。

エ この欄の規定、(8)欄の規定、(9)欄の規定、(10)欄の規定若しくは(12)欄の規定による料金の返還又は約款第44条第2項第2号の表の規定若しくは同条第3項第2号の表の規定による取扱いを同月内に複数行う場合は、当社は、遅延時間返還額、網稼働率返還額、回線稼働率返還額、故障回復時間返還額、(12)欄に定めるパケット損失率返還額及び約款第44条第2項第2号の規定又は同条第3項第2号の規定により支払いを要しない料金の合計額を返還します。

ただし、その合計額がその加入契約回線等に係る1の月におけるワイドエリアバーチャルスイッチサービスの返還基準額を超える場合は、当社は、その返還基準額を返還します。

(12) サービス品質(パケット損失率)に係る料

ア 当社は、当社が別に定める提供区域において当社が別に定める方法により測定したパケット損失率(その1のワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱局の一端から送信されたIPパケットのその提供区域における損失率をいいます。)の月単位での平均パケッ

<p>金の適用</p>	<p>ト損失率が0.3%を超えた場合は、返還基準額（インターネット接続機能の付加機能利用料に係るものに限り、）に1/30を乗じて得た額（以下「パケット損失率返還額」といいます。）をその契約者（インターネット接続機能を利用する者に限り、）に返還します。</p> <p>ただし、そのワイドエリアバーチャルスイッチサービスについて、利用中止又は利用停止があったときは、この限りではありません。</p> <p>イ この欄の規定、(8)欄の規定、(9)欄の規定、(10)欄の規定若しくは(11)欄の規定による料金の返還又は約款第44条（料金の支払義務）第2項第2号の表の規定若しくは同条第3項第2号の表の規定による取扱いを同月内に複数行う場合のパケット損失率返還額の取扱いについては、(11)欄の規定に定めるところによります。</p>
<p>(13) 当社契約者回線の終端が区域外にある場合の加算額の適用</p>	<p>ア 当社契約者回線の終端が、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの加入区域外にある場合の加算額は、その当社契約者回線が収容されているワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱局の加入区域を超える地点から引込柱（当社契約者回線の終端に最も近い距離にある電柱（ケーブル引込みの場合は配線盤）をいいます。以下同じとします。）までの線路（以下「区域外線路」といいます。）について適用します。</p> <p>イ 加入区域の変更、当社契約者回線の移転等により区域外線路の変更があったときは、加算額を再算定します。</p> <p>ウ その当社契約者回線が(14)欄の適用を受けているときは、異経路による当社契約者回線に係る加算額が適用される区間について、区域外線路に関する加算額の支払いを要しません。</p>
<p>(14) 異経路の線路に係る加算額の適用</p>	<p>当社が第17条に基づき、異経路による電気通信回線（以下「異経路の線路」といいます。）を設置して提供した場合に、異経路の線路の加算額を適用します。</p>
<p>(15) 特別電気通信設備の加算額の適用</p>	<p>当社が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別電気通信設備の加算額を適用します。</p>
<p>(16) 回線接続装置等の加算額の適用</p>	<p>当社及び当社が別に定める協定事業者が回線接続装置等を提供した場合に、回線接続装置等の加算額を適用します。</p>
<p>(17) 配線設備の加算額の適用</p>	<p>当社又は協定事業者が配線設備を提供した場合に、次の配線ごとに配線設備の加算額を適用します。</p> <p>ア 加入契約回線等（イーサネット方式のもの（クラス1-3のもの）に限り、）を除きます。）の終端から1のジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されない場合は、自営端末設備、回線接続装置又は回線終端装置（イーサネット方式のものに係るものに限り、）とします。以下この欄において同じとします。）までの間の配線</p> <p>イ 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットま</p>

	での間の配線
(18) 復旧等に 伴い当社契 約者回線の 経路を変更 した場合の 料金の適用	故障又は滅失した当社契約者回線の修理又は復旧をする場合に一時的にその経路を変更した場合の回線使用料（区域外線路に関する加算額を含みます。）は、その当社契約者回線を変更前の経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。
(19) 付加機能 に係る料金 の適用	付加機能利用料は、4-1（加入契約回線等に係るもの）、4-2（契約者回線群に係るもの）、4-3（仮想チャネル群に係るもの）及び4-4（契約者回線群又はL3仮想チャネル群に係るもの）に規定するとおりとし、契約者、回線群代表者及び仮想チャネル（L3仮想チャネル又は4-3（1）に規定する仮想チャネル接続機能の提供を受けているL2仮想チャネル群に所属するL2仮想チャネルに限ります。）に係る仮想チャネル群代表者は、その規定するところにより付加機能利用料の支払いを要します。
(19) の 2 付 加機能に係 る料金の特 別適用	<p>アプライアンス機能に係る付加機能利用料は、現在締結しているワイドエリアバーチャルスイッチ契約（以下この欄において「現契約」といいます。）において、そのアプライアンス機能の提供を初めて受ける場合、そのアプライアンス機能の提供開始日を含む料金月及びその翌料金月については、その支払いを要しません。</p> <p>この場合において、現契約の締結と同時に解除した他のワイドエリアバーチャルスイッチ契約（以下この欄において「前契約」といいます。）があるときは、前契約において利用したことのあるアプライアンス機能は、現契約において利用したことのあるアプライアンス機能とみなすものとし、前契約以前のワイドエリアバーチャルスイッチ契約の締結と同時に解除した他のワイドエリアバーチャルスイッチ契約があるときも同様とします。</p>
(20) リモート アクセス着 信機能1に 係る料金の 適用	回線群代表者は、当社のリモートアクセスサービス契約約款（以下「リモートアクセスサービス契約約款」といいます。）に定める利用契約回線（タイプⅡ（エコノミークラスⅤ）、タイプⅦ、若しくはタイプⅧ又は平成28年12月28日付附則に定める旧CPA（旧タイプA（旧エコノミークラス（旧コースⅡのものに限ります。）のものに限ります。以下「旧タイプA・コースⅡ」といいます。）又は旧タイプD（旧エコノミークラスⅤのものに限ります。以下「旧タイプD・エコノミークラスⅤ」といいます。）のものに限ります。）と接続して、4-2（契約者回線群に係るもの）(3)（リモートアクセス着信機能1）を利用する場合は、第44条（料金の支払義務）及び(19)欄の規定に関わらず、その付加機能利用料の支払いを要しません。
(21) 削除	削除
(22) バックア ップ機能1 に係る料金 の適用	回線群代表者は、4-2（契約者回線群に係るもの）(7)（バックアップ機能1）に規定する予備の電気通信回線に係る品目が100Mb/sベストエフォートのものであるとき又はバックアップ機能1の適用を受けるリモートアクセス着信サービス1に係る電気通信回線がリモートアクセスサービス契約約款に定める利用契約回線（タイプⅦの

	ものに限りません。)と接続するものであるときは、第44条(料金の支払義務)及び(19)欄の規定に関わらず、その予備の電気通信回線に係る付加機能利用料の支払いを要しません。				
(23) 最低利用期間内に付加機能の廃止があった場合の料金の適用	ア 付加機能には、下表の最低利用期間があります。				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>最低利用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リモートアクセス着信機能1(リモートアクセスサービス契約約款に定める利用契約回線(タイプⅧのものに限りません。)と接続するものを除きます。)</td> <td>1年</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	最低利用期間	リモートアクセス着信機能1(リモートアクセスサービス契約約款に定める利用契約回線(タイプⅧのものに限りません。)と接続するものを除きます。)	1年
	品 目	最低利用期間			
リモートアクセス着信機能1(リモートアクセスサービス契約約款に定める利用契約回線(タイプⅧのものに限りません。)と接続するものを除きます。)	1年				
イ 契約者は、最低利用期間内に付加機能の廃止があった場合は、第44条(料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する付加機能利用料に相当する額に消費税相当額を加算した額を一括して支払っていただきます。					
(24) クラス2のもの(タイプ1に限ります。)に係る料金の特別取扱い	<p>ア 契約者は、第44条(料金の支払義務)の規定にかかわらず、1の契約者回線群ごとにあらかじめ契約者が指定した1のインターネット接続回線(その契約者回線群に属するものに限りません。)に係る回線使用料について、その支払いを要しません。</p> <p>イ アに定めるインターネット接続回線に係る指定は、そのインターネット接続回線に係るワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込みを行うときに限って、これを行うことができます。</p> <p>ウ アに定めるインターネット接続回線に係る指定は、変更することができません。</p>				

2 回線使用料

2-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの

2-1-1 高速デジタル伝送方式のもの

(1) 通常クラスのもの

ア プラン1のもの

加入契約回線1回線ごとに月額

区 分	料金額（税抜価格）	
	エリア1又はエリア2のもの	エリア3のもの
128kb/sのもの	78,000円	82,000円
512kb/sのもの	112,000円	118,000円
1.5Mb/sのもの	360,000円	380,000円

イ プラン2のもの

加入契約回線1回線ごとに月額

区 分	料金額（税抜価格）	
	エリア1又はエリア2のもの	エリア3のもの
128kb/sのもの	78,000円	82,000円
512kb/sのもの	112,000円	118,000円
1.5Mb/sのもの	360,000円	380,000円

ウ プラン3のもの

加入契約回線1回線ごとに月額

区 分	料金額（税抜価格）	
128kb/sのもの		82,000円
512kb/sのもの		118,000円
1.5Mb/sのもの		380,000円

(2) エコノミークラスのもの

ア プラン1のもの

加入契約回線1回線ごとに月額

区 分	料金額（税抜価格）	
	エリア1又はエリア2のもの	エリア3のもの
128kb/sのもの	44,000円	46,000円
512kb/sのもの	198,000円	208,000円

イ プラン2のもの

加入契約回線1回線ごとに月額

区 分	料金額（税抜価格）	
	エリア1又はエリア2のもの	エリア3のもの
128kb/sのもの	44,000円	46,000円
512kb/sのもの	198,000円	208,000円

ウ プラン3のもの

加入契約回線1回線ごとに月額

区 分	料金額（税抜価格）
128kb/sのもの	46,000円
512kb/sのもの	208,000円

〔2 回線使用料〕

〔2-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの〕

2-1-2 削除

〔2 回線使用料〕

〔2-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの〕

2-1-3 イーサネット方式のもの

(1) クラス1-1のもの

ア アクセス回線タイプのもの

① TF非登録型（トラフィックフリー許容型のものであって、TF指定登録を行っていないものをいいます。以下同じとします。）のもの

i プラン1のもの

加入契約回線等1回線ごとに月額

区 分	料金額（税抜価格）		
	エリア1のもの	エリア2のもの	エリア3のもの
0.5Mb/sのもの	44,000円	66,000円	67,000円
1Mb/sのもの	51,000円	76,000円	89,000円
2Mb/sのもの	70,000円	113,000円	133,000円
3Mb/sのもの	85,000円	138,000円	168,000円
4Mb/sのもの	102,000円	160,000円	203,000円
5Mb/sのもの	119,000円	181,000円	236,000円
6Mb/sのもの		185,000円	244,000円
7Mb/sのもの		189,000円	265,000円
8Mb/sのもの		193,000円	285,000円
9Mb/sのもの		197,000円	306,000円
10Mb/sのもの		200,000円	327,000円
20Mb/sのもの		220,000円	392,000円
30Mb/sのもの		240,000円	457,000円
40Mb/sのもの		259,000円	521,000円
50Mb/sのもの		279,000円	586,000円
60Mb/sのもの		299,000円	651,000円
70Mb/sのもの		319,000円	716,000円
80Mb/sのもの		338,000円	780,000円
90Mb/sのもの		358,000円	845,000円
100Mb/sのもの		378,000円	910,000円
200Mb/sのもの		1,000,000円	1,800,000円
300Mb/sのもの		1,063,000円	2,475,000円
400Mb/sのもの		1,126,000円	3,150,000円

500Mb/sのもの	1,189,000円	3,8250,00円
600Mb/sのもの	1,252,000円	4,500,000円
700Mb/sのもの	1,315,000円	5,1750,00円
800Mb/sのもの	1,378,000円	5,8500,00円
900Mb/sのもの	1,441,000円	6,5250,00円
1Gb/sのもの	1,500,000円	7,2000,00円
2Gb/sのもの	3,975,000円	—
3Gb/sのもの	4,214,000円	—
4Gb/sのもの	4,467,000円	—
5Gb/sのもの	4,735,000円	—
6Gb/sのもの	4,972,000円	—
7Gb/sのもの	5,221,000円	—
8Gb/sのもの	5,482,000円	—
9Gb/sのもの	5,756,000円	—
10Gb/sのもの	5,986,000円	—

〔2 回線使用料〕

〔2-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの〕

〔2-1-3 イーサネット方式のもの〕

〔(1) クラス1-1のもの〕

〔ア アクセス回線タイプのもの〕

〔① TF非登録型のもの〕

ii プラン2のもの

加入契約回線等1回線ごとに月額

区 分	料金額（税抜価格）	
	エリア1又はエリア2のもの	エリア3のもの
0.5Mb/sのもの	66,000円	67,000円
1Mb/sのもの	76,000円	89,000円
2Mb/sのもの	113,000円	133,000円
3Mb/sのもの	138,000円	168,000円
4Mb/sのもの	160,000円	203,000円
5Mb/sのもの	181,000円	236,000円
6Mb/sのもの	197,000円	244,000円
7Mb/sのもの	214,000円	265,000円
8Mb/sのもの	230,000円	285,000円
9Mb/sのもの	247,000円	306,000円
10Mb/sのもの	263,000円	327,000円
20Mb/sのもの	289,000円	392,000円
30Mb/sのもの	315,000円	457,000円
40Mb/sのもの	341,000円	521,000円
50Mb/sのもの	367,000円	586,000円
60Mb/sのもの	394,000円	651,000円
70Mb/sのもの	420,000円	716,000円

80Mb/sのもの	446,000円	780,000円
90Mb/sのもの	472,000円	845,000円
100Mb/sのもの	498,000円	910,000円
200Mb/sのもの	1,420,000円	1,800,000円
300Mb/sのもの	1,680,000円	2,475,000円
400Mb/sのもの	1,940,000円	3,150,000円
500Mb/sのもの	2,200,000円	3,825,000円
600Mb/sのもの	2,460,000円	4,500,000円
700Mb/sのもの	2,720,000円	5,175,000円
800Mb/sのもの	2,980,000円	5,850,000円
900Mb/sのもの	3,240,000円	6,525,000円
1Gb/sのもの	3,500,000円	7,200,000円
2Gb/sのもの	9,975,000円	—
3Gb/sのもの	11,771,000円	—
4Gb/sのもの	13,537,000円	—
5Gb/sのもの	15,297,000円	—
6Gb/sのもの	17,133,000円	—
7Gb/sのもの	19,018,000円	—
8Gb/sのもの	20,920,000円	—
9Gb/sのもの	22,803,000円	—
10Gb/sのもの	24,627,000円	—

〔2 回線使用料〕

〔2-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの〕

〔2-1-3 イーサネット方式のもの〕

〔(1) クラス1-1のもの〕

〔ア アクセス回線タイプのもの〕

〔① TF非登録型のもの〕

iii プラン3のもの

加入契約回線等1回線ごとに月額

区 分	料金額（税抜価格）
0.5Mb/sのもの	67,000円
1Mb/sのもの	89,000円
2Mb/sのもの	133,000円
3Mb/sのもの	168,000円
4Mb/sのもの	203,000円
5Mb/sのもの	236,000円
6Mb/sのもの	244,000円
7Mb/sのもの	265,000円
8Mb/sのもの	285,000円
9Mb/sのもの	306,000円
10Mb/sのもの	327,000円
20Mb/sのもの	392,000円
30Mb/sのもの	457,000円
40Mb/sのもの	521,000円
50Mb/sのもの	586,000円
60Mb/sのもの	651,000円
70Mb/sのもの	716,000円
80Mb/sのもの	780,000円
90Mb/sのもの	845,000円
100Mb/sのもの	910,000円
200Mb/sのもの	1,800,000円
300Mb/sのもの	2,475,000円
400Mb/sのもの	3,150,000円
500Mb/sのもの	3,825,000円
600Mb/sのもの	4,500,000円
700Mb/sのもの	5,175,000円
800Mb/sのもの	5,850,000円
900Mb/sのもの	6,525,000円
1Gb/sのもの	7,200,000円
2Gb/sのもの	14,256,000円
3Gb/sのもの	19,673,000円
4Gb/sのもの	24,985,000円
5Gb/sのもの	30,232,000円
6Gb/sのもの	35,674,000円

7Gb/sのもの	41,025,000円
8Gb/sのもの	46,358,000円
9Gb/sのもの	51,921,000円
10Gb/sのもの	57,113,000円

〔2 回線使用料〕

〔2-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの〕

〔2-1-3 イーサネット方式のもの〕

〔(1) クラス1-1のもの〕

〔ア アクセス回線タイプのもの〕

② TF登録型のもの

i プラン1のもの

加入契約回線等1回線ごとに月額

区 分	料金額（税抜価格）		
	エリア1のもの	エリア2のもの	エリア3のもの
0.5Mb/sのもの	44,000円	66,000円	67,000円
1Mb/sのもの	51,000円	76,000円	89,000円
2Mb/sのもの	70,000円	113,000円	133,000円
3Mb/sのもの	85,000円	138,000円	168,000円
4Mb/sのもの	102,000円	160,000円	203,000円
5Mb/sのもの	119,000円	181,000円	236,000円
6Mb/sのもの		185,000円	244,000円
7Mb/sのもの		189,000円	265,000円
8Mb/sのもの		193,000円	285,000円
9Mb/sのもの		197,000円	306,000円
10Mb/sのもの		210,000円	360,000円
20Mb/sのもの		220,000円	392,000円
30Mb/sのもの		240,000円	457,000円
40Mb/sのもの		259,000円	521,000円
50Mb/sのもの		279,000円	586,000円
60Mb/sのもの		299,000円	651,000円
70Mb/sのもの		319,000円	716,000円
80Mb/sのもの		338,000円	780,000円
90Mb/sのもの		358,000円	845,000円

ii プラン2のもの

加入契約回線等1回線ごとに月額

区 分	料金額（税抜価格）	
	エリア1又はエリア2のもの	エリア3のもの
0.5Mb/sのもの	66,000円	67,000円
1Mb/sのもの	76,000円	89,000円
2Mb/sのもの	113,000円	133,000円
3Mb/sのもの	138,000円	168,000円

4Mb/sのもの	160,000円	203,000円
5Mb/sのもの	181,000円	236,000円
6Mb/sのもの	197,000円	244,000円
7Mb/sのもの	214,000円	265,000円
8Mb/sのもの	230,000円	285,000円
9Mb/sのもの	247,000円	306,000円
10Mb/sのもの	276,000円	360,000円
20Mb/sのもの	289,000円	392,000円
30Mb/sのもの	315,000円	457,000円
40Mb/sのもの	341,000円	521,000円
50Mb/sのもの	367,000円	586,000円
60Mb/sのもの	394,000円	651,000円
70Mb/sのもの	420,000円	716,000円
80Mb/sのもの	446,000円	780,000円
90Mb/sのもの	472,000円	845,000円

〔2 回線使用料〕

〔2-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの〕

〔2-1-3 イーサネット方式のもの〕

〔(1) クラス1-1のもの〕

〔ア アクセス回線タイプのもの〕

〔② TF登録型のもの〕

iii プラン3のもの

加入契約回線等1回線ごとに月額

区 分	料金額（税抜価格）
0.5Mb/sのもの	67,000円
1Mb/sのもの	89,000円
2Mb/sのもの	133,000円
3Mb/sのもの	168,000円
4Mb/sのもの	203,000円
5Mb/sのもの	236,000円
6Mb/sのもの	244,000円
7Mb/sのもの	265,000円
8Mb/sのもの	285,000円
9Mb/sのもの	306,000円
10Mb/sのもの	360,000円
20Mb/sのもの	392,000円
30Mb/sのもの	457,000円
40Mb/sのもの	521,000円
50Mb/sのもの	586,000円
60Mb/sのもの	651,000円
70Mb/sのもの	716,000円
80Mb/sのもの	780,000円

90Mb/sのもの	845,000円
-----------	----------

〔2 回線使用料〕

〔2-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの〕

〔2-1-3 イーサネット方式のもの〕

〔(1) クラス1-1のもの〕

〔ア アクセス回線タイプのもの〕

③ トラフィックフリー非許容型のもの

i プラン1のもの

加入契約回線等1回線ごとに月額

区 分	料金額（税抜価格）		
	エリア1のもの	エリア2のもの	エリア3のもの
1Mb/s（バーストタイプ）のもの	51,000円	76,000円	89,000円
10Mb/s（バーストタイプ）のもの	210,000円		360,000円

ii プラン2のもの

加入契約回線等1回線ごとに月額

区 分	料金額（税抜価格）	
	エリア1又はエリア2のもの	エリア3のもの
1Mb/s（バーストタイプ）のもの	76,000円	89,000円
10Mb/s（バーストタイプ）のもの	276,000円	360,000円

iii プラン3のもの

加入契約回線等1回線ごとに月額

区 分	料金額（税抜価格）
1Mb/s（バーストタイプ）のもの	89,000円
10Mb/s（バーストタイプ）のもの	360,000円

(2) クラス1-2のもの

ア アクセス回線タイプのもの

① TF非登録型のもの

i プラン1のもの

加入契約回線等1回線ごとに月額

区 分	料金額（税抜価格）	
	エリア1又はエリア2のもの	エリア3のもの
0.5Mb/sのもの	44,000円	48,000円
1Mb/sのもの	46,000円	50,000円
2Mb/sのもの	50,000円	62,000円

3Mb/sのもの	58,000円	76,000円
4Mb/sのもの	66,000円	95,000円
5Mb/sのもの	74,000円	114,000円
6Mb/sのもの	80,000円	170,000円
7Mb/sのもの	85,000円	184,000円
8Mb/sのもの	90,000円	198,000円
9Mb/sのもの	95,000円	212,000円
10Mb/sのもの	100,000円	227,000円
20Mb/sのもの	106,000円	277,000円
30Mb/sのもの	112,000円	328,000円
40Mb/sのもの	117,000円	378,000円
50Mb/sのもの	123,000円	429,000円
60Mb/sのもの	128,000円	480,000円
70Mb/sのもの	134,000円	531,000円
80Mb/sのもの	139,000円	581,000円
90Mb/sのもの	145,000円	632,000円
100Mb/sのもの	150,000円	682,000円
200Mb/sのもの	160,000円	770,000円
300Mb/sのもの	250,000円	1,200,000円
400Mb/sのもの	350,000円	1,700,000円
500Mb/sのもの	440,000円	2,200,000円
600Mb/sのもの	540,000円	2,700,000円
700Mb/sのもの	630,000円	3,200,000円
800Mb/sのもの	730,000円	3,700,000円
900Mb/sのもの	830,000円	4,200,000円
1Gb/sのもの	930,000円	4,600,000円
2Gb/sのもの	995,000円	—
3Gb/sのもの	1,552,000円	—
4Gb/sのもの	2,173,000円	—
5Gb/sのもの	2,738,000円	—
6Gb/sのもの	3,368,000円	—
7Gb/sのもの	3,941,000円	—
8Gb/sのもの	4,572,000円	—
9Gb/sのもの	5,212,000円	—
10Gb/sのもの	5,837,000円	—

〔2 回線使用料〕

〔2-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの〕

〔2-1-3 イーサネット方式のもの〕

〔(2) クラス1-2のもの〕

〔ア アクセス回線タイプもの〕

〔① TF非登録型のもの〕

ii プラン2のもの

加入契約回線等1回線ごとに月額

区 分	料金額（税抜価格）
-----	-----------

	エリア1又はエリア2のもの	エリア3のもの
0.5Mb/sのもの	46,000円	48,000円
1Mb/sのもの	48,000円	50,000円
2Mb/sのもの	56,000円	62,000円
3Mb/sのもの	67,000円	76,000円
4Mb/sのもの	80,000円	95,000円
5Mb/sのもの	94,000円	114,000円
6Mb/sのもの	125,000円	170,000円
7Mb/sのもの	134,000円	184,000円
8Mb/sのもの	144,000円	198,000円
9Mb/sのもの	154,000円	212,000円
10Mb/sのもの	163,000円	227,000円
20Mb/sのもの	175,000円	277,000円
30Mb/sのもの	187,000円	328,000円
40Mb/sのもの	200,000円	378,000円
50Mb/sのもの	212,000円	429,000円
60Mb/sのもの	224,000円	480,000円
70Mb/sのもの	236,000円	531,000円
80Mb/sのもの	247,000円	581,000円
90Mb/sのもの	258,000円	632,000円
100Mb/sのもの	270,000円	682,000円
200Mb/sのもの	320,000円	770,000円
300Mb/sのもの	510,000円	1,200,000円
400Mb/sのもの	720,000円	1,700,000円
500Mb/sのもの	910,000円	2,200,000円
600Mb/sのもの	1,100,000円	2,700,000円
700Mb/sのもの	1,300,000円	3,200,000円
800Mb/sのもの	1,500,000円	3,700,000円
900Mb/sのもの	1,700,000円	4,200,000円
1Gb/sのもの	1,900,000円	4,600,000円
2Gb/sのもの	2,261,000円	—
3Gb/sのもの	3,595,000円	—
4Gb/sのもの	5,069,000円	—
5Gb/sのもの	6,387,000円	—
6Gb/sのもの	7,728,000円	—
7Gb/sのもの	9,119,000円	—
8Gb/sのもの	10,487,000円	—
9Gb/sのもの	11,850,000円	—
10Gb/sのもの	13,272,000円	—

〔2 回線使用料〕

〔2-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの〕

[2 - 1 - 3 イーサネット方式のもの]

[(2) クラス 1 - 2 のもの]

[ア アクセス回線タイプのもの]

[① T F 非登録型のもの]

iii プラン 3 のもの

加入契約回線等 1 回線ごとに月額

区 分	料金額 (税抜価格)
0.5Mb/sのもの	48,000円
1Mb/sのもの	50,000円
2Mb/sのもの	62,000円
3Mb/sのもの	76,000円
4Mb/sのもの	95,000円
5Mb/sのもの	114,000円
6Mb/sのもの	170,000円
7Mb/sのもの	184,000円
8Mb/sのもの	198,000円
9Mb/sのもの	212,000円
10Mb/sのもの	227,000円
20Mb/sのもの	277,000円
30Mb/sのもの	328,000円
40Mb/sのもの	378,000円
50Mb/sのもの	429,000円
60Mb/sのもの	480,000円
70Mb/sのもの	531,000円
80Mb/sのもの	581,000円
90Mb/sのもの	632,000円
100Mb/sのもの	682,000円
200Mb/sのもの	770,000円
300Mb/sのもの	1,200,000円
400Mb/sのもの	1,700,000円
500Mb/sのもの	2,200,000円
600Mb/sのもの	2,700,000円
700Mb/sのもの	3,200,000円
800Mb/sのもの	3,700,000円
900Mb/sのもの	4,200,000円
1Gb/sのもの	4,600,000円
2Gb/sのもの	5,198,000円
3Gb/sのもの	8,109,000円
4Gb/sのもの	11,515,000円
5Gb/sのもの	14,854,000円
6Gb/sのもの	18,270,000円
7Gb/sのもの	21,741,000円
8Gb/sのもの	25,220,000円

9Gb/sのもの	28,751,000円
10Gb/sのもの	31,626,000円

〔2 回線使用料〕

〔2-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの〕

〔2-1-3 イーサネット方式のもの〕

〔(2) クラス1-2のもの〕

〔ア アクセス回線タイプのもの〕

② TF登録型のもの

i プラン1のもの

加入契約回線等1回線ごとに月額

区 分	料金額（税抜価格）	
	エリア1又はエリア2のもの	エリア3のもの
0.5Mb/sのもの	44,000円	48,000円
1Mb/sのもの	46,000円	50,000円
2Mb/sのもの	50,000円	62,000円
3Mb/sのもの	58,000円	76,000円
4Mb/sのもの	66,000円	95,000円
5Mb/sのもの	74,000円	114,000円
6Mb/sのもの	80,000円	170,000円
7Mb/sのもの	85,000円	184,000円
8Mb/sのもの	90,000円	198,000円
9Mb/sのもの	95,000円	212,000円
10Mb/sのもの	103,000円	252,000円
20Mb/sのもの	106,000円	277,000円
30Mb/sのもの	112,000円	328,000円
40Mb/sのもの	117,000円	378,000円
50Mb/sのもの	123,000円	429,000円
60Mb/sのもの	128,000円	480,000円
70Mb/sのもの	134,000円	531,000円
80Mb/sのもの	139,000円	581,000円
90Mb/sのもの	145,000円	632,000円

〔2 回線使用料〕

〔2-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの〕

〔2-1-3 イーサネット方式のもの〕

〔(2) クラス1-2のもの〕

〔ア アクセス回線タイプのもの〕

〔② TF登録型のもの〕

ii プラン2のもの

加入契約回線等1回線ごとに月額

区 分	料金額（税抜価格）	
	エリア1又はエリア2のもの	エリア3のもの
0.5Mb/sのもの	46,000円	48,000円
1Mb/sのもの	48,000円	50,000円
2Mb/sのもの	56,000円	62,000円
3Mb/sのもの	67,000円	76,000円
4Mb/sのもの	80,000円	95,000円
5Mb/sのもの	94,000円	114,000円
6Mb/sのもの	125,000円	170,000円
7Mb/sのもの	134,000円	184,000円
8Mb/sのもの	144,000円	198,000円
9Mb/sのもの	154,000円	212,000円
10Mb/sのもの	169,000円	252,000円
20Mb/sのもの	175,000円	277,000円
30Mb/sのもの	187,000円	328,000円
40Mb/sのもの	200,000円	378,000円
50Mb/sのもの	212,000円	429,000円
60Mb/sのもの	224,000円	480,000円
70Mb/sのもの	236,000円	531,000円
80Mb/sのもの	247,000円	581,000円
90Mb/sのもの	258,000円	632,000円

iii プラン3のもの

加入契約回線等1回線ごとに月額

区 分	料金額（税抜価格）
0.5Mb/sのもの	48,000円
1Mb/sのもの	50,000円
2Mb/sのもの	62,000円
3Mb/sのもの	76,000円
4Mb/sのもの	95,000円
5Mb/sのもの	114,000円
6Mb/sのもの	170,000円
7Mb/sのもの	184,000円
8Mb/sのもの	198,000円
9Mb/sのもの	212,000円

10Mb/sのもの	252,000円
20Mb/sのもの	277,000円
30Mb/sのもの	328,000円
40Mb/sのもの	378,000円
50Mb/sのもの	429,000円
60Mb/sのもの	480,000円
70Mb/sのもの	531,000円
80Mb/sのもの	581,000円
90Mb/sのもの	632,000円

〔2 回線使用料〕

〔2-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの〕

〔2-1-3 イーサネット方式のもの〕

〔(2) クラス1-2のもの〕

〔ア アクセス回線タイプのもの〕

③ トラフィックフリー非許容型のもの

i プラン1のもの

加入契約回線等1回線ごとに月額

区 分	料金額 (税抜価格)	
	エリア1又はエリア2のもの	エリア3のもの
1Mb/s (バーストタイプ)のもの	76,000円	89,000円
10Mb/s (バーストタイプ)のもの	210,000円	360,000円

ii プラン2のもの

加入契約回線等1回線ごとに月額

区 分	料金額 (税抜価格)	
	エリア1又はエリア2のもの	エリア3のもの
1Mb/s (バーストタイプ)のもの	76,000円	89,000円
10Mb/s (バーストタイプ)のもの	210,000円	360,000円

iii プラン3のもの

加入契約回線等1回線ごとに月額

区 分	料金額 (税抜価格)
1Mb/s (バーストタイプ)のもの	89,000円
10Mb/s (バーストタイプ)のもの	360,000円

〔2 回線使用料〕

〔2-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの〕

〔2-1-3 イーサネット方式のもの〕

〔(2) クラス1-2のもの〕

イ プラットフォーム回線タイプのもの

① プラン1のもの

加入契約回線等1回線ごとに月額

区 分	料金額（税抜価格）	
	エリア1又はエリア2のもの	エリア3のもの
0.5Mb/sのもの	63,000円	69,000円
1Mb/sのもの	66,000円	72,000円
2Mb/sのもの	72,000円	90,000円
3Mb/sのもの	84,000円	111,000円
4Mb/sのもの	96,000円	140,000円
5Mb/sのもの	108,000円	168,000円
6Mb/sのもの	117,000円	252,000円
7Mb/sのもの	125,000円	273,000円
8Mb/sのもの	132,000円	294,000円
9Mb/sのもの	140,000円	315,000円
10Mb/sのもの	147,000円	338,000円
20Mb/sのもの	156,000円	413,000円
30Mb/sのもの	165,000円	489,000円
40Mb/sのもの	173,000円	564,000円
50Mb/sのもの	182,000円	641,000円
60Mb/sのもの	189,000円	717,000円
70Mb/sのもの	198,000円	794,000円
80Mb/sのもの	206,000円	869,000円
90Mb/sのもの	215,000円	945,000円
100Mb/sのもの	222,000円	1,020,000円
200Mb/sのもの	240,000円	1,155,000円
300Mb/sのもの	375,000円	1,800,000円
400Mb/sのもの	525,000円	2,550,000円
500Mb/sのもの	660,000円	3,300,000円
600Mb/sのもの	810,000円	4,050,000円
700Mb/sのもの	945,000円	4,800,000円
800Mb/sのもの	1,095,000円	5,550,000円
900Mb/sのもの	1,245,000円	6,300,000円
1Gb/sのもの	1,395,000円	6,900,000円
2Gb/sのもの	1,507,000円	—
3Gb/sのもの	2,351,000円	—
4Gb/sのもの	3,291,000円	—
5Gb/sのもの	4,147,000円	—

6Gb/sのもの	5,101,000円	—
7Gb/sのもの	5,968,000円	—
8Gb/sのもの	6,923,000円	—
9Gb/sのもの	7,892,000円	—
10Gb/sのもの	8,839,000円	—

〔2 回線使用料〕

〔2-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの〕

〔2-1-3 イーサネット方式のもの〕

〔(2) クラス1-2のもの〕

〔イ プラットフォーム回線タイプのもの〕

② プラン2のもの

加入契約回線等1回線ごとに月額

区 分	料金額 (税抜価格)	
	エリア1又はエリア2のもの	エリア3のもの
0.5Mb/sのもの	66,000円	69,000円
1Mb/sのもの	69,000円	72,000円
2Mb/sのもの	81,000円	90,000円
3Mb/sのもの	98,000円	111,000円
4Mb/sのもの	117,000円	140,000円
5Mb/sのもの	138,000円	168,000円
6Mb/sのもの	185,000円	252,000円
7Mb/sのもの	198,000円	273,000円
8Mb/sのもの	213,000円	294,000円
9Mb/sのもの	228,000円	315,000円
10Mb/sのもの	242,000円	338,000円
20Mb/sのもの	260,000円	413,000円
30Mb/sのもの	278,000円	489,000円
40Mb/sのもの	297,000円	564,000円
50Mb/sのもの	315,000円	641,000円
60Mb/sのもの	333,000円	717,000円
70Mb/sのもの	351,000円	794,000円
80Mb/sのもの	368,000円	869,000円
90Mb/sのもの	384,000円	945,000円
100Mb/sのもの	402,000円	1,020,000円
200Mb/sのもの	480,000円	1,155,000円
300Mb/sのもの	765,000円	1,800,000円
400Mb/sのもの	1,080,000円	2,550,000円
500Mb/sのもの	1,365,000円	3,300,000円
600Mb/sのもの	1,650,000円	4,050,000円
700Mb/sのもの	1,950,000円	4,800,000円
800Mb/sのもの	2,250,000円	5,550,000円
900Mb/sのもの	2,550,000円	6,300,000円

1Gb/sのもの	2,850,000円	6,900,000円
2Gb/sのもの	3,392,000円	—
3Gb/sのもの	5,393,000円	—
4Gb/sのもの	7,604,000円	—
5Gb/sのもの	9,581,000円	—
6Gb/sのもの	11,593,000円	—
7Gb/sのもの	13,680,000円	—
8Gb/sのもの	15,732,000円	—
9Gb/sのもの	17,777,000円	—
10Gb/sのもの	19,910,000円	—

〔2 回線使用料〕

〔2-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの〕

〔2-1-3 イーサネット方式のもの〕

〔(2) クラス1-2のもの〕

〔イ プラットフォーム回線タイプのもの〕

③ プラン3のもの

加入契約回線等1回線ごとに月額

区 分	料金額 (税抜価格)
0.5Mb/sのもの	69,000円
1Mb/sのもの	72,000円
2Mb/sのもの	90,000円
3Mb/sのもの	111,000円
4Mb/sのもの	140,000円
5Mb/sのもの	168,000円
6Mb/sのもの	252,000円
7Mb/sのもの	273,000円
8Mb/sのもの	294,000円
9Mb/sのもの	315,000円
10Mb/sのもの	338,000円
20Mb/sのもの	413,000円
30Mb/sのもの	489,000円
40Mb/sのもの	564,000円
50Mb/sのもの	641,000円
60Mb/sのもの	717,000円
70Mb/sのもの	794,000円
80Mb/sのもの	869,000円
90Mb/sのもの	945,000円
100Mb/sのもの	1,020,000円
200Mb/sのもの	1,155,000円
300Mb/sのもの	1,800,000円
400Mb/sのもの	2,550,000円
500Mb/sのもの	3,300,000円
600Mb/sのもの	4,050,000円

700Mb/sのもの	4,800,000円
800Mb/sのもの	5,550,000円
900Mb/sのもの	6,300,000円
1Gb/sのもの	6,900,000円
2Gb/sのもの	7,797,000円
3Gb/sのもの	12,163,000円
4Gb/sのもの	17,271,000円
5Gb/sのもの	22,280,000円
6Gb/sのもの	27,404,000円
7Gb/sのもの	32,611,000円
8Gb/sのもの	37,829,000円
9Gb/sのもの	43,125,000円
10Gb/sのもの	47,438,000円

〔2 回線使用料〕

〔2-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの〕

2-1-3 イーサネット方式のもの

(2) の2 クラス1-3のもの(アクセス回線タイプのもの(トラフィックフリー非許容型のもの(プラン1、プラン2またはプラン3のものに限ります。))のものに限ります。))のものに限ります。)

(商品名: イーサネット方式(UNO BEW))

加入契約回線等1回線ごとに月額

区 分	料金額 (税抜価格)
1Mb/sのもの	323,000円
2Mb/sのもの	345,000円
3Mb/sのもの	359,000円
5Mb/sのもの	477,000円
7Mb/sのもの	559,000円
10Mb/sのもの	679,000円
20Mb/sのもの	878,000円
30Mb/sのもの	1060,000円
50Mb/sのもの	1436,000円
70Mb/sのもの	1661,000円
100Mb/sのもの	1,961,000円

〔2 回線使用料〕

〔2-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの〕

〔2-1-3 イーサネット方式のもの〕

(3) クラス2-1のもの

ア アクセス回線タイプのもの

① TF非登録型のもの

i プラン1のもの

加入契約回線等1回線ごとに月額

区 分	料金額 (税抜価格)
-----	------------

	エリア1のもの	エリア2のもの	エリア3のもの
0.5Mb/sのもの	44,000円	66,000円	67,000円
1Mb/sのもの	51,000円	76,000円	89,000円
2Mb/sのもの	70,000円	113,000円	133,000円
3Mb/sのもの	85,000円	138,000円	168,000円
4Mb/sのもの	102,000円	160,000円	203,000円
5Mb/sのもの	119,000円	181,000円	236,000円
6Mb/sのもの		185,000円	244,000円
7Mb/sのもの		189,000円	265,000円
8Mb/sのもの		193,000円	285,000円
9Mb/sのもの		197,000円	306,000円
10Mb/sのもの		200,000円	327,000円
20Mb/sのもの		220,000円	392,000円
30Mb/sのもの		240,000円	457,000円
40Mb/sのもの		259,000円	521,000円
50Mb/sのもの		279,000円	586,000円
60Mb/sのもの		299,000円	651,000円
70Mb/sのもの		319,000円	716,000円
80Mb/sのもの		338,000円	780,000円
90Mb/sのもの		358,000円	845,000円
100Mb/sのもの		378,000円	910,000円
100Mb/sを超えて1Gb/sまでのもの		別途算定する額	別途算定する額
1Gb/sを超えて10Gb/sまでのもの		別途算定する額	—

〔2 回線使用料〕

〔2-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの〕

〔2-1-3 イーサネット方式のもの〕

〔(3) クラス2-1のもの〕

〔ア アクセス回線タイプのもの〕

〔① TF非登録型のもの〕

ii プラン2のもの

加入契約回線等1回線ごとに月額

区分	料金額（税抜価格）	
	エリア1又はエリア2のもの	エリア3のもの
0.5Mb/sのもの	66,000円	67,000円
1Mb/sのもの	76,000円	89,000円
2Mb/sのもの	113,000円	133,000円
3Mb/sのもの	138,000円	168,000円
4Mb/sのもの	160,000円	203,000円
5Mb/sのもの	181,000円	236,000円
6Mb/sのもの	197,000円	244,000円

7Mb/sのもの	214,000円	265,000円
8Mb/sのもの	230,000円	285,000円
9Mb/sのもの	247,000円	306,000円
10Mb/sのもの	263,000円	327,000円
20Mb/sのもの	289,000円	392,000円
30Mb/sのもの	315,000円	457,000円
40Mb/sのもの	341,000円	521,000円
50Mb/sのもの	367,000円	586,000円
60Mb/sのもの	394,000円	651,000円
70Mb/sのもの	420,000円	716,000円
80Mb/sのもの	446,000円	780,000円
90Mb/sのもの	472,000円	845,000円
100Mb/sのもの	498,000円	910,000円
100Mb/sを超えて1Gb/s までのもの	別途算定する額	別途算定する額
1Gb/sを超えて10Gb/s までのもの	別途算定する額	—

〔2 回線使用料〕

〔2-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの〕

〔2-1-3 イーサネット方式のもの〕

〔(3) クラス2-1のもの〕

〔ア アクセス回線タイプのもの〕

〔① TF非登録型のもの〕

iii プラン3のもの

加入契約回線等1回線ごとに月額

区 分	料金額 (税抜価格)
0.5Mb/sのもの	67,000円
1Mb/sのもの	89,000円
2Mb/sのもの	133,000円
3Mb/sのもの	168,000円
4Mb/sのもの	203,000円
5Mb/sのもの	236,000円
6Mb/sのもの	244,000円
7Mb/sのもの	265,000円
8Mb/sのもの	285,000円
9Mb/sのもの	306,000円
10Mb/sのもの	327,000円
20Mb/sのもの	392,000円
30Mb/sのもの	457,000円
40Mb/sのもの	521,000円
50Mb/sのもの	586,000円
60Mb/sのもの	651,000円
70Mb/sのもの	716,000円

80Mb/sのもの	780,000円
90Mb/sのもの	845,000円
100Mb/sのもの	910,000円
100Mb/sを超えて1Gb/sまでのもの	別途算定する額
1Gb/sを超えて10Gb/sまでのもの	別途算定する額

〔2 回線使用料〕

〔2-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの〕

〔2-1-3 イーサネット方式のもの〕

〔(3) クラス2-1のもの〕

〔ア アクセス回線タイプのもの〕

② TF登録型のもの

加入契約回線等1回線ごとに月額

区 分	料金額 (税抜価格)
プラン1	2-1-3 (イーサネット方式のもの) (1) (クラス1-1のもの) ア (アクセス回線タイプのもの) ② (TF登録型のもの) i (プラン1) と同額
プラン2	2-1-3 (イーサネット方式のもの) (1) (クラス1-1のもの) ア (アクセス回線タイプのもの) ② (TF登録型のもの) ii (プラン2) と同額
プラン3	2-1-3 (イーサネット方式のもの) (1) (クラス1-1のもの) ア (アクセス回線タイプのもの) ② (TF登録型のもの) iii ③ (プラン3) と同額

③ トラフィックフリー非許容型のもの

i プラン1のもの

加入契約回線等1回線ごとに月額

区 分	料金額 (税抜価格)		
	エリア1のもの	エリア2のもの	エリア3のもの
1Mb/s (バーストタイプ) のもの	51,000円	76,000円	89,000円
10Mb/s (バーストタイプ) のもの	210,000円		360,000円

ii プラン2のもの

加入契約回線等1回線ごとに月額

区 分	料金額 (税抜価格)	
	エリア1又はエリア2のもの	エリア3のもの
1Mb/s (バーストタイプ) のもの	76,000円	89,000円
10Mb/s (バーストタイプ) のもの	276,000円	360,000円

〔2 回線使用料〕

〔2-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの〕

〔2-1-3 イーサネット方式のもの〕

〔(3) クラス2-1のもの〕

〔ア アクセス回線タイプのもの〕

〔③ トラフィックフリー非許容型のもの〕

iii プラン3のもの

加入契約回線等1回線ごとに月額

区 分	料金額（税抜価格）
1Mb/s（バーストタイプ）のもの	89,000円
10Mb/s（バーストタイプ）のもの	360,000円

(4) クラス2-2のもの

ア アクセス回線タイプのもの

① TF非登録型のもの

加入契約回線等1回線ごとに月額

区 分	料金額（税抜価格）
プラン1	2-1-3（イーサネット方式のもの）(3)（クラス2-1のもの）ア（アクセス回線タイプのもの）①（TF非登録型のもの）i（プラン1）と同額
プラン2	2-1-3（イーサネット方式のもの）(3)（クラス2-1のもの）ア（アクセス回線タイプのもの）①（TF非登録型のもの）ii（プラン2）と同額
プラン3	2-1-3（イーサネット方式のもの）(3)（クラス2-1のもの）ア（アクセス回線タイプ（TF非登録型のもの）のもの）iii（プラン3）と同額

〔2 回線使用料〕

〔2-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの〕

〔2-1-3 イーサネット方式のもの〕

〔(4) クラス2-2のもの〕

〔ア アクセス回線タイプのもの〕

② TF登録型のもの

加入契約回線等1回線ごとに月額

区 分	料金額（税抜価格）
プラン1	2-1-3（イーサネット方式のもの）(1)（クラス2-1のもの）ア（アクセス回線タイプのもの）②（TF登録型のもの）i（プラン1）と同額
プラン2	2-1-3（イーサネット方式のもの）(1)（クラス2-1のもの）ア（アクセス回線タイプのもの）②（TF登録型のもの）ii（プラン2）と同額
プラン3	2-1-3（イーサネット方式のもの）(1)（クラス2-1のもの）ア（アクセス回線タイプのもの）②（TF登録型のもの）iii（プラン3）と同額

③ トラフィックフリー非許容型のもの

加入契約回線等1回線ごとに月額

区 分	料金額（税抜価格）
プラン1	2-1-3（イーサネット方式のもの）(1)（クラス2-1のもの）ア（アクセス回線タイプのもの）③（トラフィックフリー非許容型のもの）i（プラン1）と同額
プラン2	2-1-3（イーサネット方式のもの）(1)（クラス2-1のもの）ア（アクセス回線タイプのもの）③（トラフィックフリー非許容型のもの）ii（プラン2）と同額
プラン3	2-1-3（イーサネット方式のもの）(1)（クラス2-1のもの）ア（アクセス回線タイプのもの）③（トラフィックフリー非許容型のもの）iii（プラン3）と同額

イ プラットフォーム回線タイプのもの

（ア）（イ）以外のもの

加入契約回線等1回線ごとに月額

区 分	料金額（税抜価格）
プラン1	2-1-3（イーサネット方式のもの）(2)（クラス1-2のもの）イ（プラットフォーム回線タイプのもの）①（プラン1）と同額
プラン2	2-1-3（イーサネット方式のもの）(2)（クラス1-2のもの）イ（プラットフォーム回線タイプのもの）②（プラン2）と同額
プラン3	2-1-3（イーサネット方式のもの）(2)（クラス1-2のもの）イ（プラットフォーム回線タイプのもの）③（プラン3）と同額

（イ）100Mb/sを超えて10Gb/sまでのもの
別途算定する額

2-1-4 総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの

- (1) クラス1のもの
ア タイプ1のもの

利用契約回線1回線ごとに月額

区 分	料金額 (税抜価格)
プラン1	6,000円
プラン2	6,000円
プラン3	6,000円

- イ タイプ2のもの (商品名: ブロードバンドアクセス方式Ⅱ)

利用契約回線1回線ごとに月額

区 分	料金額 (税抜価格)
プラン1	7,000円
プラン2	7,000円
プラン3	7,000円

[2 回線使用料]

- [2-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの]

- [2-1-4 総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの]

〔(商品名: ブロードバンドアクセス方式Ⅱ)〕

- (2) クラス2のもの
ア タイプ1のもの

利用契約回線1回線ごとに月額

区 分	料金額 (税抜価格)
プラン1	8,000円
プラン2	8,000円
プラン3	8,000円

- イ タイプ2のもの

利用契約回線1回線ごとに月額

区 分	料金額 (税抜価格)
プラン1	9,000円
プラン2	9,000円
プラン3	9,000円

2-1-5 IPアクセスサービスを利用する方式のもの

(商品名: ブロードバンドアクセス方式Ⅱ)

- (1) クラス1のもの

利用契約回線1回線ごとに月額

区 分	料金額 (税抜価格)
プラン1	12,500円
プラン2	12,500円
プラン3	12,500円

- (2) クラス2のもの

利用契約回線 1 回線ごとに月額

区 分	料金額 (税抜価格)
プラン 1	15,500円
プラン 2	15,500円
プラン 3	15,500円

(3) クラス 3 のもの

利用契約回線 1 回線ごとに月額

区 分	料金額 (税抜価格)
プラン 1	12,500円
プラン 2	12,500円
プラン 3	12,500円

(4) クラス 4 のもの

利用契約回線 1 回線ごとに月額

区 分	料金額 (税抜価格)
プラン 1	15,500円
プラン 2	15,500円
プラン 3	15,500円

[2 回線使用料]

[2-1 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービス L2 に係るもの]

2-1-6 インターネットを利用する方式のもの

インターネット接続回線 1 回線ごとに月額

区 分	料金額 (税抜価格)
クラス 1 のもの (商品名: ブロードバンドアクセス方式 II)	9,500円

2-1-7 モバイル回線を利用する方式のもの

モバイル回線 1 回線ごとに月額

区 分	料金額 (税抜価格)
ベストエフォートのもの	8,100円

2-2 第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービス L3 に係るもの

区 分	単 位	料金額 (税抜価格)
高速デジタル伝送方式のもの	加入契約回線 1 回線ごとに月額	2-1-1 (高速デジタル伝送方式のもの) と同額
イーサネット方式のもの	加入契約回線等 1 回線ごとに月額	2-1-3 (イーサネット方式のもの) と同額
総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの	利用契約回線 1 回線ごとに月額	2-1-4 (総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの) と同額

(商品名：ブロードバンドアクセス方式Ⅱ)		
IPアクセスサービスを利用する方式のもの (商品名：ブロードバンドアクセス方式Ⅱ)	利用契約回線 1回線ごとに 月額	2-1-5 (IPアクセスサービスを利用する方式のもの)と同額
インターネットを利用する方式のもの(クラス1のものに限ります。) (商品名：ブロードバンドアクセス方式Ⅱ)	インターネット 接続回線1 回線ごとに月 額	2-1-6 (インターネットを利用する方式のもの)と同額
モバイル回線を利用する方式のもの	モバイル回線 1回線ごとに 月額	2-1-7 (モバイル回線を利用する方式のもの)と同額

〔2 回線使用料〕

2-3 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの

2-3-1 イーサネット方式のもの

(1) 仮想チャネル選択方式のもの

ア クラス1-1のもの

(ア) アクセス回線タイプのもの

① トラフィックフリー許容型のもの(商品名：イーサネット通信方式)

加入契約回線等1回線ごとに月額

区 分	料金額(税抜価格)	
	TF非登録型のもの	TF登録型のもの
0.5Mb/sのもの	67,000円	67,000円
1Mb/sのもの	89,000円	89,000円
2Mb/sのもの	133,000円	133,000円
3Mb/sのもの	168,000円	168,000円
4Mb/sのもの	203,000円	203,000円
5Mb/sのもの	236,000円	236,000円
6Mb/sのもの	244,000円	244,000円
7Mb/sのもの	265,000円	265,000円
8Mb/sのもの	285,000円	285,000円
9Mb/sのもの	306,000円	306,000円
10Mb/sのもの	327,000円	360,000円
20Mb/sのもの	392,000円	392,000円
30Mb/sのもの	457,000円	457,000円
40Mb/sのもの	521,000円	521,000円

50Mb/sのもの	586,000円	586,000円
60Mb/sのもの	651,000円	651,000円
70Mb/sのもの	716,000円	716,000円
80Mb/sのもの	780,000円	780,000円
90Mb/sのもの	845,000円	845,000円
100Mb/sのもの	910,000円	—
200Mb/sのもの	1,800,000円	—
300Mb/sのもの	2,475,000円	—
400Mb/sのもの	3,150,000円	—
500Mb/sのもの	3,825,000円	—
600Mb/sのもの	4,500,000円	—
700Mb/sのもの	5,175,000円	—
800Mb/sのもの	5,850,000円	—
900Mb/sのもの	6,525,000円	—
1Gb/sのもの	7,200,000円	—

〔2 回線使用料〕

〔2-3 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの〕

〔2-3-1 イーサネット方式のもの〕

〔(1) 仮想チャネル選択方式のもの〕

〔ア クラス1-1のもの〕

〔(ア) アクセス回線タイプのもの〕

② トラフィックフリー非許容型のもの

加入契約回線等 1回線ごとに月額
線ごとに月額

区 分	料金額 (税抜価格)
1Mb/s (バーストタイプ) のもの	89,000円
10Mb/s (バーストタイプ) のもの	360,000円

〔2 回線使用料〕〔2-3 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの〕

〔2-3-1 イーサネット方式のもの〕

〔(1) 仮想チャネル選択方式のもの〕

イ クラス1-2のもの

(ア) アクセス回線タイプのもの

① トラフィックフリー許容型のもの(商品名: イーサネット通信方式)

加入契約回線等1回線ごとに月額

区 分	料金額(税抜価格)	
	TF非登録型のもの	TF登録型のもの
0.5Mb/sのもの	48,000円	48,000円
1Mb/sのもの	50,000円	50,000円
2Mb/sのもの	62,000円	62,000円
3Mb/sのもの	76,000円	76,000円
4Mb/sのもの	95,000円	95,000円
5Mb/sのもの	114,000円	114,000円
6Mb/sのもの	170,000円	170,000円
7Mb/sのもの	184,000円	184,000円
8Mb/sのもの	198,000円	198,000円
9Mb/sのもの	212,000円	212,000円
10Mb/sのもの	227,000円	252,000円
20Mb/sのもの	277,000円	277,000円
30Mb/sのもの	328,000円	328,000円
40Mb/sのもの	378,000円	378,000円
50Mb/sのもの	429,000円	429,000円
60Mb/sのもの	480,000円	480,000円
70Mb/sのもの	531,000円	531,000円
80Mb/sのもの	581,000円	581,000円
90Mb/sのもの	632,000円	632,000円
100Mb/sのもの	682,000円	—
200Mb/sのもの	770,000円	—
300Mb/sのもの	1,200,000円	—
400Mb/sのもの	1,700,000円	—
500Mb/sのもの	2,200,000円	—
600Mb/sのもの	2,700,000円	—
700Mb/sのもの	3,200,000円	—
800Mb/sのもの	3,700,000円	—
900Mb/sのもの	4,200,000円	—
1Gb/sのもの	4,600,000円	—

〔2 回線使用料〕

〔2-3 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの〕

〔2-3-1 イーサネット方式のもの〕

〔(1) 仮想チャネル選択方式のもの〕

〔イ クラス1-2のもの〕

〔(ア) アクセス回線タイプのもの〕

② トラフィックフリー非許容型のもの

加入契約回線等 1 回線ごとに月額
線ごとに月額

区 分	料金額 (税抜価格)
1Mb/s (バーストタイプ) のもの	89,000円
10Mb/s (バーストタイプ) のもの	360,000円

(イ) プラットフォーム回線タイプのもの

加入契約回線等 1 回線ごとに月額

区 分	料金額 (税抜価格)
0.5Mb/sのもの	69,000円
1Mb/sのもの	72,000円
2Mb/sのもの	90,000円
3Mb/sのもの	111,000円
4Mb/sのもの	140,000円
5Mb/sのもの	168,000円
6Mb/sのもの	252,000円
7Mb/sのもの	273,000円
8Mb/sのもの	294,000円
9Mb/sのもの	315,000円
10Mb/sのもの	338,000円
20Mb/sのもの	413,000円
30Mb/sのもの	489,000円
40Mb/sのもの	564,000円
50Mb/sのもの	641,000円
60Mb/sのもの	717,000円
70Mb/sのもの	794,000円
80Mb/sのもの	869,000円
90Mb/sのもの	945,000円
100Mb/sのもの	1,020,000円
200Mb/sのもの	1,155,000円
300Mb/sのもの	1,800,000円
400Mb/sのもの	2,550,000円
500Mb/sのもの	3,300,000円
600Mb/sのもの	4,050,000円

700Mb/sのもの	4,800,000円
800Mb/sのもの	5,550,000円
900Mb/sのもの	6,300,000円
1Gb/sのもの	6,900,000円

〔2 回線使用料〕

〔2-3 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの〕

〔2-3-1 イーサネット方式のもの〕

〔(1) 仮想チャネル選択方式のもの〕

ウ クラス2-1のもの

(ア) アクセス回線タイプのもの

加入契約回線等1回線ごとに月額

区 分 料金額（税抜価格）	
トラフィックフリー許容型のもの（商品名：イーサネット通信方式）	2-3-1（イーサネット方式のもの）(1)（仮想チャネル選択方式のもの）ア（クラス1-1のもの）（ア）（アクセス回線タイプのもの）①（トラフィックフリー許容型のもの）と同額
トラフィックフリー非許容型のもの	2-3-1（イーサネット方式のもの）(1)（仮想チャネル選択方式のもの）ア（クラス1-1のもの）（ア）（アクセス回線タイプのもの）②（トラフィックフリー非許容型のもの）と同額

〔2 回線使用料〕

〔2-3 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの〕

〔2-3-1 イーサネット方式のもの〕

〔(1) 仮想チャネル選択方式のもの〕

エ クラス2-2のもの

加入契約回線等1回線ごとに月額

区 分	料金額 (税抜価格)
アクセス回線タイプのもの	2-3-1 (イーサネット方式のもの) (1) (仮想チャネル選択方式のもの) イ (クラス1-2のもの) (ア) (アクセス回線タイプのもの) と同額
プラットフォーム回線タイプのもの	2-3-1 (イーサネット方式のもの) (1) (仮想チャネル選択方式のもの) イ (クラス1-2のもの) (イ) (プラットフォーム回線タイプのもの) と同額

〔〔2 回線使用料〕

〔2-3 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの〕

〔2-3-1 イーサネット方式のもの〕

(2) 仮想チャネル専用方式のもの

ア クラス1-1のもの

(ア) アクセス回線タイプのもの

① トラフィックフリー非許容型のもの

(商品名：エクステンディーサネット方式)

加入契約回線等1回線ごとに月額

区 分	料金額 (税抜価格)
0.5Mb/sのもの	89,000円
1Mb/sのもの	97,000円
2Mb/sのもの	123,000円
5Mb/sのもの	149,000円
10Mb/sのもの	201,000円
20Mb/sのもの	253,000円
50Mb/sのもの	305,000円
100Mb/sのもの	357,000円
1Mb/s (バーストタイプ) のもの	107,000円
10Mb/s (バーストタイプ) のもの	232,000円

〔2 回線使用料〕

〔2-3 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの〕

〔2-3-1 イーサネット方式のもの〕

〔(2) 仮想チャネル専用方式のもの〕

イ クラス2-1のもの

(ア) アクセス回線タイプのもの

① トラフィックフリー非許容型のもの(商品名:エクステンドイーサネット

ト方式)

加入契約回線等1回線ごとに月額

料金額(税抜価格)
2-3-1(イーサネット方式のもの)(2)(仮想チャネル専用方式のもの)ア(クラス1-1のもの)(ア)(アクセス回線タイプのもの)①(トラフィックフリー非許容型のもの)と同額

ウ クラス2-2のもの

(ア) アクセス回線タイプのもの

① トラフィックフリー非許容型のもの(商品名:エクステンドイーサネット

ト方式)

加入契約回線等1回線ごとに月額

料金額(税抜価格)
2-3-1(イーサネット方式のもの)(2)(仮想チャネル専用方式のもの)ア(クラス1-1のもの)(ア)(アクセス回線タイプのもの)①(トラフィックフリー非許容型のもの)と同額

2-3-2 総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの

(1) クラス1のもの

利用契約回線1回線ごとに月額

料金額(税抜価格)
2-1-4(総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの)(1)(クラス1のもの)イ(タイプ2のもの)プラン3と同額

(2) クラス2のもの

利用契約回線1回線ごとに月額

料金額(税抜価格)
2-1-4(総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの)(2)(クラス2のもの)ア(タイプ2のもの)プラン3と同額

2-3-3 IPアクセスサービスを利用する方式のもの

利用契約回線1回線ごとに月額

区 分	料金額(税抜価格)
クラス1のもの	2-1-5(IPアクセスサービスを利用する方式のもの)(1)(クラス1のもの)プラン3と同額
クラス2のもの	2-1-5(IPアクセスサービスを利用する方式のもの)(2)(クラス2のもの)プラン3と同額
クラス3のもの	2-1-5(IPアクセスサービスを利用する方式のもの)(3)(クラス3のもの)プラン3と同額

クラス4のもの	2-1-5 (IPアクセスサービスを利用する方式のもの) (4) (クラス4のもの) プラン3と同額
---------	--

2-3-4 インターネットを利用する方式のもの

インターネット接続回線1回線ごとに月額

区 分	料金額 (税抜価格)
クラス1のもの	2-1-6 (インターネットを利用する方式のもの) と同額

[2 回線使用料]

[2-3 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係るもの]

2-3-5 モバイル回線を利用する方式のもの

モバイル回線1回線ごとに月額

区 分	料金額 (税抜価格)
ベストエフォートのもの	2-1-7 (モバイル回線を利用する方式のもの) と同額

2-4 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3に係るもの

2-4-1 イーサネット方式のもの

(1) 仮想チャネル選択方式のもの

ア クラス1-1のもの

(ア) アクセス回線タイプのもの

加入契約回線等1回線ごとに月額

料金額 (税抜価格)	
2-3-1 (イーサネット方式のもの) (1) (仮想チャネル選択方式のもの) ア (クラス1-1のもの) (ア) (アクセス回線タイプのもの) と同額	

イ クラス1-2のもの

加入契約回線等1回線ごとに月額

区 分	料金額 (税抜価格)
アクセス回線タイプのもの	2-3-1 (イーサネット方式のもの) (1) (仮想チャネル選択方式のもの) イ (クラス1-2のもの) (ア) (アクセス回線タイプのもの) と同額
プラットフォーム回線タイプのもの	2-3-1 (イーサネット方式のもの) (1) (仮想チャネル選択方式のもの) イ (クラス1-2のもの) (イ) (プラットフォーム回線タイプのもの) と同額

ウ クラス2-1のもの

(ア) アクセス回線タイプのもの

加入契約回線等1回線ごとに月額

料金額 (税抜価格)	
トラフィックフリー許容量のもの (商品名: イーサネット通信方式)	2-3-1 (イーサネット方式のもの) (1) (仮想チャネル選択方式のもの) ウ (クラス2-1のもの) (ア) (アクセス回線タイプのもの) ① (トラフィックフリー許容量のもの) と同額

トラフィックフリー非許容型のもの	2-3-1 (イーサネット方式のもの) (1) (仮想チャネル選択方式のもの) ウ (クラス2-1のもの) (ア) (アクセス回線タイプのもの) ② (トラフィックフリー非許容型のものタイプ2のもの) と同額
------------------	--

[2 回線使用料]

[2-4 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3に係るもの]

[2-4-1 イーサネット方式のもの]

〔(1) 仮想チャネル選択方式のもの〕

エ クラス2-2のもの

加入契約回線等1回線ごとに月額

区 分	料金額 (税抜価格)
アクセス回線タイプのもの	2-3-1 (イーサネット方式のもの) (1) (仮想チャネル選択方式のもの) エ (クラス2-2のもの) (ア) (アクセス回線タイプのもの) と同額
プラットフォーム回線タイプのもの	2-3-1 (イーサネット方式のもの) (1) (仮想チャネル選択方式のもの) エ (クラス2-2のもの) (イ) (プラットフォーム回線タイプのもの) と同額

(2) 仮想チャネル専用方式のもの

ア クラス1-1のもの

(ア) アクセス回線タイプのもの

① トラフィックフリー非許容型のもの

(商品名: エクステンディーサネット方式)

料金額 (税抜価格)
2-3-1 (イーサネット方式のもの) (2) (仮想チャネル専用方式のもの) ア (クラス1-1のもの) (ア) (アクセス回線タイプのもの) ① (トラフィックフリー非許容型のもの) と同額

② トラフィックフリー許容型のもの (商品名: イーサネット通信方式Ⅱ)

加入契約回線等1回線ごとに月額

区 分	料金額 (税抜価格)	
	T F 非登録型	T F 登録型のもの
0Mb/sのもの	67,000円	67,000円
0.5Mb/sのもの	67,000円	67,000円
1Mb/sのもの	89,000円	89,000円
2Mb/sのもの	133,000円	133,000円
3Mb/sのもの	168,000円	168,000円
4Mb/sのもの	203,000円	203,000円
5Mb/sのもの	236,000円	236,000円
6Mb/sのもの	244,000円	244,000円
7Mb/sのもの	265,000円	265,000円
8Mb/sのもの	285,000円	285,000円
9Mb/sのもの	306,000円	306,000円
10Mb/sのもの	327,000円	360,000円

20Mb/sのもの	392,000円	392,000円
30Mb/sのもの	457,000円	457,000円
40Mb/sのもの	521,000円	521,000円
50Mb/sのもの	586,000円	586,000円
60Mb/sのもの	651,000円	651,000円
70Mb/sのもの	716,000円	716,000円
80Mb/sのもの	780,000円	780,000円
90Mb/sのもの	845,000円	845,000円
100Mb/sのもの（100G インターフェースのもの）	910,000円	—
100Mb/sのもの（1Gイ ンターフェースのもの）	1,125,000円	1,500,000円
200Mb/sのもの	1,800,000円	—
300Mb/sのもの	2,475,000円	—
400Mb/sのもの	3,150,000円	—
500Mb/sのもの	3,825,000円	—
600Mb/sのもの	4,500,000円	—
700Mb/sのもの	5,175,000円	—
800Mb/sのもの	5,850,000円	—
900Mb/sのもの	6,525,000円	—
1Gb/sのもの	7,200,000円	—

〔2 回線使用料〕

〔2-4 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3に係るもの〕

〔2-4-1 イーサネット方式のもの〕

〔（2）仮想チャネル専用方式のもの〕

ウ クラス2-1のもの

（ア）アクセス回線タイプのもの

① トラフィックフリー非許容型のもの

（商品名：エクステンドイーサネット方式）

加入契約回線等1回線ごとに月額

料金額（税抜価格）
2-3-1（イーサネット方式のもの）（2）（仮想チャネル専用方式のもの）イ（クラス2-1のもの）（ア）（アクセス回線タイプのもの）①（トラフィックフリー非許容型のもの）と同額

② トラフィックフリー許容型のもの（商品名：イーサネット通信方式Ⅱ）

加入契約回線等1回線ごとに月額

料金額（税抜価格）
2-4-1（イーサネット方式のもの）（2）（仮想チャネル専用方式のもの）ア（クラス1-1のもの）（ア）（アクセス回線タイプのもの）②（トラフィックフリー許容型のもの）と同額

エ クラス2-2のもの

(ア) アクセス回線タイプのもの

① トラフィックフリー非許容型のもの（商品名：エクステンドイーサネット方式）

料金額（税抜価格）
2-3-1（イーサネット方式のもの）（2）（仮想チャネル専用方式のもの）ウ（クラス2-2のもの）（ア）（アクセス回線タイプのもの）①（トラフィックフリー非許容型のもの）と同額

② トラフィックフリー許容型のもの（商品名：イーサネット通信方式Ⅱ）

加入契約回線等1回線ごとに月額

料金額（税抜価格）
2-4-1（イーサネット方式のもの）（2）（仮想チャネル専用方式のもの）ア（クラス1-1のもの）（ア）（アクセス回線タイプのもの）②（トラフィックフリー許容型のもの）と同額

(イ) プラットフォーム回線タイプのもの

加入契約回線等1回線ごとに月額

区 分	料金額（税抜価格）
0.5Mb/sのもの	69,000円
1Mb/sのもの	72,000円
2Mb/sのもの	90,000円
3Mb/sのもの	111,000円
4Mb/sのもの	140,000円
5Mb/sのもの	168,000円
6Mb/sのもの	252,000円
7Mb/sのもの	273,000円
8Mb/sのもの	294,000円
9Mb/sのもの	315,000円
10Mb/sのもの	338,000円
20Mb/sのもの	413,000円
30Mb/sのもの	489,000円
40Mb/sのもの	564,000円
50Mb/sのもの	641,000円
60Mb/sのもの	717,000円
70Mb/sのもの	794,000円
80Mb/sのもの	869,000円
90Mb/sのもの	945,000円
100Mb/sのもの	1,020,000円
200Mb/sのもの	1,155,000円
300Mb/sのもの	1,800,000円
400Mb/sのもの	2,550,000円
500Mb/sのもの	3,300,000円
600Mb/sのもの	4,050,000円
700Mb/sのもの	4,800,000円
800Mb/sのもの	5,550,000円

900Mb/sのもの	6,300,000円
1Gb/sのもの	6,900,000円

2-4-2 総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの

(1) 仮想チャネル選択方式のもの(商品名:ブロードバンドアクセス方式Ⅱ)

利用契約回線1回線ごとに月額

料金額(税抜価格)	
2-3-2(総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの)と同額	

(2) 仮想チャネル専用方式のもの(商品名:ブロードバンドアクセス方式Ⅲ)

ア クラス1のもの

利用契約回線1回線ごとに月額

料金額(税抜価格)	
	7,000円

イ クラス2のもの

利用契約回線1回線ごとに月額

料金額(税抜価格)	
	9,000円

2-4-3 IPアクセスサービスを利用する方式のもの

(1) 仮想チャネル選択方式のもの(商品名:ブロードバンドアクセス方式Ⅱ)

利用契約回線1回線ごとに月額

料金額(税抜価格)	
2-3-3(IPアクセスサービスを利用する方式のもの)と同額	

[2 回線使用料]

[2-4 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3に係るもの]

[2-4-3 IPアクセスサービスを利用する方式のもの]

(2) 仮想チャネル専用方式のもの(商品名:ブロードバンドアクセス方式Ⅲ)

ア クラス1のもの

利用契約回線1回線ごとに月額

区 分	料金額(税抜価格)
プラン1	12,500円
プラン2	12,500円
プラン3	12,500円

イ クラス2のもの

利用契約回線1回線ごとに月額

区 分	料金額(税抜価格)
プラン1	15,500円
プラン2	15,500円
プラン3	15,500円

ウ クラス3のもの

利用契約回線1回線ごとに月額

区 分	料金額(税抜価格)
プラン1	12,500円
プラン2	12,500円

プラン3	12,500円
------	---------

エ クラス4のもの

利用契約回線1回線ごとに月額

区 分	料金額 (税抜価格)
プラン1	15,500円
プラン2	15,500円
プラン3	15,500円

2-4-4 インターネットを利用する方式のもの

(1) 仮想チャネル選択方式のもの

アクラス1のもの (商品名: ブロードバンドアクセス方式Ⅱ)

インターネット接続回線1回線ごとに月額

料金額 (税抜価格)	
2-3-4 (インターネットを利用する方式のもの) と同額	

イクラス2のもの (商品名: IPsec方式)

(ア) インターネット接続回線に係るもの

インターネット接続回線1回線ごとに月額

区 分	料金額 (税抜価格)
タイプ1	10,000円
タイプ2	20,000円
タイプ3	30,000円
タイプ4	40,000円
タイプ5	50,000円
タイプ6	60,000円
タイプ7	70,000円
タイプ8	80,000円
タイプ9	90,000円
タイプ10	100,000円

(イ) IPsec通信路に係るもの

1のIPsec通信路ごとに月額

料金額 (税抜価格)	
3,000円	

[2 回線使用料]

[2-4 第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3に係るもの]

[2-4-4 インターネットを利用する方式のもの]

(2) 仮想チャネル専用方式のもの (商品名: ブロードバンドアクセス方式Ⅲ)

料金額 (税抜価格)	
9,500円	

2-4-5 モバイル回線を利用する方式のもの

(1) 仮想チャネル選択方式のもの

モバイル回線1回線ごとに月額

区 分	料金額 (税抜価格)
-----	------------

モバイル回線を利用する方式のもの	2-3-5（モバイル回線を利用する方式のもの）と同額
（2）仮想チャネル専用方式のもの（商品名：ワイヤレスアクセス方式Ⅲ）	
区 分	料金額（税抜価格）
ベストエフォートのもの	8,100円

3 加算額

料金種別	区 分		単位	料金額 (税抜価格)
(1) 区域外 線路使用 料	メタル配線の場合		区域外 線路 100mま でごと に	230円
	光配線の場合			690円
(2) 異経路 の線路	—		—	別に算定する実費
(3) 特別電 気通信設 備使用料	—		—	別に算定する実費
(4) 回線接 続装置使 用料	高速ディジ タル伝送方 式	128kb/s用 のもの	メタル配線に よるもの	1,700円
		512kb/s又は1.5Mb/s(通常 クラス)用のもの		19,000円
	イーサネッ ト方式	100Mb/sまでのもの		5,000円
	インターネ ットを利用 する方式	クラス1のもの		1,700円
(5) 回線終 端装置使 用料	高速ディジ タル伝送方 式	1.5Mb/s(エコノミークラ ス)用のもの		9,500円
	イーサネッ ト方式	100Mb/sまでのもの		5,000円
		100Mb/sまでのもの(クラ ス1-3のものに限ります 。)		3000円
		100Mb/sを超えて1Gb/sま でのもの		60,000円
		上記以外のもの		120,000円
	総合オープン通信網サ ービスを利用する方式 のもの	タイプ1のもの		2,700円
		タイプ2のもの		1,700円
	I Pアクセスサービス を利用する方式のもの	クラス1又はク ラス2のもの		2,400円
クラス3又はク ラス4のもの		1,700円		
モバイル回線を利用する方式のもの			1,700円	
(6) イーサ	高速ディジ	128kb/s用のもの		1台ご 3,000円

ネット変換装置使用料	タル伝送方式	512kb/s又は1.5Mb/s用のもの	とに	5,000円
(7) 配線設備使用料	メタル配線の場合		1配線ごとに	60円
	光配線の場合			2,000円

備考

ア 当社は、イーサネット方式の加入契約回線等（下表の品目等のものに限ります。）について、イーサネット方式の回線接続装置を提供します。

品目	細目
0.5Mb/sから100Mb/sまでのもの	クラス1-1又はクラス2-1のもの
1Mb/s(バーストタイプ)又は10Mb/s(バーストタイプ)のもの	クラス1-1、クラス1-2、クラス2-1又はクラス2-2のもの

イ 当社は、イーサネット方式の加入契約回線等（下表の品目等のものに限ります。）について、イーサネット方式の回線終端装置を提供します。

品目	細目
0.5Mb/sから100Mb/sまでのもの	クラス1-2又はクラス2-2のもの
100Mb/sを超えて10Gb/sまでのもの	クラス1-1、クラス1-2、クラス2-1又はクラス2-2のもの

ウ 当社は、契約者（そのワイドエリアバーチャルスイッチ契約に係る加入契約回線等がイーサネット方式（その細目がクラス2-1又はクラス2-2であるものに限ります。）であって、イーサネット方式の回線接続装置の提供を受けている者に限ります。）から請求があった場合は、現に提供している回線接続装置の他、1の加入契約回線等につき1台を上限として予備の回線接続装置（イーサネット方式のものに限ります。）を提供します。

エ 当社は、契約者（そのワイドエリアバーチャルスイッチ契約に係る加入契約回線が高速デジタル伝送方式であって、イーサネット変換装置の提供を受けている者に限ります。）から請求があった場合は、現に提供しているイーサネット変換装置の他、1の加入契約回線につき1台を上限として予備のイーサネット変換装置（高速デジタル伝送方式のものに限ります。）を提供します。

オ 削除

カ 当社は、契約者（そのワイドエリアバーチャルスイッチ契約に係る加入契約回線等が総合オープン通信網サービスを利用する方式（タイプ2のものに限ります。）、モバイル回線を利用する方式に係る者に限ります。）から請求があった場合は、1の加入契約回線等につき1台を上限として予備の回線終端装置を提供します。

4 付加機能利用料

4-1 加入契約回線等に係るもの

区 分		料金額	
(1) 優先制御機能1	本機能の利用の請求をした契約者が、イーサネットフレーム又はIPパケットごとに当社があらかじめ指定した優先順位にしたがってそれらのイーサネットフレーム又はIPパケットを転送する機能	加入契約回線等1回線ごとに月額	
		10Mb/sまでのもの	税抜価格15,000円
		10Mb/sを超えて19Mb/sまでのもの	税抜価格15,000円に10Mを超える1Mb/sごとに税抜価格500円を加算した額
		20Mb/sのもの	税抜価格20,000円
		20Mb/sを超えて24Mb/sまでのもの	税抜価格20,000円に20Mを超える1Mb/sごとに税抜価格1,000円を加算した額
		30Mb/sのもの	税抜価格30,000円
		40Mb/sのもの	税抜価格40,000円
		50Mb/sのもの	税抜価格50,000円
		60Mb/sのもの	税抜価格60,000円
		70Mb/sのもの	税抜価格70,000円
		80Mb/sのもの	税抜価格80,000円
		90Mb/sのもの	税抜価格90,000円
		100Mb/sのもの	税抜価格100,000円
		100Mb/sを超えて1Gb/sまでのもの	税抜価格100,000円
1Gb/sを超えて10Gb/sまでのもの	税抜価格200,000円		
備考	<p>ア 当社は、加入契約回線等（イーサネット方式のもの（仮想チャネル専用方式のものに限ります。））、総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの、IPアクセスサービスを利用する方式のもの、インターネットを利用する方式のもの及びモバイル回線を利用する方式のものを除きます。以下この欄において同じとします。）に係る契約者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、その契約者がこの表の(2)欄に規定する優先制御機能2を利用しているときは、本機能を利用することができません。</p> <p>ウ 削除</p> <p>エ 加入契約回線等の品目が1Mb/s（バーストタイプ）のもの又は10Mb/s（バーストタイプ）のものに係る契約者は、第44条（料金の支払義務）の規定にかかわらず、本機能に係る付加機能利用料の支払いを要しません。</p> <p>オ 本機能は、イーサネットフレーム又はIPパケットを転送する方向により、次の種類があります。</p>		

	<p>(ア) イーサネットフレーム又はIPパケットを転送する方向によらず本機能を提供するもの</p> <p>(イ) イーサネットフレーム又はIPパケットを転送する方向が、収容局設備から加入契約回線等の終端方向である場合に限り本機能を提供するもの</p> <p>カ 削除</p> <p>キ イーサネット方式に係る加入契約回線等（その品目が1Mb/s（バーストタイプ）のもの又は10Mb/s（バーストタイプ）のものに限ります。）のものについては、オの（ア）に限り本機能を提供します。</p> <p>ク 本機能は、インターネットプロトコルバージョン4（以下「IPv4」といいます。）により行うもの限り、利用することができます。</p> <p>ケ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	
(2) 優先制御機能2	<p>本機能の利用の請求をした契約者が、IPパケットごとに当社があらかじめ指定した優先順位にしたがってそのIPパケットを受信することができるものであって、それぞれの優先順位に対応した通信帯域を確保することができるもの</p>	<p>優先制御機能1に係る品目に応じた付加機能利用料と同額（税抜価格）</p>
	<p>備考</p> <p>ア 当社は、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3（イーサネット方式（仮想チャネル専用方式のもの又はTF登録型のものを除きます。）のものに限ります。）に係る契約者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、その契約者が優先制御機能1を利用しているときは、本機能を利用することができません。</p> <p>ウ アの規定にかかわらず、当社は、イーサネット方式に係る品目が1Mb/s（バーストタイプ）のもの、10Mb/s（バーストタイプ）のもの若しくは200Mb/sを超えるものについては、本機能の提供を行いません。</p> <p>エ 優先順位及び通信帯域の指定方法等本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	

<p>(3) VLAN制御機能 1</p>	<p>加入契約回線等を通過するイーサネットフレームに対して、その転送の方向により以下の動作を行う機能</p> <p>ア 收容局設備から加入契約回線の終端方向 加入契約回線等へ送信されるイーサネットフレームについて、契約者があらかじめ指定したVLAN ID（通信の相手となる加入契約回線等を契約者回線群（L2契約者回線群に限ります。）に所属する一部の加入契約回線等に限定するための番号をいいます。以下同じとします。）が付与されていないイーサネットフレームを破棄し、契約者があらかじめ指定したVLAN IDが付与されているイーサネットフレームについてはそのVLAN IDを除去した後に転送する機能</p> <p>イ 加入契約回線等の終端から收容局設備方向 加入契約回線等から送信されたイーサネットフレームに対して、契約者があらかじめ指定したVLAN IDを付与した後に転送する機能</p>	<p>加入契約回線等 1 回線ごとに月額 （税抜価格） 3,000円</p>
	<p>備考</p> <p>ア 当社は、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2（イーサネット方式（エクステンドイーサネット方式のものに限ります。）以外のものであって、その品目が1Gb/s以下のものに限ります。）に係る契約者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>イ 契約者があらかじめ指定するVLAN IDは1のVLAN IDに限ります。</p> <p>ウ VLAN制御機能2の提供を受けている加入契約回線等について、本機能の請求をすることはできません。</p> <p>エ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	
<p>(4) VLAN制御機能 2</p>	<p>加入契約回線等を通過するイーサネットフレームのうち、契約者があらかじめ指定したVLAN IDが付与されていないイーサネットフレームを破棄する機能</p>	<p>1の加入契約回線等につき1のVLAN IDごとに月額 （税抜価格） 3,000円</p>
	<p>備考</p> <p>ア 当社は、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2（イーサネット方式（エクステンドイーサネット方式のものに限ります。）以外のものであって、その品目が1Gb/s以下のものに限ります。）に係る契約者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>イ 契約者があらかじめ指定することのできるVLAN IDの数は5（加入契約回線等の品目が100Mb/sを超えて1Gb/sまでのものであるときは15）を上限とします。</p> <p>ウ VLAN制御機能1の提供を受けている加入契約回線等について、本機能の請求をすることはできません。</p> <p>エ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	
<p>(5) IPマルチ</p>	<p>本機能の提供を受けている</p>	<p>加入契約回線等 1 回線ごとに月額</p>

キャスト送信機能	加入契約回線等から送信されたIPパケットを複製し、その加入契約回線等が所属する契約者回線群の他の加入契約回線等であって、IPマルチキャスト受信機能の提供を受けている全ての加入契約回線等にそのIPパケットを送信する機能	1Mb/sのもの	税抜価格10,000円
		2Mb/sのもの	税抜価格20,000円
		3Mb/sのもの	税抜価格30,000円
		4Mb/sのもの	税抜価格40,000円
		5Mb/sのもの	税抜価格50,000円
		6Mb/sのもの	税抜価格60,000円
		7Mb/sのもの	税抜価格70,000円
		8Mb/sのもの	税抜価格80,000円
		9Mb/sのもの	税抜価格90,000円
		10Mb/sのもの	税抜価格100,000円
		20Mb/sのもの	税抜価格200,000円
		30Mb/sのもの	税抜価格300,000円
		40Mb/sのもの	税抜価格400,000円
		50Mb/sのもの	税抜価格500,000円
		60Mb/sのもの	税抜価格600,000円
		70Mb/sのもの	税抜価格700,000円
80Mb/sのもの	税抜価格800,000円		
90Mb/sのもの	税抜価格900,000円		
100Mb/sのもの	税抜価格1,000,000円		
備考	<p>ア 当社は、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3（イーサネット方式（エクステンドイーサネット方式及びクラス1-3のものを除きます。）に係るものに限ります。）に係る契約者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>イ 当社は、L2-L3接続機能の提供を受けている契約者回線群の回線群代表者から請求があった場合に、その契約者回線群を、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3に係る加入契約回線等とみなして本機能を提供します。</p> <p>ウ 本機能で指定できる品目は、本機能の利用を行う加入契約回線等の品目を上限とします。</p> <p>エ 本機能は、IPマルチキャスト受信機能の提供を受けている加入契約回線等に限り提供します。</p> <p>オ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		
(6) IPマルチキャスト受信機能	本機能の提供を受けている加入契約回線等について、IPマルチキャスト送信機能により複製されたIPパケットを受信することを可能にする機能	加入契約回線等1回線ごとに月額 (税抜価格) 20,000円	

	備考	<p>ア 当社は、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3（イーサネット方式（エクステンドイーサネット方式及びクラス1-3のものに限ります。）を除きます。）に係る契約者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、当社は、L2-L3接続機能の提供を受けているL2契約者回線群に係る回線群代表者から請求があった場合、その契約者回線群をL3契約者回線群とみなして本機能を提供します。</p> <p>ウ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		
(7) アクセス制御機能		-	備考	<p>ア 当社は、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3に係る契約者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、当社は、当社が別に定める付加機能の提供を受けているL2契約者回線群に係る回線群代表者から請求があった場合、その契約者回線群を、L3契約者回線群とみなして本機能を提供します。</p> <p>（注）当社が別に定める付加機能は、リモートアクセス着信機能1又はプラットフォームゲートウェイ機能とします。</p> <p>ウ 当社は、仮想チャンネルを設定している加入契約回線等（仮想チャンネル専用方式のもの（イーサネット方式のもの（エクステンドイーサネット方式のものに限ります。）を除きます。）に本機能を適用する場合、その仮想チャンネルに係る通信帯域とその他の通信帯域とを一体として取り扱います。</p> <p>エ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
(8) DHCPリレー機能		-	備考	<p>端末にIPアドレス等を自動的に割当てするためのブロードキャスト信号（送信宛先が「FF-FF-FF-FF-FF-FF」のイーサネットフレームをいいます。以下この欄において同じとします。）をセグメント（ブロードキャスト信号が到達できる範囲いいます。）を超えて、契約者があらかじめ指定した宛先へ中継する機能</p> <p>ア 当社は、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3（イーサネット方式（エクステンドイーサネット方式のものに限ります。）を除きます。）に係る契約者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>イ 本機能は、IPV4により行うものに限りに、利用することができます。</p> <p>ウ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>

<p>(9) ダイナミックルーティング機能</p>	<p>インターネットプロトコルによる符号の伝送交換の経路を、その伝送交換を行う電気通信設備が自動的に決定する機能</p>	<p>—</p>
<p>(10) モバイルバックアップ機能</p>	<p>本サービスの利用の請求をした契約者（そのワイドエリアバーチャルスイッチ契約に係る加入契約回線等が総合オープン通信網サービスを利用する方式（タイプ2のものに限ります。）である者又はIPアクセスサービスを利用する方式である者に限ります。以下この欄において同じとします。）に係る利用契約回線（アクセスポイントを介して、その利用契約回線と接続する当社又は協定事業者の電気通信サービスに係る電気通信設備を含みます。）に障害が生じ、全く利用できない状態が生じた場合に、予備のモバイル回線に切替えてそのワイドエリアバーチャルスイッチサービスを利用できるようにするもの</p>	<p>加入契約回線等1回線ごとに月額 (税抜価格) 4,100円</p>
	<p>備考</p> <p>ア 当社は、ワイドエリアバーチャルスイッチサービス（仮想チャネル専用方式のもの（イーサネット方式のものに限ります。）及びインターネットを利用する方式のものを除きます。以下この欄において同じとします。）に係る契約者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>ただし、予備のWiMAX回線に切り替えてそのワイドエリアバーチャルスイッチサービスを利用できるようにする場合は、第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係る契約者から請求があった場合に限り、本機能を提供します。</p> <p>イ 本機能に係る付加機能利用料は、第44条第2項第2号の表及び同条第3項第2号の表に規定する支払いを要しない料金には含みません。</p> <p>ただし、当社の故意又は重大な過失による場合は、この限りではありません。</p> <p>ウ 予備のモバイル回線への切替方法等、本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	

(11) 仮想チャンネル提供機能	加入契約回線等又はその他回線（プラットフォームゲートウェイ機能Ⅱに係るL3仮想チャンネルを設定するものに限ります。以下この欄において同じとします。）において、その通信帯域を利用して仮想チャンネルを利用できるようにする機能	1の仮想チャンネルごとに月額	
	ア 加入契約回線等を利用する場合	品 目	料金額
	（ア）仮想チャンネル選択方式のものの場合	1Mb/s（バーストタイプ）のもの	税抜価額5,000円
	イ 仮想チャンネル専用方式のものの場合	1の仮想チャンネルごとに月額	
	① ②以外の場合	品 目	料金額
	② その加入契約回線等がイーサネット方式のものの場合	ベストエフォートのもの	-
	イ その他回線を利用する	1の仮想チャンネルごとに月額	
		品 目	料金額
		0.5Mb/sのもの	-
		1Mb/sから1Mb/sごとに10Mb/sまでのもの	-
		20Mb/sから10Mb/sごとに100Mb/sまでのもの	-
		200Mb/sから100Mb/sごとに1Gb/sまでのもの	-
		1Mb/s（バーストタイプ）のもの	-
		1の仮想チャンネルごとに月額	

	場合	品 目		料金額	
		0.5Mb/sのもの		-	
		20Mb/sから10Mb/sご とに100Mb/sまでの もの		-	
		1Mb/s（バーストタイ プ）のもの		-	
備考	<p>ア 当社は、第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係る契約者（料金表第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）1（適用）に定めるイーサネット方式のもの、総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの、IPアクセスサービスを利用する方式のもの、インターネットを利用する方式のもの、モバイル回線を利用する方式のもの）の提供を受ける者に限ります。以下この欄において同じとします。）から請求があった場合に限り、本機能を提供します。この場合において、インターネットを利用する方式（クラス2のものに限ります。）のものにあつては、L3仮想チャンネルに限り設定することができます。</p> <p>イ 設定することができる仮想チャンネルは、1の加入契約回線等につき3（エクステンドイーサネット方式のものにあつては、1の加入契約回線等につき5）を上限とします。</p> <p>ウ 本機能の提供を受ける契約者は、仮想チャンネルごとに次の品目を指定していただきます。</p>				
	区 分		利用可能な仮想チャンネルの品目		
	（ア）加入契約回線等を利用する場合の場合	① 仮想チャンネル選択方式のものの場合		仮想チャンネルバースト品目（料金表別表の（3）に掲げる品目（1Mb/s（バーストタイプ）のものをいいます。以下同じとします。）	
		② 仮想チャンネル専用方式のものの場合	i ii 以外の場合		仮想チャンネルベストエフォート品目（料金表別表の（3）に掲げる品目（ベストエフォート）のものをいいます。以下同じとします。）

		ii その加入契約回線等がイーサネット方式のものの場合	料金表別表の(3)に掲げる品目						
	(イ) その他回線を利用する場合		料金表別表の(3)に掲げる品目						
	<p>備考</p> <p>ア エクステンドイーサネット方式のもの(次表左欄に定める品目のものに限ります。)にあつては、その加入契約回線等に設定される全ての仮想チャンネルに係る符号伝送速度の合計が、次表右欄に定める符号伝送速度を超えることはできません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>加入契約回線等の品目</th> <th>符号伝送速度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1Mb/s (バーストタイプ)</td> <td>1Mb/s</td> </tr> <tr> <td>10Mb/s (バーストタイプ)</td> <td>10Mb/s</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ エクステンドイーサネット方式のものについては、200Mb/sから100Mb/sごとに1Gb/sまでのものは提供しません。</p> <p>ウ 通常イーサ方式Ⅱのものについては、1Mb/s (バーストタイプ)のものは提供しません。</p> <p>エ 上欄に定める(ア)の①の場合において、当社は、仮想チャンネルによる通信以外の通信を、仮想チャンネルによる通信に優先して取り扱います。</p> <p>オ 上欄に定める(ア)の②のii (エクステンドイーサネット方式に係るものに限ります。)の場合又は(イ)の場合において、当社は仮想チャンネルバースト品目以外のものによる通信を、仮想チャンネルバースト品目による通信に優先して取り扱います。</p> <p>カ エクステンドイーサネット方式を利用する者は、仮想チャンネルの品目の変更の請求をすることができます。</p>			加入契約回線等の品目	符号伝送速度	1Mb/s (バーストタイプ)	1Mb/s	10Mb/s (バーストタイプ)	10Mb/s
加入契約回線等の品目	符号伝送速度								
1Mb/s (バーストタイプ)	1Mb/s								
10Mb/s (バーストタイプ)	10Mb/s								
	<p>オ 仮想チャンネル群は、次の場合に新設することができます。</p> <p>① ワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込みをするとき。</p> <p>② 現に利用している仮想チャンネル群を分割するとき。</p> <p>③ 新たに仮想チャンネルを設定するとき。</p> <p>カ オの場合において、その仮想チャンネル群に所属する仮想チャンネルに係る契約者のうち1人を仮想チャンネル群代表者(その仮想チャンネル群に所属する仮想チャンネルに係る契約者であつて、仮想チャンネル群の設定、変更又は廃止の手続き等を代表する者をいいます。以下同じとします。)と定めて、ワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱所に届け出ていただきます。</p> <p>キ 仮想チャンネル群代表者となる者から仮想チャンネル群の新設の請求があつたときは、当社は、第12条(ワイドエリアバーチャルスイッチ契約申込の承諾)(第2項(12)を除きます。)の規定に準じて取り扱います。</p>								

- ク 当社は、1の仮想チャネル群ごとに、仮想チャネル群識別番号（仮想チャネル群を識別するために当社が定める番号をいいます。以下同じとします。）を付与します。
- ケ オからクで定めるほか仮想チャネル群の取扱いについて、この第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。
- コ 契約者（仮想チャネル群代表者を除きます。）は、仮想チャネルについて現に所属する仮想チャネル群から他の仮想チャネル群へ、所属する仮想チャネル群の変更の請求を行うことができます。
- サ 前項の請求があったときは、当社は、第12条（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約申込の承諾）（第2項（12）を除きます。）の規定に準じて取り扱います。この場合における仮想チャネル群識別番号は、変更後の仮想チャネル群に対応するものとします。
- シ 契約者は、その仮想チャネル群に所属する他の仮想チャネルに係る契約者の承認が得られない場合を除いて、仮想チャネル群代表者を変更することができます。
- この場合、仮想チャネル群代表者を変更しようとする契約者は、その仮想チャネル群に所属する仮想チャネルに係る契約者のうち1人をあらたな仮想チャネル群代表者と定めてワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱所に届け出ていただきます。
- ス 当社は、次の場合には、仮想チャネル群を廃止します。
- ① 仮想チャネル群代表者から、その仮想チャネル群の廃止の請求があったとき。
 - ② 仮想チャネル群代表者に係る仮想チャネルについて、本機能の廃止があった場合であって、シに規定する仮想チャネル群代表者の変更の届出がないとき。
 - ③ その仮想チャネル群に所属する加入契約回線等がなくなったとき。
- セ 本機能を利用する契約者は、カスタマコントロール提供サービスを利用することにより、仮想チャネルを利用して行う通信について、当社が別に定める設定等を行うことができます。
- ソ 本機能に係る付加機能利用料は、第44条第2項第2号の表及び同条第3項第2号の表に規定する支払いを要しない料金には含みません。
- ただし、当社の故意又は重大な過失による場合は、この限りではありません。
- タ 当社は、ワイドエリアバーチャルスイッチサービス契約者（仮想チャネル専用方式に係る者に限ります。）から本機能の廃止に係る申し出があったときは、そのワイドエリアバーチャルスイッチ契約の解除の申し出があったとみなして取り扱います。
- チ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

4-2 契約者回線群に係るもの

	区 分	品 目	料 金 額
(1) 第3種 IPVPNサー ビス利用機 能	<p>当社のデジタルデータサービス契約約款（以下「デジタルデータサービス契約約款」といいます。）に係る電気通信設備を介して、契約者によりあらかじめ指定された者が、その契約者の属する1の契約者回線群と通信を行う機能</p>	100Mb/sのもの	—
	<p>備考</p> <p>ア 当社は、L2契約者回線群に係る回線群代表者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>イ 当社は、本機能の請求を行う回線群代表者がデジタルデータサービス契約約款に定める第3種IPVPNサービスに係るIPVPN契約を締結している（本機能の請求と同時にIPVPN契約の申込みを行う場合を含みます。）ことを条件として、本機能を提供します。</p> <p>ウ 当社は、本機能の請求を行った契約者がイの規定を満たさなくなったときは、本機能を廃止します。</p> <p>エ 当社は、本機能の提供を受けている契約者回線群が(2)欄に規定するL2-L3接続機能（そのL2-L3接続機能により所属することとなる契約者回線群が(10)欄に規定するエクストラネット機能Iの提供を受けているものに限ります。）の提供を受ける場合であって、次の条件を満たすときは、本機能を廃止します。</p> <p>① L2-L3接続機能により所属することとなる契約者回線群のエクストラネット接続先（エクストラネット機能により接続している契約者回線群又はデジタルデータサービス契約約款に定める閉域グループをいいます。以下この欄において同じとします。）と、本機能による接続先が同一であるとき</p> <p>② L2-L3接続機能により所属することとなる契約者回線群のエクストラネット接続先が、エクストラネット機能により本機能の接続先と通信可能であるとき</p> <p>オ 当社は、本機能について、料金表第1表の1の適用(9)欄から(11)欄の規定は適用しないものとします</p> <p>カ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		
(2) L2-L3接 続機能	<p>L2契約者回線群を構成する加入契約回線等をワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3に係る加入契約回線等とみなして、L3契約者回線群を構成する加入契約回線等又は特定利用契約回線との通信を行う機能</p>		—

	備考	<p>ア 当社は、L2 契約者回線群に係る回線群代表者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>イ 当社は、本機能の提供を受けている回線群代表者からの請求があった場合に、本機能により転送を行うイーサネットフレームについて、契約者があらかじめ指定する1のVLAN IDを付与又は除去する取り扱いを行います。</p> <p>ウ 本機能の請求を行う回線群代表者は、本機能によって通信を行うことができるようにするL3 契約者回線群を指定していただきます。</p> <p>エ 当社は、ウで指定した契約者回線群の回線群代表者の承諾が得られない場合は、本機能の提供を行いません。</p> <p>オ 当社は、ウで指定した契約者回線群が、既に本機能により所属している他の契約者回線群のエクストラネット接続先であるときは、イにより異なるVLAN IDを付与する場合を除き、本機能の提供を行いません。</p> <p>カ 当社は、他の付加機能の提供にあたり、本機能の適用を受けるL2 契約者回線群を、L3 契約者回線群とみなして取り扱います。</p> <p>キ 本機能の請求を行う回線群代表者は、1の本機能の適用に係るL2 契約者回線群とL3 契約者回線群との物理的な接続点を当社が指定する方法により1箇所指定していただきます。</p> <p>ク 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>																																										
(3) リモートアクセス着信機能 1	リモートアクセスサービス契約約款に定める利用契約回線（タイプⅡ、タイプⅣ、タイプⅦ、タイプⅧ又は旧CPA（旧コースⅠ以外）のものに限ります。）との通信を行う機能	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">1の特定利用契約回線ごとに月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.5Mb/sのもの</td> <td>税抜価格11,000円</td> </tr> <tr> <td>1Mb/sのもの</td> <td>税抜価格90,000円</td> </tr> <tr> <td>2Mb/sのもの</td> <td>税抜価格120,000円</td> </tr> <tr> <td>3Mb/sのもの</td> <td>税抜価格149,000円</td> </tr> <tr> <td>4Mb/sのもの</td> <td>税抜価格178,000円</td> </tr> <tr> <td>5Mb/sのもの</td> <td>税抜価格207,000円</td> </tr> <tr> <td>6Mb/sのもの</td> <td>税抜価格236,000円</td> </tr> <tr> <td>7Mb/sのもの</td> <td>税抜価格264,000円</td> </tr> <tr> <td>8Mb/sのもの</td> <td>税抜価格269,500円</td> </tr> <tr> <td>9Mb/sのもの</td> <td>税抜価格275,000円</td> </tr> <tr> <td>10Mb/sのもの</td> <td>税抜価格280,000円</td> </tr> <tr> <td>20Mb/sのもの</td> <td>税抜価格335,000円</td> </tr> <tr> <td>30Mb/sのもの</td> <td>税抜価格465,000円</td> </tr> <tr> <td>40Mb/sのもの</td> <td>税抜価格585,000円</td> </tr> <tr> <td>50Mb/sのもの</td> <td>税抜価格700,000円</td> </tr> <tr> <td>60Mb/sのもの</td> <td>税抜価格725,000円</td> </tr> <tr> <td>70Mb/sのもの</td> <td>税抜価格750,000円</td> </tr> <tr> <td>80Mb/sのもの</td> <td>税抜価格775,000円</td> </tr> <tr> <td>90Mb/sのもの</td> <td>税抜価格800,000円</td> </tr> <tr> <td>100Mb/sのもの</td> <td>税抜価格825,000円</td> </tr> </tbody> </table>	1の特定利用契約回線ごとに月額		0.5Mb/sのもの	税抜価格11,000円	1Mb/sのもの	税抜価格90,000円	2Mb/sのもの	税抜価格120,000円	3Mb/sのもの	税抜価格149,000円	4Mb/sのもの	税抜価格178,000円	5Mb/sのもの	税抜価格207,000円	6Mb/sのもの	税抜価格236,000円	7Mb/sのもの	税抜価格264,000円	8Mb/sのもの	税抜価格269,500円	9Mb/sのもの	税抜価格275,000円	10Mb/sのもの	税抜価格280,000円	20Mb/sのもの	税抜価格335,000円	30Mb/sのもの	税抜価格465,000円	40Mb/sのもの	税抜価格585,000円	50Mb/sのもの	税抜価格700,000円	60Mb/sのもの	税抜価格725,000円	70Mb/sのもの	税抜価格750,000円	80Mb/sのもの	税抜価格775,000円	90Mb/sのもの	税抜価格800,000円	100Mb/sのもの	税抜価格825,000円
1の特定利用契約回線ごとに月額																																												
0.5Mb/sのもの	税抜価格11,000円																																											
1Mb/sのもの	税抜価格90,000円																																											
2Mb/sのもの	税抜価格120,000円																																											
3Mb/sのもの	税抜価格149,000円																																											
4Mb/sのもの	税抜価格178,000円																																											
5Mb/sのもの	税抜価格207,000円																																											
6Mb/sのもの	税抜価格236,000円																																											
7Mb/sのもの	税抜価格264,000円																																											
8Mb/sのもの	税抜価格269,500円																																											
9Mb/sのもの	税抜価格275,000円																																											
10Mb/sのもの	税抜価格280,000円																																											
20Mb/sのもの	税抜価格335,000円																																											
30Mb/sのもの	税抜価格465,000円																																											
40Mb/sのもの	税抜価格585,000円																																											
50Mb/sのもの	税抜価格700,000円																																											
60Mb/sのもの	税抜価格725,000円																																											
70Mb/sのもの	税抜価格750,000円																																											
80Mb/sのもの	税抜価格775,000円																																											
90Mb/sのもの	税抜価格800,000円																																											
100Mb/sのもの	税抜価格825,000円																																											

		200Mb/sのもの	税抜価格925,000円
		300Mb/sのもの	税抜価格1,175,000円
		400Mb/sのもの	税抜価格1,425,000円
		500Mb/sのもの	税抜価格1,675,000円
		600Mb/sのもの	税抜価格1,925,000円
		700Mb/sのもの	税抜価格2,175,000円
		800Mb/sのもの	税抜価格2,425,000円
		900Mb/sのもの	税抜価格2,675,000円
		1Gb/sのもの	税抜価格2,925,000円
		10Mb/s(ベストエフォート)のもの	—
		100Mb/s(ベストエフォート)のもの	—
備考	<p>ア 当社は、L3契約者回線群に係る回線群代表者から請求があった場合（リモートアクセスサービス契約約款に定める利用契約回線（タイプⅣのものに限ります。）との通信を行う本機能にあっては、第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスのL3契約者回線群に係る回線群代表者から請求があった場合）に、本機能を提供します。</p> <p>イ 当社は、本機能の提供を受ける回線群代表者に対し、特定利用契約回線（アクセスポイントを介して当社のリモートアクセスサービス契約約款に定めるリモートアクセスサービス（タイプⅡ、タイプⅣ若しくはタイプⅦ又は旧CPA（旧コースⅠ以外）であって、LAN型のものに限ります。）又はタイプⅧに係る利用契約回線と收容局設備とを相互に接続するための電気通信設備であって、イーサネット方式のものをいいます。以下同じとします。）を提供します。</p> <p>この場合、特定利用契約回線の品目は、当社のリモートアクセスサービス契約約款に定める利用契約回線に係る品目と同じ品目（当該利用契約回線が旧タイプA・コースⅡのときは10Mb/s（ベストエフォート）、当該利用契約回線が旧タイプD・エコノミークラスⅤのときは100Mb/s（ベストエフォート）とします。）とします。</p> <p>ウ 当社は、本機能の請求を行う回線群代表者が次のいずれかの契約を締結していることを条件として、本機能を提供します。 （ア）リモートアクセスサービス契約約款に定めるリモートアクセス契約（そのリモートアクセス契約に係る利用契約回線がLAN型</p>		

	<p>に係るタイプⅡ、タイプⅣ、タイプⅦ若しくはタイプⅧ又は旧C P A（旧コースⅠ以外）のものに限ります。）</p> <p>（イ）当社が別に定める他の電気通信事業者が契約約款等に定める電気通信サービス（当該他の電気通信事業者が、当社のリモートアクセスサービス契約約款に定める利用契約回線（タイプⅧ（コースⅠのものに限ります。）のものであって、アクセスポイントを介してその回線群代表者名義の特定利用契約回線と相互に接続するものに限ります。）を利用して提供するものをいいます。以下「リモートアクセス相当サービス」といいます。）に係る契約（以下「リモートアクセス相当契約」といいます。）</p> <p>エ 本機能は、I P v 4により行うもの限り、利用することができます。</p> <p>ただし、当社のリモートアクセスサービス契約約款に定めるタイプⅡ又はタイプⅦに係る利用契約回線との通信を行う場合であって、同約款に定めるa u回線（L T Eサービス又はL T Eモジュールに係るものに限ります。）により行われるものについては、この限りではありません。</p> <p>オ 当社は、本機能の請求を行った契約者がウの規定を満たさなくなったときは、本機能を廃止します。</p> <p>カ リモートアクセス相当契約を締結していることを条件として本機能の提供を受け、又は提供を受けている回線群代表者は、当社が本機能の提供を行うために必要な範囲で、そのリモートアクセス相当契約に係る回線群代表者の情報について、ウに定める他の電気通信事業者から通知を受け、及び利用することを承諾していただきます。</p> <p>キ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによりします。</p>																							
(4) 削除	削除																							
(4)の2 削除	削除																							
(5) 削除	削除																							
(6) 削除	削除																							
(7) バックアップ機能 1	リモートアクセス着信機能 1に係る電気通信回線（リモートアクセス着信機能 1と一体的に利用するリモートアクセスサービス契約約款に定める利用契約回線を含みます。以下この欄において同じとします。）に障害が生じ、全く利用できない状態が生じた場合に、その回線群代表者からの請求	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">1 の利用契約回線ごとに月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.5Mb/sのもの</td> <td>税抜価格11,000円</td> </tr> <tr> <td>1Mb/sのもの</td> <td>税抜価格90,000円</td> </tr> <tr> <td>2Mb/sのもの</td> <td>税抜価格120,000円</td> </tr> <tr> <td>3Mb/sのもの</td> <td>税抜価格149,000円</td> </tr> <tr> <td>4Mb/sのもの</td> <td>税抜価格178,000円</td> </tr> <tr> <td>5Mb/sのもの</td> <td>税抜価格207,000円</td> </tr> <tr> <td>6Mb/sのもの</td> <td>税抜価格236,000円</td> </tr> <tr> <td>7Mb/sのもの</td> <td>税抜価格264,000円</td> </tr> <tr> <td>8Mb/sのもの</td> <td>税抜価格269,500円</td> </tr> <tr> <td>9Mb/sのもの</td> <td>税抜価格275,000円</td> </tr> </tbody> </table>	1 の利用契約回線ごとに月額		0.5Mb/sのもの	税抜価格11,000円	1Mb/sのもの	税抜価格90,000円	2Mb/sのもの	税抜価格120,000円	3Mb/sのもの	税抜価格149,000円	4Mb/sのもの	税抜価格178,000円	5Mb/sのもの	税抜価格207,000円	6Mb/sのもの	税抜価格236,000円	7Mb/sのもの	税抜価格264,000円	8Mb/sのもの	税抜価格269,500円	9Mb/sのもの	税抜価格275,000円
1 の利用契約回線ごとに月額																								
0.5Mb/sのもの	税抜価格11,000円																							
1Mb/sのもの	税抜価格90,000円																							
2Mb/sのもの	税抜価格120,000円																							
3Mb/sのもの	税抜価格149,000円																							
4Mb/sのもの	税抜価格178,000円																							
5Mb/sのもの	税抜価格207,000円																							
6Mb/sのもの	税抜価格236,000円																							
7Mb/sのもの	税抜価格264,000円																							
8Mb/sのもの	税抜価格269,500円																							
9Mb/sのもの	税抜価格275,000円																							

により、当社があらかじめ設置した予備の電気通信回線を使用して、そのリモートアクセス着信機能1を利用することができるようにする機能	10Mb/sのもの	税抜価格280,000円
	20Mb/sのもの	税抜価格335,000円
	30Mb/sのもの	税抜価格465,000円
	40Mb/sのもの	税抜価格585,000円
	50Mb/sのもの	税抜価格700,000円
	60Mb/sのもの	税抜価格725,000円
	70Mb/sのもの	税抜価格750,000円
	80Mb/sのもの	税抜価格775,000円
	90Mb/sのもの	税抜価格800,000円
	100Mb/sのもの	税抜価格825,000円
	200Mb/sのもの	税抜価格925,000円
	300Mb/sのもの	税抜価格1,175,000円
	400Mb/sのもの	税抜価格1,425,000円
	500Mb/sのもの	税抜価格1,675,000円
	600Mb/sのもの	税抜価格1,925,000円
	700Mb/sのもの	税抜価格2,175,000円
	800Mb/sのもの	税抜価格2,425,000円
900Mb/sのもの	税抜価格2,675,000円	
1Gb/sのもの	税抜価格2,925,000円	
100Mb/s（ベストエフォート）のもの	—	

	備考	<p>ア 当社は、L3契約者回線群（リモートアクセス着信機能1（10Mb/s（ベストエフォート）のものを除きます。以下この欄において同じとします。）の提供を受けているものに限ります。）に係る回線群代表者から請求があった場合に、本機能を提供します。この場合において、100Mb/s（ベストエフォート）のものについては、リモートアクセス着信機能1（100Mb/s（ベストエフォート）のものに限ります。）の適用に係る電気通信回線に適用するもの限り提供します。</p> <p>イ 本機能（リモートアクセス着信機能1（100Mb/s（ベストエフォート）のものに限ります。）に係る電気通信回線に適用するものを除きます。）において、予備の電気通信回線の品目に係る符号伝送速度が、リモートアクセス着信機能1の電気通信回線の品目に係る符号伝送速度の2分の1未満となるものについては提供しません。</p> <p>ウ 本機能（リモートアクセス着信機能1（100Mb/s（ベストエフォート）のものに限ります。）に係る電気通信回線に適用するものに限ります。）における予備の電気通信回線に係る品目は、100Mb/s（ベストエフォート）に限り提供します。</p> <p>エ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
(8) 削除		削除
(9) 削除		削除
(10) エクストラネット機能I	加入契約回線等から、その加入契約回線等が所属する契約者回線群と異なる契約者回線群の契約者回線群所属回線若しくはL3仮想チャネル又はデジタルデータサービス契約約款に規定する閉域グループに所属するポートとの通信を行う機能	1の契約者回線群識別番号ごとに（税抜価格）1,000円
	備考	<p>ア 当社は、L3契約者回線群に係る代表契約者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>イ 本機能の請求を行う代表契約者は、本機能の提供を受ける契約者回線群の通信先となる契約者回線群（L3契約者回線群に限ります。）若しくはL3仮想チャネル群又はデジタルデータサービス契約約款に規定する閉域グループを指定していただきます。</p> <p>ウ 当社は、イで指定した契約者回線群の代表契約者若しくはL3仮想チャネル群の仮想チャネル群代表者又は閉域グループの代表者の承諾が得られない場合は、本機能の提供を行いません。</p> <p>エ 当社は、本機能の提供を受ける契約者回線群に所属する全ての加入契約回線等の回線使用料については、その終端の位置にかかわらず、プラン3の料金を適用します。</p> <p>オ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>

(11)プラットフォームゲートウェイ機能 I	<p>その他回線（特定設備に係るものに限ります。）を設置することによって、加入契約回線等から、その特定設備への通信（仮想チャネルを利用して行うものを除きます。）を行うことができるようにする機能</p>		—
	備考	<p>ア 当社は、L3 契約者回線群に係る代表契約者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>イ 削除</p> <p>ウ 本機能は、IPv4により行うもの限り、利用することができます。</p> <p>エ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	
(12) AWS 設備接続機能 I	加入契約回線等から AWS 設備への通信を行うことができるようにするもの	1 の契約者回線群ごとに月額	
		区分	料金額
		<p>ア タイプ1 協定事業者の電気通信回線設備を経由して、ワイドエリアバーチャルスイッチ網とAWS設備接続装置とを接続するもの</p>	—
<p>イ タイプ2 ワイドエリアバーチャルスイッチ網とAWS設備接続装置とを直接接続するもの</p>	(税抜価格) 60,000円		

	<p>備考</p> <p>ア 当社は、L3契約者回線群（第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係るものに限ります。）に係る代表契約者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>ただし、本機能の提供に係るAWS設備に余裕がない等の理由から、その請求に係るAWS設備への通信を提供することが困難と認めるときは、この限りではありません。</p> <p>イ 当社は、加入契約回線等とAWS設備との間の通信について、その接続、品質、速度等を保証しません。</p> <p>ウ 本機能は、IPv4により行うもの限り、利用することができます。</p> <p>エ 当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、本機能を利用した場合に生じた情報等の破損若しくは滅失等による損害又は知り得た情報等に起因する損害について、その責任を負いません。</p> <p>オ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>（注）オに定める当社が別に定めるところには、次の提供条件を含みます。</p> <p>本機能に係る付加機能利用料については、第44条（料金の支払義務）第2項第2号の表の1欄中「1時間」とあるのは、「24時間」と読み替えて適用するものであること。</p>																																						
<p>(13) インターネット接続機能 I（商品名：タイプ1）</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="788 1016 1453 1061">1の契約者回線群ごとに月額</th> </tr> <tr> <th data-bbox="788 1061 1131 1106">品 目</th> <th data-bbox="1131 1061 1453 1106">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="788 1106 1131 1151">10Mb/sのもの</td> <td data-bbox="1131 1106 1453 1151">税抜価格100,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="788 1151 1131 1196">20Mb/sのもの</td> <td data-bbox="1131 1151 1453 1196">税抜価格140,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="788 1196 1131 1240">30Mb/sのもの</td> <td data-bbox="1131 1196 1453 1240">税抜価格180,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="788 1240 1131 1285">40Mb/sのもの</td> <td data-bbox="1131 1240 1453 1285">税抜価格220,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="788 1285 1131 1330">50Mb/sのもの</td> <td data-bbox="1131 1285 1453 1330">税抜価格260,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="788 1330 1131 1375">60Mb/sのもの</td> <td data-bbox="1131 1330 1453 1375">税抜価格300,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="788 1375 1131 1420">70Mb/sのもの</td> <td data-bbox="1131 1375 1453 1420">税抜価格340,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="788 1420 1131 1464">80Mb/sのもの</td> <td data-bbox="1131 1420 1453 1464">税抜価格380,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="788 1464 1131 1509">90Mb/sのもの</td> <td data-bbox="1131 1464 1453 1509">税抜価格420,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="788 1509 1131 1554">100Mb/sのもの</td> <td data-bbox="1131 1509 1453 1554">税抜価格460,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="788 1554 1131 1599">200Mb/sのもの</td> <td data-bbox="1131 1554 1453 1599">税抜価格760,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="788 1599 1131 1666">300Mb/sのもの</td> <td data-bbox="1131 1599 1453 1666">税抜価格1,060,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="788 1666 1131 1733">400Mb/sのもの</td> <td data-bbox="1131 1666 1453 1733">税抜価格1,360,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="788 1733 1131 1800">500Mb/sのもの</td> <td data-bbox="1131 1733 1453 1800">税抜価格1,660,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="788 1800 1131 1868">600Mb/sのもの</td> <td data-bbox="1131 1800 1453 1868">税抜価格1,760,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="788 1868 1131 1935">700Mb/sのもの</td> <td data-bbox="1131 1868 1453 1935">税抜価格1,860,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="788 1935 1131 2002">800Mb/sのもの</td> <td data-bbox="1131 1935 1453 2002">税抜価格1,960,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>インターネット接続機能用設備（インターネットを介した通信を行うための機能を有する付加機能用の設備をいいます。以下同じとします。）を経由することによって、加入契約回線等（インターネット接続回線を除きます。）とインターネットとの間の通信（仮想チャネルを利用して行うものを除きます。）を（15）欄に定めるNATモードにより行うことができるようにするもの</p>	1の契約者回線群ごとに月額		品 目	料金額	10Mb/sのもの	税抜価格100,000円	20Mb/sのもの	税抜価格140,000円	30Mb/sのもの	税抜価格180,000円	40Mb/sのもの	税抜価格220,000円	50Mb/sのもの	税抜価格260,000円	60Mb/sのもの	税抜価格300,000円	70Mb/sのもの	税抜価格340,000円	80Mb/sのもの	税抜価格380,000円	90Mb/sのもの	税抜価格420,000円	100Mb/sのもの	税抜価格460,000円	200Mb/sのもの	税抜価格760,000円	300Mb/sのもの	税抜価格1,060,000円	400Mb/sのもの	税抜価格1,360,000円	500Mb/sのもの	税抜価格1,660,000円	600Mb/sのもの	税抜価格1,760,000円	700Mb/sのもの	税抜価格1,860,000円	800Mb/sのもの	税抜価格1,960,000円
1の契約者回線群ごとに月額																																							
品 目	料金額																																						
10Mb/sのもの	税抜価格100,000円																																						
20Mb/sのもの	税抜価格140,000円																																						
30Mb/sのもの	税抜価格180,000円																																						
40Mb/sのもの	税抜価格220,000円																																						
50Mb/sのもの	税抜価格260,000円																																						
60Mb/sのもの	税抜価格300,000円																																						
70Mb/sのもの	税抜価格340,000円																																						
80Mb/sのもの	税抜価格380,000円																																						
90Mb/sのもの	税抜価格420,000円																																						
100Mb/sのもの	税抜価格460,000円																																						
200Mb/sのもの	税抜価格760,000円																																						
300Mb/sのもの	税抜価格1,060,000円																																						
400Mb/sのもの	税抜価格1,360,000円																																						
500Mb/sのもの	税抜価格1,660,000円																																						
600Mb/sのもの	税抜価格1,760,000円																																						
700Mb/sのもの	税抜価格1,860,000円																																						
800Mb/sのもの	税抜価格1,960,000円																																						

					円
			900Mb/sのもの		税抜価格2,060,000円
			1Gb/sのもの		税抜価格2,160,000円
			1Gb/s（ベストエフォート）のもの		税抜価格0円
備考	<p>ア 当社は、回線群代表者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>イ 本機能は、その契約者回線群を構成する契約者回線等に係りいずれかの契約者が次のサービスの提供を受けていることを条件として提供します。</p> <p>(ア) インターネットファイアウォール機能、IDS/IPS機能、メールアンチウイルス機能、Webアンチウイルス機能、URLフィルタリング機能又はUTM機能</p> <p>(イ) 総合オープン通信網サービス契約約款に定めるセキュリティサービス</p> <p>(ウ) その他当社が別に定めるもの</p> <p>ウ アの規定にかかわらず、第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの回線群代表者からアに定める請求がないときは、1Gb/s（ベストエフォート）の品目を選択する請求があったものとみなします。</p> <p>エ 本機能を利用する契約者は、本機能に係る加入契約回線等とインターネットとの間の通信に係る固定IPアドレス（(15)に定める「固定IPアドレス」をいいます。）を指定していただきます。</p> <p>オ 当社は、イに定める条件を満たさない状態であることを確認したときは、本機能の提供を終了することがあります。</p> <p>カ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>				
(14) 削除	削除				
(15) 固定IPアドレス提供機能	インターネット接続機能に係る加入契約回線等とインターネットとの間の通信を可能とするためのグローバルIPアドレス（	区 分		単 位	料金額
		固定IPアドレスをDirectモード（インターネット接続機能用設備を介して行う通信において、料金表第1表（ワイドエリアバーチャルスイッチ契約等の料金）4（付	連続する8個の固定IPアドレスを割り当てるもの（/29）	その連続する8個の固定IPアドレスごとに	税抜価格1,600円
	）	連続する16個の固定IPアドレスを割り当てるもの（/28）	その連続する16個の固定IPアドレス	税抜価格3,200円	

	以下「固定IPアドレスといます。」を割り当てるもの	加機能利用料)に定めるNAT機能を利用しないものをいいます。以下同じとします。)で利用する場合	連続する32個の固定IPアドレスを割り当てるもの(／27)	ごとに		
		固定IPアドレスをNATモード(インターネット接続機能用設備を介して行う通信において、NAT機能を利用するものをいいます。以下同じとします。)で利用する場合	1の固定IPアドレス数ごとに		税抜価格 6,400円	税抜価格 200円
備考	<p>ア 当社は、インターネット接続機能の提供を受けている契約者からの請求に基づき、本機能を提供します。</p> <p>イ NATモードに係る固定IPアドレスの数の上限数は、32個とします。</p> <p>ウ 固定IPアドレスをNATモードで利用する場合、そのNATモードに係る1までの固定IPアドレスに係る料金額は、上欄の規定にかかわらず、税抜価格0円とします。</p> <p>エ 当社は、本機能において、IPv4のみを割り当てるものとします。</p> <p>オ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>					
(16)インターネットファイアウォール機能	<p>次の通信を遮断することができるもの</p> <p>ア 契約者があらかじめ設定したIPアドレス以外のIPアドレスとアプリケーション設備との間の通信(インターネットを介して行うものに限ります。)</p> <p>イ 契約者があらかじめ設定したTCP/UDPポート番号以外のポート番号を利用してアプリケーション設備から発信し、又はアプリケーション設備に着信する通信(インターネットを介して行うものに限ります。)</p>	1の契約者回線群ごとに月額				
		品目	料金額			
		10Mb/sのもの	税抜価格41,000円			
		20Mb/sのもの	税抜価格42,000円			
		30Mb/sのもの	税抜価格43,000円			
		40Mb/sのもの	税抜価格44,000円			
		50Mb/sのもの	税抜価格45,000円			
		60Mb/sのもの	税抜価格46,000円			
		70Mb/sのもの	税抜価格47,000円			
		80Mb/sのもの	税抜価格48,000円			
		90Mb/sのもの	税抜価格49,000円			
		100Mb/sのもの	税抜価格50,000円			
		200Mb/sのもの	税抜価格90,000円			
300Mb/sのもの	税抜価格130,000円					
400Mb/sのもの	税抜価格170,000円					
500Mb/sのもの	税抜価格210,000円					
600Mb/sのもの	税抜価格260,000円					
700Mb/sのもの	税抜価格310,000円					

		800Mb/sのもの	税抜価格360,000円
		900Mb/sのもの	税抜価格410,000円
		1Gb/sのもの	税抜価格460,000円
備考	<p>ア 当社は、インターネット接続機能の提供を受けている回線群代表者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>イ 当社は、本機能の内容及び実施結果について、その完全性、正確性、確実性又は有用性等につき、いかなる保証も行わないものとし、本機能の利用により生じた結果に対する損害賠償その他何らの責任も負いません。</p> <p>ウ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(注) イに定める本機能の内容及び本機能の利用により生じた結果には、伝送速度の一時的な制限及びその超過した符号の全部又は一部の破棄を含みます。</p>		
(17) 削除	削除		
(18) IDS ／IPS 機能	<p>アプライアンス設備において当社が別に定める方式による不正侵入又は攻撃と認める通信を検知した場合に、インターネットからワイドエリアバーチャルスイッチ網に着信する通信を制限することができるもの</p>	1の契約者回線群ごとに月額	
		品 目	料金額
		10Mb/sのもの	税抜価格46,000円
		20Mb/sのもの	税抜価格47,000円
		30Mb/sのもの	税抜価格48,000円
		40Mb/sのもの	税抜価格49,000円
		50Mb/sのもの	税抜価格50,000円
		60Mb/sのもの	税抜価格51,000円
		70Mb/sのもの	税抜価格52,000円
		80Mb/sのもの	税抜価格53,000円
		90Mb/sのもの	税抜価格54,000円
		100Mb/sのもの	税抜価格55,000円
		200Mb/sのもの	税抜価格100,000円
		300Mb/sのもの	税抜価格145,000円
		400Mb/sのもの	税抜価格190,000円
		500Mb/sのもの	税抜価格235,000円
600Mb/sのもの	税抜価格300,000円		
700Mb/sのもの	税抜価格365,000円		
800Mb/sのもの	税抜価格430,000円		
900Mb/sのもの	税抜価格495,000円		
1Gb/sのもの	税抜価格560,000円		

	<p>備考</p> <p>ア 当社は、インターネット接続機能の提供を受けている回線群代表者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>イ 当社は、本機能の内容及び実施結果について、その完全性、正確性、確実性又は有用性等につき、いかなる保証も行わないものとし、本機能の利用により生じた結果に対する損害賠償その他何らの責任も負いません。</p> <p>ウ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(注) イに定める本機能の内容及び本機能の利用により生じた結果には、伝送速度の一時的な制限及びその超過した符号の全部又は一部の破棄を含みます。</p>																																										
<p>(19) メールアンチウイルス機能</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="788 645 1441 689">1の契約者回線群ごとに月額</th> </tr> <tr> <th data-bbox="788 689 1129 734">品 目</th> <th data-bbox="1129 689 1441 734">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td data-bbox="788 734 1129 779">10Mb/sのもの</td><td data-bbox="1129 734 1441 779">税抜価格53,000円</td></tr> <tr><td data-bbox="788 779 1129 824">20Mb/sのもの</td><td data-bbox="1129 779 1441 824">税抜価格54,000円</td></tr> <tr><td data-bbox="788 824 1129 869">30Mb/sのもの</td><td data-bbox="1129 824 1441 869">税抜価格55,000円</td></tr> <tr><td data-bbox="788 869 1129 913">40Mb/sのもの</td><td data-bbox="1129 869 1441 913">税抜価格56,000円</td></tr> <tr><td data-bbox="788 913 1129 958">50Mb/sのもの</td><td data-bbox="1129 913 1441 958">税抜価格57,000円</td></tr> <tr><td data-bbox="788 958 1129 1003">60Mb/sのもの</td><td data-bbox="1129 958 1441 1003">税抜価格58,000円</td></tr> <tr><td data-bbox="788 1003 1129 1048">70Mb/sのもの</td><td data-bbox="1129 1003 1441 1048">税抜価格59,000円</td></tr> <tr><td data-bbox="788 1048 1129 1093">80Mb/sのもの</td><td data-bbox="1129 1048 1441 1093">税抜価格60,000円</td></tr> <tr><td data-bbox="788 1093 1129 1137">90Mb/sのもの</td><td data-bbox="1129 1093 1441 1137">税抜価格61,000円</td></tr> <tr><td data-bbox="788 1137 1129 1182">100Mb/sのもの</td><td data-bbox="1129 1137 1441 1182">税抜価格62,000円</td></tr> <tr><td data-bbox="788 1182 1129 1227">200Mb/sのもの</td><td data-bbox="1129 1182 1441 1227">税抜価格114,000円</td></tr> <tr><td data-bbox="788 1227 1129 1272">300Mb/sのもの</td><td data-bbox="1129 1227 1441 1272">税抜価格166,000円</td></tr> <tr><td data-bbox="788 1272 1129 1317">400Mb/sのもの</td><td data-bbox="1129 1272 1441 1317">税抜価格218,000円</td></tr> <tr><td data-bbox="788 1317 1129 1361">500Mb/sのもの</td><td data-bbox="1129 1317 1441 1361">税抜価格270,000円</td></tr> <tr><td data-bbox="788 1361 1129 1406">600Mb/sのもの</td><td data-bbox="1129 1361 1441 1406">税抜価格345,000円</td></tr> <tr><td data-bbox="788 1406 1129 1451">700Mb/sのもの</td><td data-bbox="1129 1406 1441 1451">税抜価格420,000円</td></tr> <tr><td data-bbox="788 1451 1129 1496">800Mb/sのもの</td><td data-bbox="1129 1451 1441 1496">税抜価格495,000円</td></tr> <tr><td data-bbox="788 1496 1129 1541">900Mb/sのもの</td><td data-bbox="1129 1496 1441 1541">税抜価格570,000円</td></tr> <tr><td data-bbox="788 1541 1129 1585">1Gb/sのもの</td><td data-bbox="1129 1541 1441 1585">税抜価格645,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>インターネット接続機能に係るアプライアンス設備を介して行う通信を利用して送受信される電子メールに添付された電子ファイルにコンピュータウイルス（通信やコンピュータ等の機能に妨害を与え、又は利用者の意図しない動作を行うコンピュータプログラムであって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）が含まれている場合に、アプライアンス設備においてそのコンピュータウイルスを除去し、又は契約者にその含まれている旨を通知するもの</p>	1の契約者回線群ごとに月額		品 目	料金額	10Mb/sのもの	税抜価格53,000円	20Mb/sのもの	税抜価格54,000円	30Mb/sのもの	税抜価格55,000円	40Mb/sのもの	税抜価格56,000円	50Mb/sのもの	税抜価格57,000円	60Mb/sのもの	税抜価格58,000円	70Mb/sのもの	税抜価格59,000円	80Mb/sのもの	税抜価格60,000円	90Mb/sのもの	税抜価格61,000円	100Mb/sのもの	税抜価格62,000円	200Mb/sのもの	税抜価格114,000円	300Mb/sのもの	税抜価格166,000円	400Mb/sのもの	税抜価格218,000円	500Mb/sのもの	税抜価格270,000円	600Mb/sのもの	税抜価格345,000円	700Mb/sのもの	税抜価格420,000円	800Mb/sのもの	税抜価格495,000円	900Mb/sのもの	税抜価格570,000円	1Gb/sのもの	税抜価格645,000円
1の契約者回線群ごとに月額																																											
品 目	料金額																																										
10Mb/sのもの	税抜価格53,000円																																										
20Mb/sのもの	税抜価格54,000円																																										
30Mb/sのもの	税抜価格55,000円																																										
40Mb/sのもの	税抜価格56,000円																																										
50Mb/sのもの	税抜価格57,000円																																										
60Mb/sのもの	税抜価格58,000円																																										
70Mb/sのもの	税抜価格59,000円																																										
80Mb/sのもの	税抜価格60,000円																																										
90Mb/sのもの	税抜価格61,000円																																										
100Mb/sのもの	税抜価格62,000円																																										
200Mb/sのもの	税抜価格114,000円																																										
300Mb/sのもの	税抜価格166,000円																																										
400Mb/sのもの	税抜価格218,000円																																										
500Mb/sのもの	税抜価格270,000円																																										
600Mb/sのもの	税抜価格345,000円																																										
700Mb/sのもの	税抜価格420,000円																																										
800Mb/sのもの	税抜価格495,000円																																										
900Mb/sのもの	税抜価格570,000円																																										
1Gb/sのもの	税抜価格645,000円																																										

	備考	<p>ア 当社は、インターネット接続機能の提供を受けている回線群代表者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>イ 当社は、本機能の内容及び実施結果について、その完全性、正確性、確実性又は有用性等につき、いかなる保証も行わないものとし、本機能の利用により生じた結果に対する損害賠償その他何らの責任も負いません。</p> <p>ウ 本機能の利用により、その電子メール又はその電子メールに添付された電子ファイルの全部又は一部を破棄等することがあります。この場合において、その破棄等されたその電子メール又はその電子メールに添付された電子ファイルの全部又は一部は復元等することができません。</p> <p>エ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>																																										
(20) Web アンチウイルス機能	<p>インターネット接続機能に係るアプライアンス設備を介して行う通信を利用して閲覧等するホームページ等の情報にコンピュータウイルスが含まれている場合に、アプライアンス設備に着信したそのホームページ等の情報からそのコンピュータウイルスを除去し、除去したホームページ等の情報をその加入契約回線等に充てて送信するもの</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">1の契約者回線群ごとに月額</th> </tr> <tr> <th>品目</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10Mb/sのもの</td><td>税抜価格71,000円</td></tr> <tr><td>20Mb/sのもの</td><td>税抜価格72,000円</td></tr> <tr><td>30Mb/sのもの</td><td>税抜価格73,000円</td></tr> <tr><td>40Mb/sのもの</td><td>税抜価格74,000円</td></tr> <tr><td>50Mb/sのもの</td><td>税抜価格75,000円</td></tr> <tr><td>60Mb/sのもの</td><td>税抜価格76,000円</td></tr> <tr><td>70Mb/sのもの</td><td>税抜価格77,000円</td></tr> <tr><td>80Mb/sのもの</td><td>税抜価格78,000円</td></tr> <tr><td>90Mb/sのもの</td><td>税抜価格79,000円</td></tr> <tr><td>100Mb/sのもの</td><td>税抜価格80,000円</td></tr> <tr><td>200Mb/sのもの</td><td>税抜価格135,000円</td></tr> <tr><td>300Mb/sのもの</td><td>税抜価格190,000円</td></tr> <tr><td>400Mb/sのもの</td><td>税抜価格245,000円</td></tr> <tr><td>500Mb/sのもの</td><td>税抜価格300,000円</td></tr> <tr><td>600Mb/sのもの</td><td>税抜価格400,000円</td></tr> <tr><td>700Mb/sのもの</td><td>税抜価格500,000円</td></tr> <tr><td>800Mb/sのもの</td><td>税抜価格600,000円</td></tr> <tr><td>900Mb/sのもの</td><td>税抜価格700,000円</td></tr> <tr><td>1Gb/sのもの</td><td>税抜価格800,000円</td></tr> </tbody> </table>	1の契約者回線群ごとに月額		品目	料金額	10Mb/sのもの	税抜価格71,000円	20Mb/sのもの	税抜価格72,000円	30Mb/sのもの	税抜価格73,000円	40Mb/sのもの	税抜価格74,000円	50Mb/sのもの	税抜価格75,000円	60Mb/sのもの	税抜価格76,000円	70Mb/sのもの	税抜価格77,000円	80Mb/sのもの	税抜価格78,000円	90Mb/sのもの	税抜価格79,000円	100Mb/sのもの	税抜価格80,000円	200Mb/sのもの	税抜価格135,000円	300Mb/sのもの	税抜価格190,000円	400Mb/sのもの	税抜価格245,000円	500Mb/sのもの	税抜価格300,000円	600Mb/sのもの	税抜価格400,000円	700Mb/sのもの	税抜価格500,000円	800Mb/sのもの	税抜価格600,000円	900Mb/sのもの	税抜価格700,000円	1Gb/sのもの	税抜価格800,000円
1の契約者回線群ごとに月額																																												
品目	料金額																																											
10Mb/sのもの	税抜価格71,000円																																											
20Mb/sのもの	税抜価格72,000円																																											
30Mb/sのもの	税抜価格73,000円																																											
40Mb/sのもの	税抜価格74,000円																																											
50Mb/sのもの	税抜価格75,000円																																											
60Mb/sのもの	税抜価格76,000円																																											
70Mb/sのもの	税抜価格77,000円																																											
80Mb/sのもの	税抜価格78,000円																																											
90Mb/sのもの	税抜価格79,000円																																											
100Mb/sのもの	税抜価格80,000円																																											
200Mb/sのもの	税抜価格135,000円																																											
300Mb/sのもの	税抜価格190,000円																																											
400Mb/sのもの	税抜価格245,000円																																											
500Mb/sのもの	税抜価格300,000円																																											
600Mb/sのもの	税抜価格400,000円																																											
700Mb/sのもの	税抜価格500,000円																																											
800Mb/sのもの	税抜価格600,000円																																											
900Mb/sのもの	税抜価格700,000円																																											
1Gb/sのもの	税抜価格800,000円																																											
	備考	<p>ア 当社は、インターネット接続機能の提供を受けている回線群代表者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>イ 当社は、本機能の内容及び実施結果について、その完全性、正確性、確実性又は有用性等につき、いかなる保証も行わないものとし、本機能の利用により生じた結果に対する損害賠償その他何らの責任も負いません。</p> <p>ウ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>																																										
(21) URL フィルタ	インターネット接続機能に係るアプライアンス設備を	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">1の契約者回線群ごとに月額</th> </tr> <tr> <th>品目</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> </table>	1の契約者回線群ごとに月額		品目	料金額																																						
1の契約者回線群ごとに月額																																												
品目	料金額																																											

リング機能	介して行う特定のホームページへの接続をURL（インターネット上に存在する文書、画像等の情報資源の場所を指定する文字列をいいます。）に係るカテゴリの情報を利用して、又は契約者があらかじめ指定したURLを利用して制限することができるもの	10Mb/sのもの	税抜価格71,000円
		20Mb/sのもの	税抜価格72,000円
		30Mb/sのもの	税抜価格73,000円
		40Mb/sのもの	税抜価格74,000円
		50Mb/sのもの	税抜価格75,000円
		60Mb/sのもの	税抜価格76,000円
		70Mb/sのもの	税抜価格77,000円
		80Mb/sのもの	税抜価格78,000円
		90Mb/sのもの	税抜価格79,000円
		100Mb/sのもの	税抜価格80,000円
		200Mb/sのもの	税抜価格135,000円
		300Mb/sのもの	税抜価格190,000円
		400Mb/sのもの	税抜価格245,000円
		500Mb/sのもの	税抜価格300,000円
		600Mb/sのもの	税抜価格410,000円
		700Mb/sのもの	税抜価格520,000円
		800Mb/sのもの	税抜価格630,000円
		900Mb/sのもの	税抜価格740,000円
		1Gb/sのもの	税抜価格850,000円
備考	<p>ア 当社は、インターネット接続機能の提供を受けている回線群代表者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>イ 当社は、本機能の内容及び実施結果について、その完全性、正確性、確実性又は有用性等につき、いかなる保証も行わないものとし、本機能の利用により生じた結果に対する損害賠償その他何らの責任も負いません。</p> <p>ウ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		
(22) UTM機能	他の類似のアプリケーション機能（インターネットファイアウォール機能、IDS／IPS機能、メールアンチウィルス機能、Webアンチウィルス機能又はURLフィルタリング機能をいいます。以下この(22)において同じとします。）に相当する機能を合わせて提供するもの	1の契約者回線群ごとに月額	
		品目	料金額
		1Gb/s（ベストエフォート）のもの	税抜価格120,000円

	備考	<p>ア 当社は、インターネット接続機能の提供を受けている回線群代表者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>イ 本機能は、他の類似のアプリケーション機能の提供の有無、設定の状況等による一切の影響を受けることなく提供します。</p> <p>ウ 当社は、本機能の内容及び実施結果について、その完全性、正確性、確実性又は有用性等につき、いかなる保証も行わないものとし、本機能の利用により生じた結果に対する損害賠償その他何らの責任も負いません。</p> <p>エ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	
(23) NAT機能	加入契約回線等とインターネットとの間の通信を可能とするために、契約者があらかじめ指定したグローバルIPアドレスと契約者があらかじめ指定したプライベートIPアドレスとの間の変換を行うことができるもの	1の契約者回線群ごとに月額	
		区分	料金額
		変換ルール数が10以下のもの	税抜価格0円
		変換ルール数が10を超え、30までのもの	税抜価格1,000円
		変換ルール数が30を超え、50までのもの	税抜価格3,000円
	備考	<p>ア 当社は、回線群代表者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>イ アの回線群代表者は固定IPアドレス提供機能の提供を受けている者に限ります。この場合において、アに定める請求において、本機能の利用に係る固定IPアドレス提供機能の請求がなかったときは、当社は、その回線群代表者からその固定IPアドレス提供機能の請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>ウ 契約者は1以上の変換ルール（グローバルIPアドレスとプライベートIPアドレスとの間の変換に係る組み合わせであって、当社が別に定める基準を満たすものをいいます。）を申告していただきます。</p> <p>エ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	
(24) セキュリティログ保存用ディスクの提供機能	インターネットファイアウォール機能、IDS/IP S機能、メールアンチウィルス機能、Webアンチウィルス機能、URLフィルタリング機能、UTM機能又はNAT機能（以下この(24)において「対象アプリケーション機能」といいます。）の適用履歴情報（対象アプリケーション機能の提	1の契約者回線群ごとに月額	
		セキュリティログ保存用ディスクの記憶容量	料金額
		10GByte	-
		20GByte	税抜価格7,000円
		30GByte	税抜価格14,000円
		40GByte	税抜価格21,000円
		50GByte	税抜価格28,000円
		60GByte	税抜価格35,000円
		70GByte	税抜価格42,000円
80GByte	税抜価格49,000円		

	<p>供を受ける契約者の指定に従って規制した通信に係るものに限ります。以下「セキュリティログ」といいます。)を保存することができるストレージ(アプライアンス設備の磁気ディスク装置又は磁気ディスク装置に準じる物をいいます。以下「セキュリティログ保存用ディスク」といいます。)</p>	90GByte	税抜価格56,000円	
		100GByte	税抜価格63,000円	
備考	<p>ア 当社は、対象アプライアンス機能の提供を受けている回線群代表者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>イ ア及び第28条の規定にかかわらず、10GByteのものにあつては、対象アプライアンス機能の提供期間中、本機能を提供します。</p> <p>ウ 当社は、本機能の内容及び実施結果について、その完全性、正確性、確実性又は有用性等につき、いかなる保証も行わないものとし、本機能の利用により生じた結果に対する損害賠償その他何らの責任も負いません。</p> <p>エ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>			
(25) allow ログ提供 機能	<p>allowログ(インターネットファイアウォール機能又はUTM機能に係るセキュリティログ以外の通信履歴をいいます。以下同じとします。)を提供するもの</p>	区 分	単 位	料金額
<p>バッチタイプ(カスタマコントロール提供サービスを利用して指定した日以降のallowログを記録し、閲覧することができるようにするものをいいます。)</p>		月額	10,000円	
<p>リアルタイムタイプ(カスタマコントロール提供サービスを利用して指定した時刻(そのカスタマコントロール提供サービスの操作を行った時刻以降のものに限ります。)以降のallowログを記録し、閲覧することができるようにするものをいいます。)</p>	1時間ごと	2,000円		

備考	<p>ア 当社は、4-1（加入契約回線等に係るもの）（24）（セキュリティログ保存用ディスクの提供機能）に定める対象アプライアンス機能（インターネットファイアウォール機能又はUTM機能に限ります。）の提供を受けている回線群代表者から請求があった場合に限り、本機能を提供します。</p> <p>イ allowログは、その記録を開始した時刻以降、次表に定める単位期間を単位として、セキュリティログ保存用ディスクに保存されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単位期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バッチタイプ</td> <td>1 暦日</td> </tr> <tr> <td>リアルタイムタイプ</td> <td>1 時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 当社は、本機能の内容及び実施結果について、その完全性、正確性、確実性又は有用性等につき、いかなる保証も行わないものとし、本機能の利用により生じた結果（セキュリティログ保存用ディスクに保存されているデータの総容量がセキュリティログ保存用ディスクの記憶容量を超えたことにより生じた事象を含みます。）に対する損害賠償その他何らの責任も負いません。</p> <p>エ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	区 分	単位期間	バッチタイプ	1 暦日	リアルタイムタイプ	1 時間
	区 分	単位期間					
バッチタイプ	1 暦日						
リアルタイムタイプ	1 時間						

4-3 仮想チャネル群に係るもの

区 分		料金額
(1) 仮想チャネル接続機能	<p>L2仮想チャネル群に所属するL2仮想チャネルから、L3仮想チャネル群に所属するL3仮想チャネル又は契約者回線群所属回線との通信を行う機能</p>	-
	備考 <p>ア 当社は、L2仮想チャネル群代表者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>イ 本機能の請求を行うL2仮想チャネル群代表者は、本機能の提供を受けるL2仮想チャネル群の通信先となるL3仮想チャネル群又は契約者回線群（L3契約者回線群に限ります。）を指定していただきます。</p> <p>ウ 当社は、イで指定したL3仮想チャネル群の仮想チャネル群代表者又は契約者回線群の代表契約者の承諾が得られない場合は、本機能の提供を行いません。</p> <p>エ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	
(2) エクスポート機能Ⅱ	<p>L3仮想チャネルから、そのL3仮想チャネルが所属するL3仮想チャネル群と異なるL3仮想チャネル群に所属するL3仮想チャネル若しくは契約者回線群所属回線又はデジタルデータサービス契約約款に規定する閉域グループに所属するポートとの通信を行う機能</p>	-
	備考 <p>ア 当社は、L3仮想チャネル群に係る仮想チャネル群代表者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p>	

	<p>イ 当社は、仮想チャネル接続機能の提供を受けているL2仮想チャネル群の仮想チャネル群代表者から請求があった場合に、その仮想チャネル群をL3仮想チャネル群とみなして本機能を提供します。</p> <p>ウ 本機能の請求を行う仮想チャネル群代表者は、本機能の提供を受けるL3仮想チャネル群の通信先となるL3仮想チャネル群若しくは契約者回線群（L3契約者回線群に限ります。）又はデジタルデータサービス契約約款に規定する閉域グループを指定していただきます。</p> <p>エ 当社は、ウで指定した通信先となるL3仮想チャネル群の仮想チャネル群代表者若しくは契約者回線群の代表契約者又は閉域グループの代表者の承諾が得られない場合は、本機能の提供を行いません。</p> <p>オ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>																															
(3) プラットフォームゲートウェイ機能Ⅱ	<p>その他回線（特定設備に係るものに限ります。）を設置することによって、そのL3仮想チャネル群を構成するL3仮想チャネルから、その特定設備への通信を行うことができるようにする機能</p> <p>備考</p> <p>ア 当社は、L3仮想チャネル群に係る仮想チャネル群代表者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>イ 本機能は、IPv4により行うもの限り、利用することができます。</p> <p>ウ 当社は、仮想チャネル接続機能の提供を受けているL2仮想チャネル群の仮想チャネル群代表者から請求があった場合に、その仮想チャネル群をL3仮想チャネル群とみなして本機能を提供します。</p> <p>エ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	—																														
(4) インターネット接続機能Ⅲ（商品名：タイプ3）	<p>インターネット接続機能用設備を経由することによって、加入契約回線等とインターネットとの間の通信（L3仮想チャネルを利用して行うものに限ります。）を4-2（契約者回線群に係るもの）（15）欄に定めるNATモードにより行うことができるようにするもの</p>	<p>1の契約者回線群ごとに月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10Mb/sのもの</td> <td>税抜価格100,000円</td> </tr> <tr> <td>20Mb/sのもの</td> <td>税抜価格140,000円</td> </tr> <tr> <td>30Mb/sのもの</td> <td>税抜価格180,000円</td> </tr> <tr> <td>40Mb/sのもの</td> <td>税抜価格220,000円</td> </tr> <tr> <td>50Mb/sのもの</td> <td>税抜価格260,000円</td> </tr> <tr> <td>60Mb/sのもの</td> <td>税抜価格300,000円</td> </tr> <tr> <td>70Mb/sのもの</td> <td>税抜価格340,000円</td> </tr> <tr> <td>80Mb/sのもの</td> <td>税抜価格380,000円</td> </tr> <tr> <td>90Mb/sのもの</td> <td>税抜価格420,000円</td> </tr> <tr> <td>100Mb/sのもの</td> <td>税抜価格460,000円</td> </tr> <tr> <td>200Mb/sのもの</td> <td>税抜価格760,000円</td> </tr> <tr> <td>300Mb/sのもの</td> <td>税抜価格1,060,000円</td> </tr> <tr> <td>400Mb/sのもの</td> <td>税抜価格1,360,000円</td> </tr> <tr> <td>500Mb/sのもの</td> <td>税抜価格1,660,000円</td> </tr> </tbody> </table>	品目	料金額	10Mb/sのもの	税抜価格100,000円	20Mb/sのもの	税抜価格140,000円	30Mb/sのもの	税抜価格180,000円	40Mb/sのもの	税抜価格220,000円	50Mb/sのもの	税抜価格260,000円	60Mb/sのもの	税抜価格300,000円	70Mb/sのもの	税抜価格340,000円	80Mb/sのもの	税抜価格380,000円	90Mb/sのもの	税抜価格420,000円	100Mb/sのもの	税抜価格460,000円	200Mb/sのもの	税抜価格760,000円	300Mb/sのもの	税抜価格1,060,000円	400Mb/sのもの	税抜価格1,360,000円	500Mb/sのもの	税抜価格1,660,000円
品目	料金額																															
10Mb/sのもの	税抜価格100,000円																															
20Mb/sのもの	税抜価格140,000円																															
30Mb/sのもの	税抜価格180,000円																															
40Mb/sのもの	税抜価格220,000円																															
50Mb/sのもの	税抜価格260,000円																															
60Mb/sのもの	税抜価格300,000円																															
70Mb/sのもの	税抜価格340,000円																															
80Mb/sのもの	税抜価格380,000円																															
90Mb/sのもの	税抜価格420,000円																															
100Mb/sのもの	税抜価格460,000円																															
200Mb/sのもの	税抜価格760,000円																															
300Mb/sのもの	税抜価格1,060,000円																															
400Mb/sのもの	税抜価格1,360,000円																															
500Mb/sのもの	税抜価格1,660,000円																															

		600Mb/sのもの	税抜価格1,760,000円
		700Mb/sのもの	税抜価格1,860,000円
		800Mb/sのもの	税抜価格1,960,000円
		900Mb/sのもの	税抜価格2,060,000円
		1Gb/sのもの	税抜価格2,160,000円
		1Mb/s（エントリータイプ）のもの	税抜価額60,000円
備考	<p>ア 当社は、L3仮想チャネル群に係る仮想チャネル群代表者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>イ 当社は、仮想チャネル接続機能の提供を受けているL2仮想チャネル群の仮想チャネル群代表者から請求があった場合に、その仮想チャネル群をL3仮想チャネル群とみなして本機能を提供します。</p> <p>ウ 本機能は、そのL3仮想チャネル群を構成するL3仮想チャネルに係るいずれかの契約者が次のサービスの提供を受けていることを条件として提供します。</p> <p>（ア）インターネットファイアウォール機能、IDS/IPS機能、メールアンチウイルス機能、Webアンチウイルス機能、URLフィルタリング機能又はUTM機能</p> <p>（イ）総合オープン通信網サービス契約約款に定めるセキュリティサービス</p> <p>（ウ）その他当社が別に定めるもの</p> <p>エ 本機能を利用する契約者は、料金表別表の(4)に掲げる品目を指定していただきます。</p> <p>オ 本機能を利用する契約者は、本機能に係るL3仮想チャネルとインターネットとの間の通信に係る固定IPアドレスを指定していただきます。</p> <p>カ 当社は、ウに定める条件を満たさない状態であることを確認したときは、本機能の提供を終了することがあります。</p> <p>キ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		

4-4 契約者回線群又はL3仮想チャネル群に係るもの

区分	品目	料金額	
(1)クラウド設備 接続機能	その契約者回線群（第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係るものに限ります。）若しくはL3仮想チャネル群を構成する加入契約回線等（特定利用契約回線を含みません。）又はL3仮想チャネルからクラウド設備への通信を行うことができるようにするもの	1の契約者回線群ごとに又はL3仮想チャネル群ごとに月額	
		10Mb/sのもの	税抜価格64,000円
		20Mb/sのもの	税抜価格118,000円
		30Mb/sのもの	税抜価格164,000円
		40Mb/sのもの	税抜価格204,000円
		50Mb/sのもの	税抜価格239,000円
		60Mb/sのもの	税抜価格270,000円
		70Mb/sのもの	税抜価格298,000円
		80Mb/sのもの	税抜価格322,000円
		90Mb/sのもの	税抜価格344,000円
		100Mb/sのもの	税抜価格364,000円
		200Mb/sのもの	税抜価格695,000円
		300Mb/sのもの	税抜価格997,000円
		400Mb/sのもの	税抜価格1,274,000円
		500Mb/sのもの	税抜価格1,528,000円
		600Mb/sのもの	税抜価格1,763,000円
700Mb/sのもの	税抜価格1,981,000円		
800Mb/sのもの	税抜価格2,183,000円		
900Mb/sのもの	税抜価格2,371,000円		
1Gb/sのもの	税抜価格2,547,000円		
備考	<p>ア 当社は、回線群代表者（第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係るものに限ります。）又はL3仮想チャネル群代表者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>ただし、本機能の提供に係るクラウド設備に余裕がない等の理由から、その請求に係るクラウド設備への通信を提供することが困難と認めるときは、この限りではありません。</p> <p>イ 当社は、仮想チャネル接続機能の提供を受けているL2仮想チャネル群の仮想チャネル群代表者から請求があった場合に、その仮想チャネル群をL3仮想チャネル群とみなして本機能を提供します。</p> <p>ウ 本機能の提供を受ける回線群代表者又は仮想チャネル群代表者は、当社が別に掲げるクラウド設備の中から、本機能を利用して通信する1のクラウド設備をあらかじめ指定していただきます。</p> <p>エ 当社は、ウに基づき指定のあったクラウド設備（以下この欄において「本クラウド設備」といいます。）が当社が別途指定するものであるときは、本機能に係るその他回線について、予備の電気通信回線設備を設定しません。</p> <p>オ 当社は、契約者と第三者との間で締結される本クラウド設備の利用に関する契約の締結状態等にかかわらず、本サービスの提供を行います。</p> <p>カ 本機能は、IPv4により行うもの限り、利用することができま</p>		

	<p>す。</p> <p>キ 本機能に係る付加機能利用料は、第44条第2項第2号の表及び同条第3項第2号の表に規定する支払いを要しない料金には含みません。ただし、当社の故意又は重大な過失による場合は、この限りではありません。</p> <p>ク 当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、クラウド設備内の通信、本機能を利用した場合に生じた情報等の破損若しくは滅失等による損害又は知り得た情報等に起因する損害について、その責任を負いません。</p> <p>ケ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
--	--

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

1-1 1-2 (東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社に係るもの) 以外のもの

区 分	内 容				
(1) 工事費の適用	<p>ア 契約者は、ワイドエリアバーチャルスイッチ契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、次表に定める工事の区分に応じて、1の工事ごとに工事費の支払いを要します。</p> <p>この場合において、当社は、この料金表に特段の定めがある場合を除き、回線番号（加入契約者回線等ごとに当社が割り当てる数字、文字、記号等により構成された文字列をいいます。以下同じとします。）及び開通日（その工事に係るワイドエリアバーチャルスイッチサービス、付加機能、端末設備等の提供開始日をいいます。以下同じとします。）が同一である工事を1の工事として取り扱います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約者宅内工事</td> <td> <p>契約者宅（契約者が指定した場所（当社契約者回線、他社接続回線若しくはモバイル回線の終端（自営端末設備又は自営電気通信設備の接続に係るものに限りません。）又はその契約者回線群を構成する加入契約者回線等とアクセスポイントを介して通信することができる総合オープン通信網サービス契約約款に定める第5種総合オープン通信網サービス（特定通信限定利用型のものに限りません。）に係る利用回線又は端末回線の終端（自営端末設備又は自営電気通信設備の接続に係るものに限りません。）の場所をいいます。）と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内をいいます。以下同じとします。）において、当社の係員を</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	契約者宅内工事	<p>契約者宅（契約者が指定した場所（当社契約者回線、他社接続回線若しくはモバイル回線の終端（自営端末設備又は自営電気通信設備の接続に係るものに限りません。）又はその契約者回線群を構成する加入契約者回線等とアクセスポイントを介して通信することができる総合オープン通信網サービス契約約款に定める第5種総合オープン通信網サービス（特定通信限定利用型のものに限りません。）に係る利用回線又は端末回線の終端（自営端末設備又は自営電気通信設備の接続に係るものに限りません。）の場所をいいます。）と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内をいいます。以下同じとします。）において、当社の係員を</p>
区 分	内 容				
契約者宅内工事	<p>契約者宅（契約者が指定した場所（当社契約者回線、他社接続回線若しくはモバイル回線の終端（自営端末設備又は自営電気通信設備の接続に係るものに限りません。）又はその契約者回線群を構成する加入契約者回線等とアクセスポイントを介して通信することができる総合オープン通信網サービス契約約款に定める第5種総合オープン通信網サービス（特定通信限定利用型のものに限りません。）に係る利用回線又は端末回線の終端（自営端末設備又は自営電気通信設備の接続に係るものに限りません。）の場所をいいます。）と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内をいいます。以下同じとします。）において、当社の係員を</p>				

	派遣して行う工事
取扱局内工事	ワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱局内において実施する工事（契約者宅に設置された端末設備の設定等を、当社の係員を派遣することなく、電気通信回線を利用して変更するものを含みます。）
<p>イ 契約者は、仮想チャネル提供機能の提供条件の変更に係る請求（カスタムコントロール提供サービスを利用して行うものを除きます。）をし、その承諾を受けたときは、1の申込みごとに手数料の支払いを要します。</p> <p>ウ 工事費には、次の区分があります。</p>	
工事費の区分	適用
(ア) 宅内入所工事料	契約者宅内工事に適用する工事費
(イ) 網内工事料	取扱局内工事であって、(ウ)から(カ)までのもの以外のものに適用する工事費
(ウ) トラフィックフリー通信対象の設定等に係る工事料	取扱局内工事（TF指定登録として行うものを除きます。）であって、トラフィックフリー通信対象の設定に用いるIPアドレス（以下「指定IPアドレス」といいます。）の新設、変更又は廃止に係るものに適用する工事費
(エ) 削除	削除
(オ) 付加機能に係る手数料	取扱局内工事であって、当社が仮想チャネル提供機能の設定を行うものに適用する工事費
(カ) エクストラネット機能に係る工事料	取扱局内工事であって、エクストラネット機能に係る設定を要するものに適用する工事費（(オ)のものを除きます。）
(キ) 特定当社契約者回線設定宅内工事加算料	特定当社契約者回線の設定、移転又は変更（契約者宅内での工事を要する場合作りに限ります。）に係る契約者宅内工事に適用する工事料の加算料として適用します。
(ク) 特定当社契約者回線網内工事加算料	特定当社契約者回線の変更（契約者宅内での工事を要しない場合作りに限ります。）に係る取扱局内工事に適用する網内工事料の加算料として適用します。
<p>備考</p> <p>トラフィックフリー通信対象の設定等に係る工事料及びエクストラネット機能に係る工事料については、アの規定にかかわらず、1の契約者回線群及び開通日が同一である工事を1の工事として取り扱います。</p>	

<p>(2) 特定当社契約者回線の設定、変更又は移転に係る宅内工事加算料の適用</p>	<p>ア 特定当社契約者回線の設定又は変更（インターフェース種別の変更を伴わない特定当社契約者回線の品目の変更を除きます。）に係る契約者宅内工事を行う場合、契約者は、宅内入所工事料に加えて、特定当社契約者回線設定宅内工事加算料の支払いを要します。 この場合において、特定当社契約者回線の変更（特定当社契約者回線の終端（契約者宅内のものに限ります。）の場所の変更のみを行うものに限ります。）に係る宅内入所工事料は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、0円とします。</p>
<p>(3) 付加機能に係る工事費の特別取扱い</p>	<p>ア 契約者は、次の工事（以下「付加機能に係る工事費」といいます。）について、第45条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。 (ア) 優先制御機能1（加入契約回線等の品目が1Mb/s（バーストタイプ）のもの又は10Mb/s（バーストタイプ）のものに限ります。）に係る工事 (イ) アクセス制御接続機能（プラットフォームゲートウェイ機能の提供を受けている契約者回線群に係るものに限ります。）に係る工事 (ウ) プラットフォームゲートウェイ機能に係る工事 (エ) 削除 (オ) AWS 設備接続機能 I に係る工事 (カ) クラウド設備接続機能に係る工事</p>
<p>(4) 工事費の減額適用</p>	<p>当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。</p>
<p>(5) 複数工事の施工に係る特別取扱い</p>	<p>ア 1の工事において宅内入所工事料と網内工事料の両方が発生する場合、その網内工事料は支払いを要しません。 イ 1の工事において複数の宅内入所工事が発生する場合、そのうちの1の宅内入所工事料について、支払いを要します。 ウ 1の工事において複数の特定当社契約者回線設定宅内工事加算料が発生する場合、そのうちの1の特定当社契約者回線設定宅内工事加算料について、支払いを要します。 エ 1の工事において複数の網内工事が発生する場合、そのうちの1の網内工事料について、支払いを要します。</p>
<p>(6) 特別な工事を行う場合の工事費の適用</p>	<p>引込柱以降において建柱等特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただくことがあります。</p>

1-2 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社に係るもの

次に掲げる事項については、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款等の規定を準用します。

- (1) 工事費（工事料に限ります。以下この1-2において同じとします。）の算定
- (2) 基本工事費の適用
- (3) 回線接続等工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費及び機器工事費の適用
- (4) 移転又は他社接続回線接続変更の場合の工事費の適用

- (5) 別棟配線等の場合の屋内配線工事費の適用
- (6) 割増工事費の適用
- (7) 工事費の減額適用

2 工事費の額

2-1 2-2 (東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社に係るもの)
以外のもの

2-1-1 2-1-2 (付加機能に係る工事費) 以外の工事費

区 分	単 位	工事費の額 (税抜価格)
(1) 宅内入所工事料	1の工事ごとに	25,500円
(2) 網内工事料	1の工事ごとに	3,000円
(3) トラフィックフリー通信対象の設定等に係る工事料	1の工事ごとに	3,000円
(4) 特定当社契約者回線設定宅内工事加算料	1の工事ごとに	120,000円
(5) 特定当社契約者回線網内工事加算料	1の工事ごとに	20,000円

2-1-2 付加機能等に係る工事費

(1) 加入契約回線等に係るもの

区 分	単 位	工事費の額 (税抜価格)
(1) 宅内入所工事料	1の工事ごとに	25,500円
(2) 網内工事料	1の工事ごとに	3,000円

(2) 契約者回線群に係るもの

区 分	単 位	工事費の額 (税抜価格)
(1) 網内工事料	1の工事ごとに	3,000円
(2) 削除	削除	削除
(3) エクストラ	1の工事ごとに	3,000円

ネット機能に係る工事料			
(4) 付加機能に係る手数料	仮想チャネル提供機能に係るもの	1の工事ごとに	3,000円

- 2-2 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社に係るもの
東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款等に規定する料金額（税抜価格に限ります。）と同額

第2 線路設置費

1 適用

区 分	内 容										
(1) 線路設置費の適用	<p>ア 線路設置費は、区域外線路(異経路による設備費の支払いを要することとなる部分を除きます。)について適用します。</p> <p>イ 移転後の当社契約者回線の終端が区域外となる場合であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路の部分に限り線路設置費を適用します。</p>										
(2) 線路設置費の差額負担	<p>ア 契約者が現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たにワイドエリアバーチャルスイッチ契約を締結して、その場所でワイドエリアバーチャルスイッチサービスの提供を受ける場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <p>ただし、区域外線路の新設の工事を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 新たに提供を受けるワイドエリアバーチャルスイッチサービスの線路設置費の額 </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">-</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額 </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">=</td> <td style="width: 24%; padding: 5px;"> 線路設置費の額 (残額があるときに限ります。)) </td> </tr> </table> <p>イ ワイドエリアバーチャルスイッチサービスの品目等の変更の場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 変更後のアクセス回線を新設するときの線路設置費の額 </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">-</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 変更前のアクセス回線を新設するときの線路設置費の額 </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">=</td> <td style="width: 24%; padding: 5px;"> 線路設置費の額 (残額があるときに限ります。)) </td> </tr> </table>	新たに提供を受けるワイドエリアバーチャルスイッチサービスの線路設置費の額	-	解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額	=	線路設置費の額 (残額があるときに限ります。))	変更後のアクセス回線を新設するときの線路設置費の額	-	変更前のアクセス回線を新設するときの線路設置費の額	=	線路設置費の額 (残額があるときに限ります。))
新たに提供を受けるワイドエリアバーチャルスイッチサービスの線路設置費の額	-	解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額	=	線路設置費の額 (残額があるときに限ります。))							
変更後のアクセス回線を新設するときの線路設置費の額	-	変更前のアクセス回線を新設するときの線路設置費の額	=	線路設置費の額 (残額があるときに限ります。))							

2 線路設置費の額

1の当社契約者回線につき区域外線路100mまでごとに

区 分	線路設置費の額 (税抜価格)	
	メタル配線の場合	光配線の場合
線路設置費	16,000円	48,000円

第3 設備費

1 適用

区 分	内 容
設備費の適用	<p>設備費は、次の設備について適用します。</p> <p>ア 異経路の線路の部分</p> <p>イ 特別な電気通信設備の部分</p>

2 設備費の額

設備費の額	別に算定する実費
-------	----------

備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定するワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱所において閲覧に供します。

第3表 附帯サービスに関する料金等

1 適用

附帯サービスに関する料金の適用については、別記16（支払証明書の発行）、別記17（セキュリティ監視サービス）、別記18（カスタマコントロール提供サービス）及び別記20（宅内配線接続等工事の施工）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
(1) 支払証明書の発行 手数料の適用	契約者は、2（料金額又は工事に関する費用の額）の規定にかかわらず、当社が別に定める頻度又は態様等により支払証明書の発行の請求を行った場合を除き、支払証明書発行手数料の支払いを要しません。
(2) 削除	削除

2 料金額又は工事に関する費用の額

(1) 支払証明書に係るもの

区 分	単 位	料金額（税抜価格）
支払証明書発行手数料	支払証明書の発行1回ごとに	400円
備考 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。		

(2) セキュリティ監視サービスに係るもの

区 分	単 位	料金額（税抜価格）
セキュリティ監視サービス 利用料	1の契約者回線群ごとに	80,000円

(3) 削除 (4) 削除

(5) 宅内配線接続等工事に係るもの

区 分	単 位	工事に関する費用の 額 （税抜価格）
宅内配線接続等工事	1の工事ごとに	39,800円

料金表別表
(1) 削除

(2) イーサネット方式の品目に係る伝送速度

区 分	伝 送 速 度
0.5Mb/s	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの
1Mb/s	1Mbit/sの符号伝送が可能なもの
2Mb/s	2Mbit/sの符号伝送が可能なもの
3Mb/s	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの
4Mb/s	4Mbit/sの符号伝送が可能なもの
5Mb/s	5Mbit/sの符号伝送が可能なもの
6Mb/s	6Mbit/sの符号伝送が可能なもの
7Mb/s	7Mbit/sの符号伝送が可能なもの
8Mb/s	8Mbit/sの符号伝送が可能なもの
9Mb/s	9Mbit/sの符号伝送が可能なもの
10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
20Mb/s	20Mbit/sの符号伝送が可能なもの
30Mb/s	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの
40Mb/s	40Mbit/sの符号伝送が可能なもの
50Mb/s	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの
60Mb/s	60Mbit/sの符号伝送が可能なもの
70Mb/s	70Mbit/sの符号伝送が可能なもの
80Mb/s	80Mbit/sの符号伝送が可能なもの
90Mb/s	90Mbit/sの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの
200Mb/s	200Mbit/sの符号伝送が可能なもの
300Mb/s	300Mbit/sの符号伝送が可能なもの
400Mb/s	400Mbit/sの符号伝送が可能なもの
500Mb/s	500Mbit/sの符号伝送が可能なもの
600Mb/s	600Mbit/sの符号伝送が可能なもの
700Mb/s	700Mbit/sの符号伝送が可能なもの
800Mb/s	800Mbit/sの符号伝送が可能なもの
900Mb/s	900Mbit/sの符号伝送が可能なもの
1Gb/s	1Gbit/sの符号伝送が可能なもの
2Gb/s	2Gbit/sの符号伝送が可能なもの
3Gb/s	3Gbit/sの符号伝送が可能なもの
4Gb/s	4Gbit/sの符号伝送が可能なもの
5Gb/s	5Gbit/sの符号伝送が可能なもの
6Gb/s	6Gbit/sの符号伝送が可能なもの
7Gb/s	7Gbit/sの符号伝送が可能なもの
8Gb/s	8Gbit/sの符号伝送が可能なもの
9Gb/s	9Gbit/sの符号伝送が可能なもの
10Gb/s	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの

(3) 仮想チャネルの品目に係る伝送速度

区 分	伝 送 速 度
0.5Mb/s	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの
1Mb/s	1Mbit/sの符号伝送が可能なもの
2Mb/s	2Mbit/sの符号伝送が可能なもの
3Mb/s	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの
4Mb/s	4Mbit/sの符号伝送が可能なもの
5Mb/s	5Mbit/sの符号伝送が可能なもの
6Mb/s	6Mbit/sの符号伝送が可能なもの
7Mb/s	7Mbit/sの符号伝送が可能なもの
8Mb/s	8Mbit/sの符号伝送が可能なもの
9Mb/s	9Mbit/sの符号伝送が可能なもの
10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
20Mb/s	20Mbit/sの符号伝送が可能なもの
30Mb/s	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの
40Mb/s	40Mbit/sの符号伝送が可能なもの
50Mb/s	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの
60Mb/s	60Mbit/sの符号伝送が可能なもの
70Mb/s	70Mbit/sの符号伝送が可能なもの
80Mb/s	80Mbit/sの符号伝送が可能なもの
90Mb/s	90Mbit/sの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの
200Mb/s	200Mbit/sの符号伝送が可能なもの
300Mb/s	300Mbit/sの符号伝送が可能なもの
400Mb/s	400Mbit/sの符号伝送が可能なもの
500Mb/s	500Mbit/sの符号伝送が可能なもの
600Mb/s	600Mbit/sの符号伝送が可能なもの
700Mb/s	700Mbit/sの符号伝送が可能なもの
800Mb/s	800Mbit/sの符号伝送が可能なもの
900Mb/s	900Mbit/sの符号伝送が可能なもの
1Gb/s	1Gbit/sの符号伝送が可能なもの
1Mb/s (バーストタイプ)	1Mbit/sの符号伝送が可能なものであって、ワイドエリアバーチャルスイッチ網の状態により最大100Mbit/s (その仮想チャネルを設定する加入契約回線又は当社契約者回線の符号伝送速度が100Mbit/sに満たない場合はその符号伝送速度) までの符号伝送が可能なもの
ベストエフォート	符号伝送速度を規定しないもの

(4) インターネット接続機能Ⅲの品目に係る伝送速度

区 分	伝 送 速 度
10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
20Mb/s	20Mbit/sの符号伝送が可能なもの
30Mb/s	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの
40Mb/s	40Mbit/sの符号伝送が可能なもの
50Mb/s	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの
60Mb/s	60Mbit/sの符号伝送が可能なもの
70Mb/s	70Mbit/sの符号伝送が可能なもの
80Mb/s	80Mbit/sの符号伝送が可能なもの
90Mb/s	90Mbit/sの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの
200Mb/s	200Mbit/sの符号伝送が可能なもの
300Mb/s	300Mbit/sの符号伝送が可能なもの
400Mb/s	400Mbit/sの符号伝送が可能なもの
500Mb/s	500Mbit/sの符号伝送が可能なもの
600Mb/s	600Mbit/sの符号伝送が可能なもの
700Mb/s	700Mbit/sの符号伝送が可能なもの
800Mb/s	800Mbit/sの符号伝送が可能なもの
900Mb/s	900Mbit/sの符号伝送が可能なもの
1Gb/s	1Gbit/sの符号伝送が可能なもの
1Mb/s (エントリータイプ)	1Mbit/sの符号伝送が可能なものであって、ワイドエリアバーチャルスイッチ網の状態により最大1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの

別表 基本的な技術的事項

1 高速デジタル伝送方式のもの

(1) 当社が回線終端装置を提供する場合

品目	物理的条件	相互接続回路
1.5Mb/s(エコノミークラスのもの)	ISO標準IS10173準拠	TTC標準JT-I431-a準拠

(2) 当社が回線接続装置を提供する場合

品目	物理的条件	相互接続回路
128kb/s	ISO標準IS8877準拠	TTC標準JT-I430-a準拠
512kb/s、1.5Mb/s(通常クラスのもの)	ISO標準IS10173準拠	TTC標準JT-I431-a準拠

(3) 当社が回線接続装置を提供しない場合

品目	物理的条件	相互接続回路		
		伝送速度	符号形式	光出力等
128kb/s	2線式インタフェース	TTC標準JT-G961準拠		
128kb/s、512kb/s、1.5Mb/s(通常クラスのもの)	F04形単芯光ファイバコネクタ(JIS規格C5973準拠)	6,312kbit/s	CMI符号	光出力 -7dBm以下 使用中心波長 1.31μm

2 削除

3 イーサネット方式のもの

(1) (2) 以外のもの

ア 当社が回線終端装置を提供する場合

品目	物理的条件	相互接続回路
0.5Mb/s、1Mb/s～10Mb/s(1Mb/s毎)	8ピンモジュラーコネクタ(ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3 10BASE-T準拠
20Mb/s～100Mb/s(10Mb/s毎)		IEEE802.3 100BASE-TX準拠
200Mb/s～1Gb/s(100Mb/s毎)	F04形単心光ファイバコネクタ(JIS規格C5973準拠) GI形光ファイバケーブル(JIS規格C6832のSGI-50/125及びSGI-62.5/125準拠) LC型単心光ファイバコネクタ(IEC標準61754-20準拠) GI形光ファイバケーブル(JIS規格C6832のSGI-50/125及びSGI-62.5/125準拠)	IEEE802.3 1000BASE-SX準拠

	F04型単心光ファイバコネクタ (JIS C5973準拠) SM型光ファイバケーブル (JIS C6835のSSM A-10/125準拠)	IEEE802. 3z 1000BASE-LX準拠
	LC型単心光ファイバコネクタ (IEC標準61754-20準拠) SM型光ファイバケーブル (JIS C6835のSSM A-10/125準拠)	
	8ピンモジュラーコネクタ (ISO標準IS8877準拠) 非シールドより対線 (UTP) ケーブル エンハンスドカテゴリ5以上 (ANSI/TIA/EIA-568-B. 2準拠)	IEEE802. 3ab 1000BASE-T準拠
2Gb/s~10Gb/s (1Gb/s毎)	LC型単心光ファイバコネクタ (IEC標準61754-20準拠) SM型光ファイバケーブル (JIS C6835のSSM A-10/125準拠)	IEEE802. 3ae 10GBASE-LR準拠

イ 当社が回線接続装置を提供する場合

品目	物理的条件	相互接続回路
0.5Mb/s、1Mb/s~10Mb/s (1Mb/s毎)	8ピンモジュラーコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802. 3 10BASE-T準拠
20Mb/s~100Mb/s (10Mb/s毎)		IEEE802. 3 100BASE-TX準拠

ウ 当社が回線接続装置を提供しない場合

品目	物理的条件	相互接続回路	
		符号形式等	光出力等
0.5Mb/s 1Mb/s~5Mb/s (1Mb/s毎)、 10Mb/s、100Mb/s	F04形 単芯光ファイバコネクタ (JIS規格C5973準拠)	IEEE802. 3準拠	光出力 短距離用 -8dBm以下 (平均値) 中距離用 -3dBm以下 (平均値) 長距離用 0dBm以下 (平均値) 使用中心波長 1.31 μ m

(2) 当社契約者回線を使用して行うもの

ア 当社が回線終端装置を提供する場合

品目	物理的条件	相互接続回路
0.5Mb/s、1Mb/s ～10Mb/s(1Mb/s 毎)	8ピンモジュラーコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3 10BASE-T準拠
20Mb/s～100Mb/s (10Mb/s毎)		IEEE802.3 100BASE-TX準拠
200Mb/s～ 1Gb/s (100Mb/s毎)	F04形単心光ファイバコネクタ(JIS規格C5973準拠) GI形光ファイバケーブル(JIS規格C6832のSGI-50/125及びSGI-62.5/125準拠)	IEEE802.3 1000BASE-SX準拠
	LC型単心光ファイバコネクタ (IEC標準61754-20準拠) GI形光ファイバケーブル(JIS規格C6832のSGI-50/125及びSGI-62.5/125準拠)	
	F04型単心光ファイバコネクタ (JIS C5973準拠) SM型光ファイバケーブル(JIS C6835のSSM A-10/125準拠)	IEEE802.3z 1000BASE-LX準拠
	LC型単心光ファイバコネクタ (IEC標準61754-20準拠) SM型光ファイバケーブル(JIS C6835のSSM A-10/125準拠)	
	8ピンモジュラーコネクタ (ISO標準IS8877準拠) 非シールドより対線(UTP)ケーブル エンハンストカテゴリ5以上 (ANSI/TIA/EIA-568-B.2準拠)	IEEE802.3ab 1000BASE-T準拠
	2Gb/s～10Gb/s (1Gb/s毎)	LC型単心光ファイバコネクタ (IEC標準61754-20準拠) SM型光ファイバケーブル(JIS C6835のSSM A-10/125準拠)

4 総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの
当社が回線終端装置を提供する場合

タイプ	物理的条件	相互接続回路
タイプ1のもの	8ピンモジュラーコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3 10BASE-T準拠
		IEEE802.3 100BASE-TX準拠
タイプ2のもの	8ピンモジュラーコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3 10BASE-T準拠
		IEEE802.3 100BASE-TX準拠

	8ピンモジュラーコネクタ (ISO標準IS8877準拠) 非シールドより対線(UTP)ケ ーブル エンハンスドカテ ゴリ5以上(ANSI/TIA/EIA- 568-B.2準拠)	IEEE802.3ab 1000BASE-T準拠
--	---	--------------------------

5 IPアクセスサービスを利用する方式のもの
当社が回線終端装置を提供する場合

品目	物理的条件	相互接続回路
ベストエフォ ー トのもの	8ピンモジュラーコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3 10BASE-T準拠
		IEEE802.3 100BASE-TX準拠
	8ピンモジュラーコネクタ (ISO標準IS8877準拠) 非シールドより対線(UTP)ケ ーブル エンハンスドカテ ゴリ5以上(ANSI/TIA/EIA- 568-B.2準拠)	IEEE802.3ab 1000BASE-T準拠

6 インターネットを利用する方式のもの
当社が回線接続装置を提供する場合

品目	物理的条件	相互接続回路
ベストエフォ ー トのもの	8ピンモジュラーコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3 10BASE-T準拠
		IEEE802.3 100BASE-TX準拠
	8ピンモジュラーコネクタ (ISO標準IS8877準拠) 非シールドより対線(UTP)ケ ーブル エンハンスドカテ ゴリ5以上(ANSI/TIA/EIA- 568-B.2準拠)	IEEE802.3ab 1000BASE-T準拠

7 モバイル回線を利用する方式のもの 当社が回線終端装置を提供する場合

品目	物理的条件	相互接続回路
ベストエフォ ー トのもの	8ピンモジュラーコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3 10BASE-T準拠
		IEEE802.3u 100BASE-TX準拠
	8ピンモジュラーコネクタ (ISO標準IS8877準拠) 非シールドより対線(UTP)ケ ーブル エンハンスドカテ ゴリ5以上(ANSI/TIA/EIA- 568-B.2準拠)	IEEE802.3ab 1000BASE-T準拠

附 則

(実施期日)

この約款は、平成21年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成21年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成21年12月7日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成22年4月1日から実施します。

ただし、ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3に係る規定及び当社が別に定める付加機能に係る規定については、平成22年5月10日から実施します。

(注) 当社が別に定める付加機能は、優先制御機能又は第3種IPVPNサービス利用機能以外の付加機能とします。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に提供している下表左欄のワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係る契約は、この改正規定実施の日において、改正後の約款における下表右欄のワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2に係る契約とみなします。

高速デジタル方式に係るもの	高速デジタル方式に係るもの
イーサネット方式に係るもの（イーサネットアクセス回線又は特定契約者回線を利用して行うもの以外のものに限ります。）であって、タイプ1に係るもの	イーサネット方式に係るものであって、クラス1-1タイプ1のもの
イーサネット方式に係るもの（イーサネットアクセス回線又は特定契約者回線を利用して行うもの以外のものに限ります。）であって、タイプ2に係るもの	イーサネット方式に係るものであって、クラス1-1タイプ2のもの
イーサネット方式に係るもの（イーサネットアクセス回線を利用して行うものであってタイプ1に係るものに限ります。）であって、イーサネットアクセス回線の終端の場所がワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱局及び当社が別に定める場所以外の場所であるもの	イーサネット方式に係るものであって、クラス2-1タイプ1のもの
イーサネット方式に係るもの（イーサネットアクセス回線を利用して行うものであってタイプ1に係るものに限ります。）であって、イーサネットアクセス回線の終端の場所がワイドエリアバーチャル	イーサネット方式に係るものであって、クラス2-2タイプ1のもの

スイッチサービス取扱局又は当社が別に定める場所であるもの	
イーサネット方式に係るもの（イーサネットアクセス回線を利用して行うものであってタイプ2に係るものに限ります。）であって、イーサネットアクセス回線の終端の場所がワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱局及び当社が別に定める場所以外の場所であるもの	イーサネット方式に係るものであって、クラス2-1タイプ2のもの
イーサネット方式に係るもの（イーサネットアクセス回線を利用して行うものであってタイプ2に係るものに限ります。）であって、イーサネットアクセス回線の終端の場所がワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱局又は当社が別に定める場所であるもの	イーサネット方式に係るものであって、クラス2-2タイプ2のもの
イーサネット方式に係るもの（イーサネットアクセス回線を利用して行うものに限ります。）であって、タイプ3に係るもの	イーサネット方式に係るものであって、クラス2-2タイプ3のもの
イーサネット方式に係るもの（特定契約者回線を利用して行うものに限ります。）であって、タイプ1に係るもの	イーサネット方式に係るものであって、クラス1-2タイプ1のもの
イーサネット方式に係るもの（特定契約者回線を利用して行うものに限ります。）であって、タイプ2に係るもの	イーサネット方式に係るものであって、クラス1-2タイプ2のもの
イーサネット方式に係るもの（特定契約者回線を利用して行うものに限ります。）であって、タイプ3に係るもの	イーサネット方式に係るものであって、クラス1-2タイプ3のもの
総合オープン通信網サービスを利用する方式のものであって、第5種総合オープン通信網サービス（コースⅠ及びコースⅡタイプⅡ（プランⅠ（特定通信限定利用型に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）、コースⅠ及びコースⅡタイプⅦ（プランⅠ（特定通信限定利用型に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）又はコースⅠタイプⅤ（プランⅠ（特定通信限定利用型に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係るもの	総合オープン通信網サービスを利用する方式のものであって、クラス1のもの
総合オープン通信網サービスを利用する方式のものであって、第5種総合オープ	総合オープン通信網サービスを利用する方式のものであって、クラス2のもの

ン通信網サービス（コースⅠ及びコースⅡタイプⅣ（プランⅠ（特定通信限定利用型に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係るもの	
---	--

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年8月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の日から平成23年8月31日までの間に、支払証明書の発行の請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、別記16の(2)の規定にかかわらず、その請求に係る料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する支払証明書発行手数料の支払いを要しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成23年5月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成23年7月15日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年9月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成23年12月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年12月26日から実施します。
ただし、WiMAX回線を利用する方式及びWiMAXバックアップ機能に係る規定については、平成24年2月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 ワイドエリアバーチャルスイッチサービス（総合オープン通信網サービスを利用する方式（タイプ2のものに限ります。）のものに限ります。）の申込が平成23年12月26日から平成24年1月31日までの間にあり、当社がその承諾をした場合には、平成24年2月1日以降で当社が指定する日からその提供を開始します。
- 3 ワイドエリアバーチャルスイッチサービス（WiMAX回線を利用する方式のものに限ります。）又はWiMAXバックアップ機能の申込が平成24年2月1日から平成24年2月14日までの間にあり、当社がその承諾をした場合には、平成24年2月15日以降で当社が指定する日からその提供を開始します。
- 4 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款に規定する下表の左欄のワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係るワイドエリアバーチャルスイッチ契約は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款に規定する下表の右欄のワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係るワイドエリアバーチャルスイッチ契約に移行したものとします。

総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの	総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの タイプ1
-------------------------	---------------------------------

- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年3月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 ワイドエリアバーチャルスイッチサービス（IPアクセスサービスを利用する方式のものに限ります。）の申込が平成24年3月1日から平成24年3月31日までの間に

あり、当社がその承諾をした場合には、平成24年4月1日以降で当社が指定する日からその提供を開始します。

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成24年5月7日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年6月25日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成24年9月21日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年11月26日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款に規定する次表の左欄の適用を受けている者は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の適用を受けているものとしてします。

優先制御機能	優先制御機能 1
--------	----------

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしてします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成25年2月4日から実施します。

附 則

(実施時期)

この改正規定は、平成25年2月28日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年7月31日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

(実施時期)

この改正規定は、平成26年2月14日から実施します。

附 則

(実施時期)

この改正規定は、平成26年2月28日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成26年6月2日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年7月28日から実施します。

ただし、インターネット接続機能Ⅱ及びイントラネットファイアウォール機能に係る部分については、平成26年8月29日から実施します。

(附則の改正)

- 2 平成22年4月1日付附則第1項中「第2種ワイドエリアバーチャルスイッチサービス」とあるのは「ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3」に、第2項中「第1種ワイドエリアバーチャルスイッチサービス」とあるのは「ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL2」にそれぞれ改めます。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年8月29日から実施します。

(附則の改正)

- 2 平成26年7月28日付附則第1項中「当社が別に定める日」とあるのは「平成26年8月29日」に改めます。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年10月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成26年12月19日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年2月2日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年4月8日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年5月7日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款に規定する次表左欄に定める付加機能の提供に係るワイドエリアバーチャルスイッチ契約は、この改正規定実施の日において、次表右欄に定める付加機能の提供に係るワイドエリアバーチャルスイッチ契約に移行したものとします。

エクストラネット機能	エクストラネット機能 I
AWS 設備接続機能	AWS 設備接続機能 I

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年8月31日から実施します。

ただし、インターネット接続機能Ⅲ（UTM機能の提供を受けている契約者に係るものを除きます。）に係る部分については、当社が別に定める日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年10月28日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成28年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款に規定する次表左欄に定める付加機能の提供に係るワイドエリアバーチャルスイッチ契約は、この改正規定実施の日において、次表右欄に定める付加機能の提供に係るワイドエリアバーチャルスイッチ契約に移行したものとします。

Azure設備接続機能	クラウド設備接続機能
AWS設備接続機能Ⅱ	クラウド設備接続機能

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成28年4月1日から実施します。

(附則の改正)

2 平成24年3月1日付附則中「auひかりビジネスサービスを利用する方式のものに限ります。」とあるのは「IPアクセスサービスを利用する方式のものに限ります。」に改めます。

(経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成28年5月21日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成28年9月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成28年9月30日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成28年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 削除

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成28年10月3日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年12月28日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年2月28日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款に規定する次表左欄に定めるワイドエリアバーチャルスイッチ契約は、この改正規定実施の日において、次表右欄に定めるワイドエリアバーチャルスイッチ契約に移行したものとします。

第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービス イーサネット方式のもの クラス1-1 タイプ1 バーストタイプのもの バーストタイプ以外のもの タイプ2	第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービス イーサネット方式のもの クラス1-1 アクセス回線タイプ トラフィックフリー非許容型 TF非登録型 アクセス回線タイプ（TF登録型のものに限ります。）
第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービス イーサネット方式のもの クラス1-2 タイプ1 バーストタイプのもの バーストタイプ以外のもの タイプ2 タイプ3	第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービス イーサネット方式のもの クラス1-2 アクセス回線タイプ トラフィックフリー非許容型 TF非登録型 アクセス回線タイプ（TF登録型のもの限ります。） プラットフォーム回線タイプ
第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービス イーサネット方式のもの クラス2-1	第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービス イーサネット方式のもの クラス2-1

<p>タイプ1 バーストタイプのもの バーストタイプ以外のもの タイプ2</p>	<p>アクセス回線タイプ トラフィックフリー非許容型 TF非登録型 アクセス回線タイプ（TF登録型 のものに限ります。）</p>
<p>第1類ワイドエリアバーチャルスイッチ サービス イーサネット方式のもの クラス2-2 タイプ1 バーストタイプのもの バーストタイプ以外のもの タイプ2 タイプ3</p>	<p>第1類ワイドエリアバーチャルスイッチ サービス イーサネット方式のもの クラス2-2 アクセス回線タイプ トラフィックフリー非許容型 TF非登録型 アクセス回線タイプ（TF登録型 のものに限ります。） プラットフォーム回線タイプ</p>
<p>第2類ワイドエリアバーチャルスイッチ サービス イーサネット方式のもの クラス1-1（通常方式のものに限 ります。） タイプ1 バーストタイプのもの バーストタイプ以外のもの タイプ2</p>	<p>第2類ワイドエリアバーチャルスイッチ サービス イーサネット方式のもの（仮想チャネ ル選択方式のものに限ります。） クラス1-1 アクセス回線タイプ トラフィックフリー非許容型 TF非登録型 アクセス回線タイプ（TF登録型 のものに限ります。）</p>
<p>第2類ワイドエリアバーチャルスイッチ サービス イーサネット方式のもの クラス1-2 タイプ1 バーストタイプのもの バーストタイプ以外のもの タイプ2 タイプ3</p>	<p>第2類ワイドエリアバーチャルスイッチ サービス イーサネット方式のもの（仮想チャネ ル選択方式のものに限ります。） クラス1-2 アクセス回線タイプ トラフィックフリー非許容型 TF非登録型 アクセス回線タイプ（TF登録型 のものに限ります。） プラットフォーム回線タイプ</p>
<p>第2類ワイドエリアバーチャルスイッチ サービス イーサネット方式のもの クラス2-1（通常方式のものに限 ります。）</p>	<p>第2類ワイドエリアバーチャルスイッチ サービス イーサネット方式のもの（仮想チャネ ル選択方式のものに限ります。） クラス2-1</p>

<p>タイプ1 バーストタイプのもの バーストタイプ以外のもの タイプ2</p>	<p>アクセス回線タイプ トラフィックフリー非許容型 TF非登録型 アクセス回線タイプ（TF登録型のものに限ります。）</p>
<p>第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービス イーサネット方式のもの</p> <p>クラス2-2（通常方式のものに限ります。） タイプ1 バーストタイプのもの バーストタイプ以外のもの タイプ2</p> <p>タイプ3</p>	<p>第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービス イーサネット方式のもの（仮想チャンネル選択方式のものに限ります。） クラス2-2</p> <p>アクセス回線タイプ トラフィックフリー非許容型 TF非登録型 アクセス回線タイプ（TF登録型のものに限ります。） プラットフォーム回線タイプ</p>
<p>第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービス イーサネット方式のもの</p> <p>クラス1-1 エクステンドイーサネット方式</p>	<p>第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービス イーサネット方式のもの（仮想チャンネル専用方式のものに限ります。） クラス1-1 アクセス回線タイプ（トラフィックフリー非許容型のものに限ります。）</p>
<p>第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービス イーサネット方式のもの</p> <p>クラス2-1 エクステンドイーサネット方式</p>	<p>第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービス イーサネット方式のもの（仮想チャンネル専用方式のものに限ります。） クラス2-1 アクセス回線タイプ（トラフィックフリー非許容型のものに限ります。）</p>
<p>第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービス イーサネット方式のもの</p> <p>クラス2-2 エクステンドイーサネット方式</p>	<p>第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービス イーサネット方式のもの（仮想チャンネル専用方式のものに限ります。） クラス2-2 アクセス回線タイプ（トラフィックフリー非許容型のものに限ります。）</p>
<p>第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービス 総合オープン通信網サービスを利用す</p>	<p>第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービス 総合オープン通信網サービスを利用す</p>

る方式のもの	る方式のもの（仮想チャネル選択方式のものに限ります。）
第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービス IPアクセスサービスを利用する方式のもの	第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービス IPアクセスサービスを利用する方式のもの（仮想チャネル選択方式のものに限ります。）
第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービス インターネットを利用する方式のもの	第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービス インターネットを利用する方式のもの（仮想チャネル選択方式のものに限ります。）
第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービス モバイル回線を利用する方式のもの	第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービス モバイル回線を利用する方式のもの（仮想チャネル選択方式のものに限ります。）

3 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款に規定する次表左欄に定める付加機能の提供に係るワイドエリアバーチャルスイッチ契約は、この改正規定実施の日において、次表右欄に定める付加機能の提供に係るワイドエリアバーチャルスイッチ契約に移行したものとします。

仮想チャネル提供機能 その加入契約回線等がエクステンディーサネット方式のものである場合又はそのL3仮想チャネル（仮想チャネルであって、インターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うものをいいます。以下同じとします。）がプラットフォームゲートウェイ機能Ⅱに係るものである場合以外の場合	仮想チャネル提供機能 加入契約回線等を利用する場合（仮想チャネル選択方式のものの場合に限ります。）
仮想チャネル提供機能 その加入契約回線等がエクステンディーサネット方式のものである場合	仮想チャネル提供機能 加入契約回線等を利用する場合（仮想チャネル専用方式のもの（その加入契約回線等がイーサネット方式のもの（エクステンディーサネット方式のものに限ります。）の場合に限ります。）の場合に限ります。）
仮想チャネル提供機能 その加入契約回線等がそのL3仮想チャネル（仮想チャネルであって、インターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うものをいいます。以下同じとします。）がプラットフォームゲートウェイ機能Ⅱに係るものである場合	仮想チャネル提供機能 その他回線を利用する場合

- 4 前2項の場合において、移行後の契約に係る品目等については、この附則に別段の定めがある場合を除いて、移行前の契約に係る品目等に相当するものとします。
- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年3月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の日において、改正前の約款に定める次表左欄の付加機能は次表右欄に定める付加機能（以下この附則において「旧付加機能」といいます。）に移行したものとします。

インターネット接続機能Ⅱ	旧インターネット接続機能Ⅱ
--------------	---------------

- 3 前項の規定により提供する旧付加機能に係る提供条件等は、次に掲げるものを除き、前項の表の左欄に定める付加機能に係る従前の例によります。

区 分		料金額	
旧インターネット接続機能Ⅱ（商品名：タイプ2）に係る付加機能利用料	ワイドエリアバーチャルスイッチ網内の当社が別に定める区間において、当社が別に定める方法による論理的通信路を設定することにより、加入契約回線等に接続された端末設備に固定IPアドレスを設定することができるようになるとともに、インターネット接続機能用設備を経由することによって、加入契約回線等とインターネットとの通信（仮想チャネルを利用して行うものを除きます。）をNATモード又はDirectモードにより行うことができるようにするもの	1のVLANIDごとに月額	
		品 目	料金額
		10Mb/sのもの	税抜価格100,000円
		20Mb/sのもの	税抜価格140,000円
		30Mb/sのもの	税抜価格180,000円
		40Mb/sのもの	税抜価格220,000円
		50Mb/sのもの	税抜価格260,000円
		60Mb/sのもの	税抜価格300,000円
		70Mb/sのもの	税抜価格340,000円
		80Mb/sのもの	税抜価格380,000円
		90Mb/sのもの	税抜価格420,000円
		100Mb/sのもの	税抜価格460,000円
		200Mb/sのもの	税抜価格760,000円
		300Mb/sのもの	税抜価格1,060,000円
400Mb/sのもの	税抜価格1,360,000円		
500Mb/sのもの	税抜価格1,660,000円		
600Mb/sのもの	税抜価格1,760,000円		

		700Mb/sのもの	税抜価格1,860,000円
		800Mb/sのもの	税抜価格1,960,000円
		900Mb/sのもの	税抜価格2,060,000円
		1Gb/sのもの	税抜価格2,160,000円
備考	<p>ア 当社は、第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係る契約者に限り、本機能を提供します。</p> <p>イ 本機能を利用する契約者は、本機能に係る加入契約回線等とインターネットとの間の通信に係る固定IPアドレスを指定していただきます。</p> <p>ウ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成29年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の日において、改正前の約款に定める次表左欄の付加機能は次表右欄に定める付加機能（以下この附則において「旧付加機能」といいます。）に移行したものとします。

イントラネットファイアウォール機能	旧イントラネットファイアウォール機能
-------------------	--------------------

3 前項の規定により提供する旧付加機能に係る提供条件等は、次に掲げるものを除き、前項の表の左欄に定める付加機能に係る従前の例によります。

区 分		料金額	
旧イントラネットファイアウォール機能	<p>次の通信（仮想チャネルを利用して行うものを除きます。）を遮断することができるもの</p> <p>ア 契約者があらかじめ設定したIPアドレス以外のIPアドレスとアプライアンス設備との間の通信（契約者回線群所属回線相互間で行うものに限ります。）</p> <p>イ 契約者があらかじめ設定したTCP/UDPポート番号以外のポート番号を利用してアプライアンス設備</p>	1の契約者回線群ごとに月額	
		品 目	料金額
		10Mb/sのもの	税抜価格48,000円
		20Mb/sのもの	税抜価格49,000円
		30Mb/sのもの	税抜価格50,000円
		40Mb/sのもの	税抜価格51,000円
		50Mb/sのもの	税抜価格52,000円
		60Mb/sのもの	税抜価格53,000円
		70Mb/sのもの	税抜価格54,000円
		80Mb/sのもの	税抜価格55,000円
		90Mb/sのもの	税抜価格56,000円
		100Mb/sのもの	税抜価格57,000円
		200Mb/sのもの	税抜価格80,000円
300Mb/sのもの	税抜価格103,000円		
400Mb/sのもの	税抜価格126,000円		

	から発信し、又はアプリケーション設備に着信する通信（契約者回線群所属回線相互間で行うものに限ります。）	500Mb/sのもの	税抜価格149,000円
		600Mb/sのもの	税抜価格172,000円
		700Mb/sのもの	税抜価格195,000円
		800Mb/sのもの	税抜価格220,000円
		900Mb/sのもの	税抜価格245,000円
		1Gb/sのもの	税抜価格270,000円
		1.5Gb/sから20Gb/sのもの	税抜価格270,000円に1Gbit/sを超える0.5 Gbit/s 毎に125,000円を加算した額
備考	<p>ア 当社は、第2類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係る契約者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>イ 当社は、本機能の内容及び実施結果について、その完全性、正確性、確実性又は有用性等につき、いかなる保証も行わないものとし、本機能の利用により生じた結果に対する損害賠償その他何らの責任も負いません。</p> <p>ウ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>（注）イに定める本機能の内容及び本機能の利用により生じた結果には、伝送速度の一時的な制限及びその超過した符号の全部又は一部の破棄を含みます。</p>		

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成29年7月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成29年9月25日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成30年1月31日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成30年3月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成30年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成30年12月5日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成31年1月1日から実施します。

(附則の改正)

- 2 次表左欄の規定について、次表右欄に定める取扱いを行います。

規定	取扱い
平成28年10月1日付附則第2項	「削除」に改めます。

(経過措置)

- 3 当社は、前項の規定にかかわらず、この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款（以下この附則において「改正前約款」といいます。）の規定により提供しているATM方式のものに係るワイドエリアバーチャルスイッチサービスのうち、契約者の責めに帰すことのできない事由により、ただちに代替する電気通信サービスの利用を開始できないものであって、この改正規定実施の日以降もなお従前のとおり取り扱うことについて、当社の業務の遂行上著しい支障がないものに関する提供条件は、当分の間、この約款の規定にかかわらず、なお従前のとおりとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。